

山口県災害時の被災者向け住宅
確保マニュアル

資 料 編

令和6年4月

山口県

資料編目次

資料番号	資料名	項
1	応急仮設住宅建設候補地 一覧表（令和6年3月版）	1
2	応急仮設住宅配置計画高度利用案の設計方針	4
3	高度利用配置計画案	7
4	長期利用を前提としたゆとりある応急仮設時住宅の配置計画仕様	29
5	応急仮設住宅団地 高度利用型（標準型）・ゆとり型 比較表	32
6	ゆとり型配置計画案（ワークショップの改良案）	33
7	全木協中国ブロック応急仮設木造住宅仕様	38
8	集会所・談話室標準図	42
9	応急仮設木造住宅建設工事の想定スケジュールと木材供給スキーム	54
10	木材供給量内訳（令和6年1月時点）	55
11	H25. 7. 28 大雨災害 萩市応急仮設住宅建設スケジュール	56
12	平成30年7月豪雨災害 応急借上げ住宅実施要領	58
13	協定書 及び 運用細則 ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 ・災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書 ・災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書 運用細則	89
14	九州・山口9県災害時応援協定に基づく避難・収容施設及び住宅の提供に係る応援に関する実施細目 木造仮設住宅の建設に係る九州・山口9県の連携に関する取扱い	99
15	関係機関連絡先 一覧表（令和6年4月時点）	103

応急仮設住宅建設候補地一覧(令和6年3月)

市町名	名称	住所	建設可能面積 (※1)	建設可能 戸数(概数) (※2)	
下関市	彦島地区公園	下関市彦島迫町4丁目	8,000㎡	80	
	小月公園	下関市小月公園町	4,500㎡	45	
	秋根記念公園	下関市秋根西町1丁目	4,000㎡	40	
	安岡地区公園	下関市安岡町4丁目	7,600㎡	76	
	下関市垢田運動場	下関市大字垢田	5,700㎡	57	
	グラウンド(旧豊田西中学校)	下関市豊田町大字浮石寺籠2593番2他	8,500㎡	85	
	豊洋運動公園 グランド	下関市豊浦町大字黒井2826番地2	13,000㎡	130	
	芝生広場(夢ヶ丘公園)	下関市豊浦町大字小串88番地	9,000㎡	90	
	グラウンド(旧豊北第二中学校)	下関市豊北町大字神田上2773番地	7,200㎡	72	
	グラウンド(旧豊北第三中学校)	下関市豊北町大字阿川3864番地4	11,300㎡	113	
	豊北総合運動公園多目的グラウンド・芝広場	下関市豊北町大字滝部2914番地	18,100㎡	181	
	多目的グラウンド(田耕市民グラウンド)	下関市豊北町大字田耕4332番地2	5,300㎡	53	
	一里山公園	下関市棟野町一丁目	3,500㎡	35	
	戦場ヶ原公園	下関市後田町五丁目	4,500㎡	45	
	金比羅公園	下関市金比羅町	5,400㎡	54	
	桜山近隣公園	下関市上新地二丁目	1,500㎡	15	
	中六波町運動広場	下関市長府中六波町	1,500㎡	15	
	木屋川近隣公園	下関市木屋川一丁目	7,000㎡	70	
	川中東部公園	下関市川中豊町四丁目	5,000㎡	50	
	川中央公園	下関市伊倉新町五丁目	6,000㎡	60	
	下市多目的広場	下関市菊川町大字田部322-3、324、325-1、326、327、535-5	4,360㎡	43	
	旧殿居小学校	下関市豊田町大字殿居1040番地1	8,200㎡	82	
	多目的広場(市民センター)	下関市東神田町9-1	1,600㎡	16	
	綾羅木1号公園	下関市綾羅木本町七丁目	9,700㎡	97	
	秋根こども公園	下関市秋根本町二丁目	5,300㎡	53	
	吉見近隣公園	下関市吉見里町一丁目	5,100㎡	51	
	新棟野1号公園	下関市新棟野二丁目	7,400㎡	74	
	グラウンド(旧神田小学校)	下関市西神田町5-1	5,200㎡	52	
	グラウンド(旧玉江小学校)	下関市入江町9-1	4,500㎡	45	
	グラウンド(旧第2幼稚園)	下関市入江町10-2	600㎡	6	
		小計		188,560㎡	1,885
	宇部市	グラウンド(恩田公園)	恩田町4丁目	7,600㎡	76
		公園(宮地街区公園)	宮地町	1,500㎡	15
遊休地(旧中山第2浄水場)		大字中山字黒鳥他	8,500㎡	85	
グラウンド(アウトビレージおの)		大字小野字大日原	8,000㎡	80	
公園(小羽山中央公園)		南小羽山町2丁目	7,100㎡	71	
グラウンド(常盤公園スポーツ広場)		大字沖宇部字土取	10,000㎡	100	
公園(請川公園)		あすとびあ3丁目	5,400㎡	54	
グラウンド(黒石体育広場)		大字東須恵字宮の馬場	8,100㎡	81	
グラウンド(楠体育広場)		大字西万倉字口ノ坪	8,400㎡	84	
遊休地(旧吉部小学校グラウンド跡地)		大字東吉部字市の森他	5,800㎡	58	
片倉公園グラウンド		あすとびあ5丁目	5,700㎡	57	
琴崎公園		大字上宇部字高田	3,900㎡	39	
岩鼻公園		松崎町他	1,200㎡	12	
際波街区公園		大字際波字南迫	1,400㎡	14	
船木中央公園		大字船木	1,200㎡	12	
ときわ少年キャンプ場(旧青年の家)		宇部市大字沖宇部	2,300㎡	23	
ときわ公園 東駐車場(第2駐車場)		宇部市大字沖宇部254番地	6,300㎡	63	
ときわ公園 臨時駐車場		宇部市大字沖宇部283番地	3,800㎡	38	
恩田運動公園野球場		恩田町四丁目1番4号	13,000㎡	130	
恩田運動公園野球場駐車場①		野原一丁目2872番地2他	5,300㎡	53	
恩田運動公園野球場駐車場②		恩田町三丁目3223番地2他	2,000㎡	20	
恩田運動公園野球場駐車場③		恩田町三丁目3224番地6他	2,600㎡	26	
ときわ公園多目的広場		大字上宇部字土取310番地	14,000㎡	140	
西山運動広場		大字船木字西田4613番地7	4,000㎡	40	
ときわ公園多目的広場駐車場		大字沖宇部321番地	1,500㎡	15	
ときわ公園南駐車場		亀浦一丁目1番地内	5,300㎡	53	
ときわ公園西駐車場		野中三丁目3番地内	6,400㎡	64	
東岐波小学校グラウンド		大字東岐波字立山3853番地	6,400㎡	64	
西岐波小学校グラウンド		床波三丁目4番10号	7,200㎡	72	
恩田小学校グラウンド		笹山町一丁目4番1号	7,600㎡	76	
上宇部小学校グラウンド		大小路三丁目2番17号	13,600㎡	136	
藤山小学校グラウンド		上条四丁目4番1号	6,800㎡	68	
厚南小学校グラウンド		大字東須恵字下岡の上234番地	10,100㎡	101	
原小学校グラウンド		大字東須恵字沖赤松4267番地	8,700㎡	87	
厚東小学校グラウンド		大字棚井字旦山7番地1	13,000㎡	130	
二俣瀬小学校グラウンド		大字車地字市原36番地	4,800㎡	48	
小野小学校グラウンド		大字小野字宮脇8317番地2	7,000㎡	70	
常盤小学校グラウンド		大字西岐波字論瀬1337番地12	7,800㎡	78	
小羽山小学校グラウンド		東小羽山町一丁目4番13号	8,900㎡	89	
西宇部小学校グラウンド		大字際波字北迫527番地1	11,000㎡	110	
川上小学校グラウンド		大字川上字上荒野20086番地1	10,600㎡	106	
吉部小学校グラウンド		大字東吉部字塙生3425番地1	5,100㎡	51	
万倉小学校グラウンド		大字西万倉字宮ノ後1761番地1	3,400㎡	34	
船木小学校グラウンド		大字船木字岡西4483+D8+D72	7,100㎡	71	
東岐波中学校グラウンド		大字東岐波字向山3828番地	10,800㎡	108	
西岐波中学校グラウンド		床波四丁目1番40号	7,500㎡	75	
常盤中学校グラウンド		上野中町3番40号	13,700㎡	137	
上宇部中学校グラウンド		沼二丁目4番8号	8,400㎡	84	
桃山中学校グラウンド		大字小串字蛭子田671番地	14,700㎡	147	
厚南中学校グラウンド		大字東須恵字上岡の上222番地	11,100㎡	111	
川上中学校グラウンド		大字西岐波字萩原6531番地	16,200㎡	162	
黒石中学校グラウンド		大字東須恵字見妙田20476番地2	15,400㎡	154	
楠中学校グラウンド		大字船木字岡西4481番地	16,100㎡	161	
	小計		403,300㎡	4,033	

市町名	名称	住所	建設可能面積 (※1)	建設可能 戸数(概数) (※2)
山口市	旧篠目小学校グラウンド	山口市阿東篠目379	6,200㎡	62
	旧三谷小学校グラウンド	山口市阿東生雲東分1221	1,000㎡	10
	旧袖野中学校グラウンド	山口市徳地袖木180	1,500㎡	15
	維新百年記念公園球技場	山口市維新公園4丁目	20,700㎡	207
	山口市スポーツの森西京スタジアム	山口市宮野上237	36,100㎡	361
	山口情報芸術センター(中央公園)	山口市中園町1	16,500㎡	165
	小郡運動公園	山口市小郡内座西町2-1	7,000㎡	70
	河原谷公園(山口テクノパーク内)	山口市佐山3-4	6,700㎡	67
	山口市南部運動広場	山口市嘉川5458-1	7,400㎡	74
	阿東山村広場	山口市阿東徳佐下46番地	6,000㎡	60
	阿東運動広場多目的広場	山口市阿東地福下235-4	20,000㎡	200
	旧龜山小学校グラウンド	山口市阿東徳佐上1485-1	3,200㎡	32
	藤尾山公園	山口市佐山2369他	2,800㎡	28
	小計		135,100㎡	1,351
	萩市	旧山口県立奈古高校須佐分校 グラウンド	萩市大字須佐5200番地4	2,000㎡
田万川コミュニティセンター 敷地内		萩市大字江崎320番地1	1,700㎡	17
下小川ふれあいセンター敷地内		萩市大字下小川1731番地1	1,200㎡	12
土原グラウンド		萩市大字土原528番地2	3,000㎡	30
萩市旭農林漁業者等山村広場		萩市大字佐々並2753番地ほか	8,600㎡	86
萩市須佐グラウンド		萩市大字須佐3165番地1	8,600㎡	86
立野集会所、倉庫、グラウンド		萩市川上1425番地、1432番地、1432番地1	1,200㎡	12
陶芸の村公園催し物広場		萩市大字椿東179番地	2,200㎡	22
陶芸の村公園催し物交流広場		萩市大字椿東1289番地	1,500㎡	15
草仮置き場		萩市大字吉部上853番地1外	1,000㎡	10
陶芸の村公園展示広場		萩市大字椿東1287番地2	4,500㎡	45
陶芸の村公園展望広場		萩市大字椿東177番地2	700㎡	7
陶芸の村公園隣接広場		萩市大字椿東1300番地2	2,500㎡	25
中ノ倉町内会事業用地		萩市大字椿東2260番地1	3,100㎡	31
はなもゆ多目的広場		萩市大字山田12406番地	2,100㎡	21
萩ウェルネスパークゲートボール場	萩市大字椿	700㎡	7	
萩ウェルネスパーク芝生広場	萩市大字椿	5,000㎡	50	
小計		49,600㎡	496	
防府市	牟礼中学校グラウンド	防府市敷山町1-1	14,800㎡	148
	松崎小学校グラウンド	防府市東松崎町1-1	10,500㎡	105
	岩島公園	防府市岩島一丁目3930	1,700㎡	17
	三田尻御茶屋公園	防府市お茶屋町1307-1外	1,300㎡	13
	大道中学校グラウンド	防府市大字台道1124	6,700㎡	67
	富海小学校グラウンド	防府市大字富海1248	700㎡	7
	富海中学校グラウンド	防府市大字富海1246-1	6,000㎡	60
	小計		41,700㎡	417
下松市	葉山グラウンド	下松市葉山1丁目819番34号	18,300㎡	183
	下松スポーツ公園総合グラウンド	下松市大字河内字恋路140番	22,800㎡	228
	生野屋コミュニティ広場	下松市生野屋5-555-1	3,000㎡	30
	下松市東陽6丁目5番	瀬ノ口公園	6,800㎡	68
	下松市地域交流センター ふれあい広場	下松市生野屋南1丁目338-3	7,800㎡	78
	下松市勤労者総合福祉センター多目的広場	下松市潮音町2丁目16番8号	2,300㎡	23
小計		61,000㎡	610	
岩国市	由宇グラウンド	岩国市由宇町中央二丁目19	7,000㎡	70
	玖珂総合公園	岩国市玖珂町3800-1	60,800㎡	608
	美和総合グラウンド	岩国市美和町生見2116	4,000㎡	40
	本郷支所駐車場	岩国市本郷町本郷2102-1、2103	4,200㎡	42
	サン・ビレッジ周東	岩国市周東町用田 山137-16外	10,600㎡	106
	旧祖生東小学校グラウンド	岩国市周東町祖生1480	600㎡	6
	旧河内中学校	岩国市土生64の一部	5,400㎡	54
	玖珂中央グラウンド	岩国市玖珂町4930-1	8,300㎡	83
	周東中央グラウンド	岩国市周東町下久原1152-2他	7,600㎡	76
	旧三瀬川小学校	岩国市周東町三瀬川1330	3,400㎡	34
	旧深須小学校	岩国市錦町須川3319	3,100㎡	31
	旧河山小学校グラウンド(美川河山運動広場)	岩国市美川町四馬神131-4	2,500㎡	25
	旧西畑小学校	岩国市美和西畑431-2	3,600㎡	36
	旧たかもり保育園	岩国市周東町下久原1152-3他	5,800㎡	58
	浪の浦街区公園	岩国市通津2096-86	1,700㎡	17
	海士路街区公園	岩国市海士路町二丁目1487-1	800㎡	8
	海士路第二街区公園	岩国市海士路町二丁目1909	2,700㎡	27
	室の木台第一街区公園	岩国市室の木町四丁目10138-86	1,300㎡	13
	明生台街区公園	岩国市平田一丁目43-147	1,000㎡	10
	山中街区公園	岩国市南岩国町二丁目2364-5	2,600㎡	26
	梅が丘第一街区公園	岩国市平田六丁目1154-1	4,100㎡	41
	梅が丘第二街区公園	岩国市平田六丁目1144-1	4,700㎡	47
	梅が丘第三街区公園	岩国市平田六丁目1129	1,800㎡	18
	梅が丘第四街区公園	岩国市平田六丁目1133-7	4,600㎡	46
	南岩国第一街区公園	岩国市南岩国町二丁目10003-403	1,900㎡	19
	南岩国第二街区公園	岩国市南岩国町二丁目10003-43	2,000㎡	20
	東壘台街区公園	岩国市南岩国町五丁目11277-89	1,300㎡	13
	瀬戸海街区公園	岩国市青木町三丁目1171-1	1,700㎡	17
	平田第七街区公園	岩国市平田一丁目2202-23	1,800㎡	18
	平田第八街区公園	岩国市平田一丁目2211-14	800㎡	8
	愛宕神社前広場	岩国市牛野谷町三丁目254-10	2,900㎡	29
	オーク平田ふれあい公園	岩国市平田五丁目10586-30他	1,100㎡	11
	オーク平田なかよし公園	岩国市平田五丁目10586-121他	900㎡	9
	由宇崎街区公園	岩国市由宇町由宇崎7713-3	1,300㎡	13
	新市街区公園	岩国市玖珂町5315-1	1,300㎡	13
	上市街区公園	岩国市玖珂町815-1	700㎡	7
	柳井田下街区公園	岩国市玖珂町3334-1	1,400㎡	14
	野口上ふれあい公園	岩国市玖珂町1277-3	1,900㎡	19
	北部ふれあい公園	岩国市玖珂町627-1他	1,300㎡	13
	若葉児童遊園	岩国市周東町上久原1074-2	1,500㎡	15
旧本郷村民プール跡地	岩国市本郷町2106-1他	1,700㎡	17	
錦上須川運動広場	岩国市錦町須川14098-1他	21,000㎡	210	
玖珂グラウンド	岩国市玖珂町6316-1	14,700㎡	147	
小計		213,400㎡	2,134	

市町名	名称	住所	建設可能面積 (※1)	建設可能 戸数(概数) (※2)
光市	グラウンド(光スポーツ公園)	光市大字光井110番地	33,400㎡	334
	グラウンド(大和総合運動公園)	光市岩田849番地	23,700㎡	237
	小計		57,100㎡	571
長門市	旧青海島小学校グラウンド	長門市仙崎2874番地	2,300㎡	23
	香月泰男美術館専用駐車場	長門市三隅中303番地	2,000㎡	20
	黄波戸漁村広場(グラウンド)	長門市日置上6252番地7	8,400㎡	84
	旧油谷中学校グラウンド	長門市油谷後畑3758番地	3,500㎡	35
	日置総合運動公園農村広場	長門市日置中10701番地	9,600㎡	96
	ながとスポーツ公園(グランドゴルフ場)	長門市東深川2936番地	6,000㎡	60
	ゆや広場周辺用地(油谷コミュニティパーク横)	長門市油谷河原10985番地3 外12筆	3,500㎡	35
	小計		35,300㎡	353
柳井市	柳東小学校グラウンド	柳井市柳井964-1(白濁西二)	5,200㎡	52
	柳井小学校グラウンド	柳井市柳井3680-4(尾の上)	7,700㎡	77
	柳井商業高等学校跡地グラウンド	柳井市柳井3895-2(尾の上)	13,000㎡	130
	柳井中学校グラウンド	柳井市柳井4155(尾の上)	15,000㎡	150
	ふたば児童公園	柳井市柳井2302-1外	600㎡	6
	日積小学校グラウンド	柳井市日積6951(宮ヶ峠)	4,200㎡	42
	伊陸小学校グラウンド	柳井市伊陸5856-1(宮ヶ原)	3,100㎡	31
	伊陸グラウンド	柳井市伊陸12442(宗兼)	9,700㎡	97
	新庄小学校グラウンド	柳井市新庄2614(宮の下東)	6,100㎡	61
	柳井西中学校グラウンド	柳井市余田2111(堀)	1,500㎡	15
余田小学校グラウンド	柳井市余田1419(小平尾)	3,800㎡	38	
大畠グラウンド	柳井市神代1676(東瀬戸)	1,700㎡	17	
	小計		71,600㎡	716
美祿市	美祿中央公園多目的広場	美祿市大嶺町東分字池尻1313	9,800㎡	98
	美祿市秋芳北部総合運動公園多目的グラウンド	美祿市秋芳町夏2233番地	21,000㎡	210
	旧美祿高等学校グラウンド	美祿市秋芳町秋吉5236	19,500㎡	195
	小計		50,300㎡	503
周南市	周南緑地(東緑地)第2、第3グラウンド	周南市大字徳山周南緑地(東緑地)	15,000㎡	150
	旧山口県立徳山商業高等学校グラウンド	周南市遠石2丁目11-1	7,200㎡	72
	旧徳山北分校グラウンド	周南市須々万奥430-1	15,000㎡	150
	周南緑地(東緑地)ソフトボール球場	周南市大字徳山周南緑地(東緑地)	5,000㎡	50
	周南緑地(東緑地)第4、第5グラウンド	周南市大字徳山周南緑地(東緑地)	8,500㎡	85
	周南緑地(東緑地)サッカー場	周南市大字徳山周南緑地(東緑地)	10,000㎡	100
	周南緑地(東緑地)運動広場	周南市大字徳山周南緑地(東緑地)	5,300㎡	53
	周南緑地(東緑地)テニスコート	周南市大字徳山周南緑地(東緑地)	5,300㎡	53
	熊毛中央公園	周南市大字呼坂85番23外	7,200㎡	72
	コアプラザかの(駐車場)	周南市鹿野上字サヤノ原910	4,300㎡	43
	小計		82,800㎡	828
山陽小野田市	柿の木坂南公園	山陽小野田市柿の木坂一丁目	700㎡	7
	浜田公園	山陽小野田市大字有帆字六ノ浜田113-1 他	180㎡	1
	叶松公園	山陽小野田市叶松二丁目	2,300㎡	23
	殿町公園	山陽小野田市大字都字上郷	1,300㎡	13
	小野田・楠企業団地内公園	山陽小野田市高畑	12,100㎡	121
	新山野井団地内公園	山陽小野田市大字山野井	11,800㎡	118
	(旧)厚陽中学校グラウンド	山陽小野田市大字都3250番地	5,000㎡	50
	山陽小野田市岡石丸運動広場	山陽小野田市大字山川844番地31	12,600㎡	126
	山陽オートレース場 駐車場	山陽小野田市大字生字沖代1457他	20,000㎡	200
	小計		65,980㎡	659
周防大島町	旧小学校運動場(旧椋野小学校)	周防大島町大字椋野1328番地1	1,500㎡	15
	旧小学校運動場(旧屋代小学校)	周防大島町大字西屋代1619番地	2,500㎡	25
	屋代ダム公園運動広場	周防大島町大字東屋代1213番地1 他7筆	2,800㎡	28
	小計		6,800㎡	68
和木町	蜂ヶ峯多目的広場	玖珂郡和木町瀬田4丁目地内	5,000㎡	50
	蜂ヶ峯総合公園グラウンド	玖珂郡和木町大字瀬田紺屋作260-1	15,000㎡	150
	小計		20,000㎡	200
上関町	旧熊毛南高校上関分校グラウンド	熊毛郡上関町大字長島594, 629, 10148	3,600㎡	36
	旧上関小学校グラウンド	熊毛郡上関町大字長島449-1	1,200㎡	12
	上関町民グラウンド	熊毛郡上関町大字壺津342-1	13,000㎡	130
	小計		17,800㎡	178
田布施町	遊休地(駐車場)	田布施町中央南1番地9	3,000㎡	30
	小計		3,000㎡	30
平生町	平生中学校グラウンド	平生町大字曾根1844	12,700㎡	127
	旧大野小学校跡地	平生町大字大野南804-1	2,000㎡	20
	みのげ児童公園	平生町大字大野南626-5	500㎡	5
	佐賀地域交流センターグラウンド	平生町大字佐賀1525-1、1525-3	2,100㎡	21
	小計		17,300㎡	173
阿武町	阿武小中学校グラウンド	阿武町大字奈古2967-1	10,400㎡	104
	小計		10,400㎡	104
	合計		1,531,040㎡	15,309

(※1) 建設可能な敷地面積、又は同面積から災害想定エリアを除いた面積

(※2) 敷地面積を戸当たり100㎡で除して得られた、想定戸数

応急仮設住宅配置計画高度利用案の設計方針

■前提条件

- 1) 本配置計画案は、戸数を優先した高度利用案であり、長期間（概ね2年以上）の設置は想定していない。
- 2) 以下の項目については、被災者の世帯人員等に応じて整備する必要があることから、着工前に市町と協議の上、配置計画を最終決定するものとする。
 - ・仮設住宅の型別及び戸数。（「住戸配置について」のとおり想定して配置）
 - ・集会所及び談話室の棟数及び規模。（災害救助法施行令の規定に準じて設置）
 - ・浄化槽の処理能力及び、受水槽の容量。
- 3) 応急仮設住宅及び、必要施設を敷地内で完結させ、周辺施設の条件は考慮しない。

■住戸配置について

- 1) 集会所等施設や駐車場は、敷地内にて計画する。
- 2) 敷地に土砂災害防止法に定められている警戒区域、特別警戒区域がある場合、その範囲内には住戸を配置しないよう計画する。
- 3) 住戸の大きさは、2DK、2戸の住戸面積が、1DKと3Kを足した住戸面積と同じになるため、入居者の家族属性に応じて住戸プランの変更が容易となるよう、2DKのみにて計画する。
- 4) 住戸の連棟は、各棟の電気引込容量を考慮し、各6戸までとする。
- 5) 隣棟間隔は、4mとする。
- 6) 建物の向きは、採光を考慮し、居室をできる限り南向きとする。
- 7) 敷地内の既設埋設管については、未確認のため、着工前に試掘等を行い確認の上、施工することとする。

■通路について

- 1) 幹線通路幅は、歩車分離のため、すべて8mとする。
- 2) 歩道の舗装範囲は、主要通路から住戸間及び、建物周囲2m以上とする。
- 3) 舗装参考仕様。
 - ・アスファルト舗装の車道
アスファルトの厚さは、 $T=240\text{mm}$ とし、舗装構成は、密粒アスファルト40mm、粒調碎石50mm、再生クラッシャーラン(RC-40)150mとする。
 - ・碎石舗装の車道。
再生クラッシャーラン(RC-40)150mとする。
 - ・アスファルト舗装の歩道
アスファルトの厚さは、 $T=130\text{mm}$ とし、舗装構成は、密粒アスファルト30mm、再生クラッシャーラン(RC-40)100mとする。

※再生クラッシュラン(RC-40)の調達に問題がある場合には協議事項とする。

■集会所、談話室について

- 1) 集会所、談話室は、主たる出入口付近に設置する。
- 2) 集会所は、50戸以上の団地に1箇所(床面積100㎡程度)設置する。
- 3) 談話室は、概ね、10戸以上50戸未満の団地に、1箇所(床面積40㎡程度)設置する。
- 4) スロープの位置は、入居者の安全な動線を考慮し、駐車場と反対方向とする。

■ゴミ置場について

- 1) ゴミ置場の位置は、ゴミ収集車の乗り入れを考慮し、幹線通路又は、主たる出入口付近に設置する。
- 2) ゴミ置場は、1戸あたり0.2㎡(過去実績基準)とする。
- 3) ゴミ置場の設置場所は、臭気等、居住環境に配慮し、住戸にできる限り近づけないように配慮する。

■プロパンガス置場の設置について

- 1) プロパンガスは、1棟ごとの集中配管とする。

■浄化槽、受水槽について

- 1) 有事の際には、上下水本管使用可能状況の把握が困難なため、浄化槽及び受水槽の設置が必要と想定し、計画を行う。(整備されている公共の上下水道の被害がない場合、既存のものを使用する。また、給水車などのソフト面での対応がある場合、状況に応じて規模等を算定する)
- 2) 浄化槽数は、住戸の計画人数及び、規模より算定し、既製品(50人槽)にて計画する。
 - ・算定方法
2DKの計画人数を「し尿処理対象人員算定基準」より、3.5人とし計算を行う。
- 3) 浄化槽の位置は、臭気や、ブローの騒音等、居住環境へ配慮し、住戸より極力隔離するよう配置する。
- 4) 受水槽容量は、住戸の計画人数及び規模により算定する。
 - ・算定方法
1日の使用量を200L/1人と仮定し、計画人数は、浄化槽の計画人数とする。
また、受水槽については、有効容量を、1日使用量の50%、最大容量を、80%とし、計算を行う。
- 5) 浄化槽及び受水槽には、安全性を考慮し、周囲にフェンスを設置する。
- 6) 実際の計画人数及び、1人当たりの水道使用量は、各市町の基準と照合の上、協議を行い決定することとする。

■敷地排水について

- 1) 本配置計画案は、敷地が平坦な建設地を想定しているが、実際は敷地の水勾配を調査し、住棟付近にできるだけ水溜りができないよう配置計画を行う。
- 2) 建物屋根の雨水の処理を行うため、建物周囲を碎石敷きとし、浸透を促すよう計画する。災害の状況に応じて、必要であれば雨水排水設備に接続する。

■駐車場について

- 1) 駐車場配置は、入居者の安全を考慮し、各住戸から車輛動線と、入居者動線を分離することを考慮する。また敷地形状により分離できない場合には、安全柵（単管、または長尺杭、及びトラロープ等）設置にて入居者の安全を確保する。
- 2) 大規模団地での駐車場配置は、利便性を考慮し、各住戸からの距離が遠くならないよう分散した配置とする。
- 3) 入居者の駐車場台数は、住戸数と同等数計画する。
- 4) 来客用駐車場は、集会所、談話室付近に設置し、台数は、住戸数の約1割程度の台数を計画する。
- 5) 駐車場は、駐車枠5m×2.5m、車路6m以上とする。
- 6) 駐車場の舗装参考仕様。
 - ・碎石を敷き均しとし、構成は再生クラッシュラン（RC-40）100mとする。
 - ・車止めの設置は各市町との協議とする。
 - ・駐車場番号表示方法については、コンクリート平板（300×300）に住戸番号を記したものを地面に埋め込む。

※再生クラッシュラン（RC-40）の調達に問題がある場合には協議事項とする。

■団地案内板

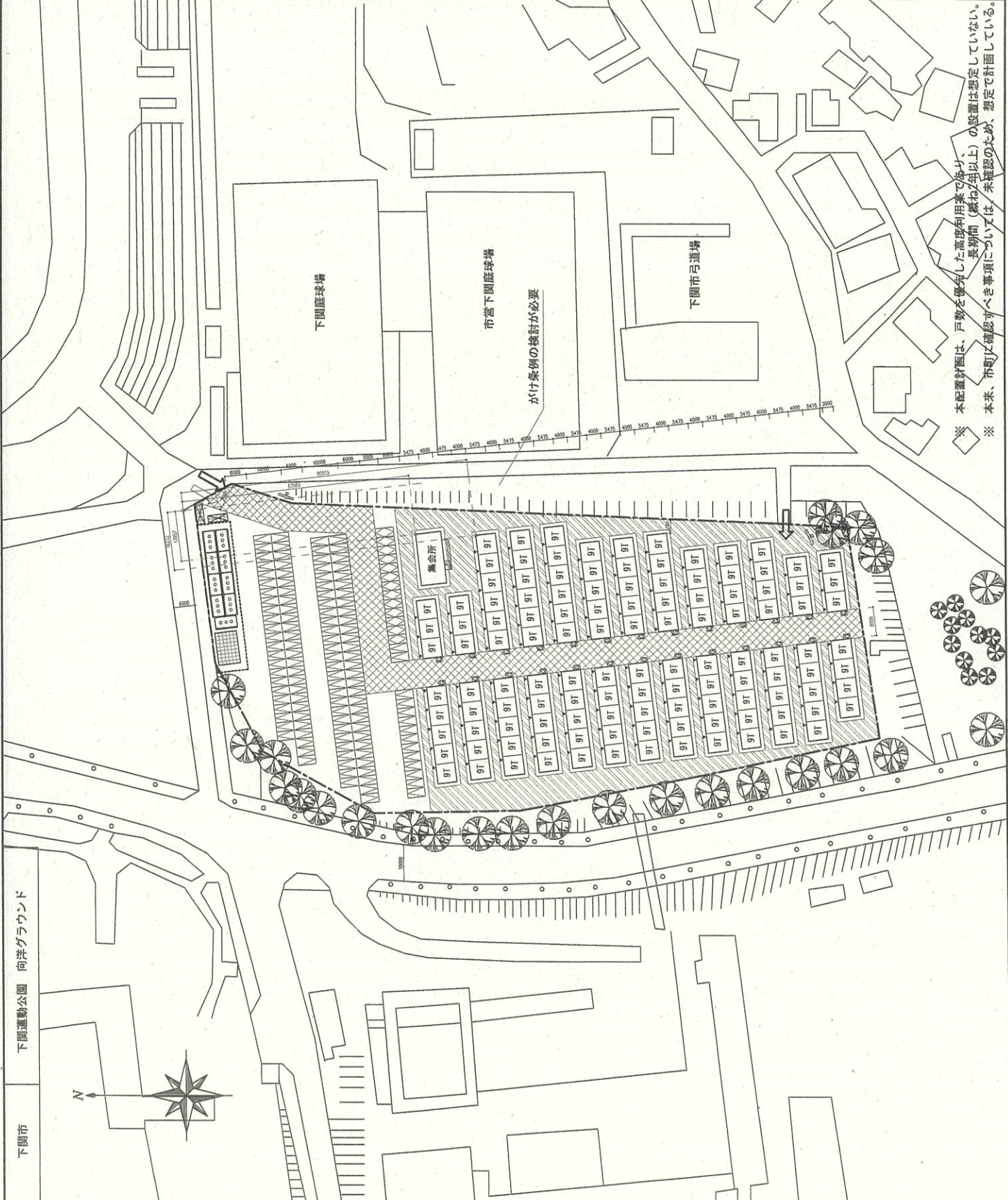
- 1) 団地案内板は、主たる出入口に設置することとし、必要に応じて、入居者が出入りする場所にも配置する。
- 2) 集会所外部に掲示板を1箇所設置する。

■その他

- 1) 敷地内の既存樹木の伐採のないよう計画する。ただし、建設地によっては枝払いを行うこともある。
- 2) 防犯灯については、周囲の外灯、近隣住居及び田畑への影響等、建設時の敷地実情に則した計画とする。

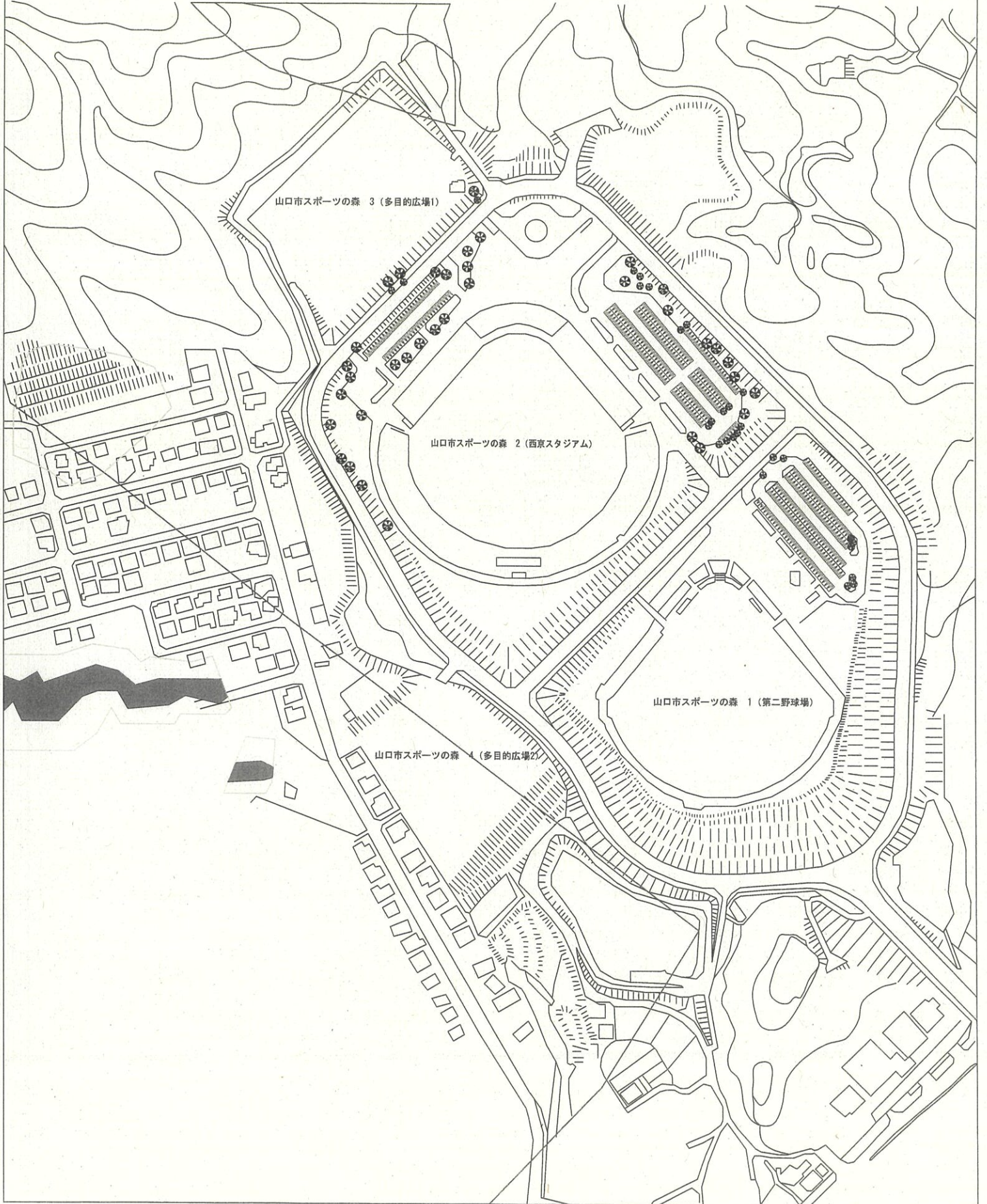


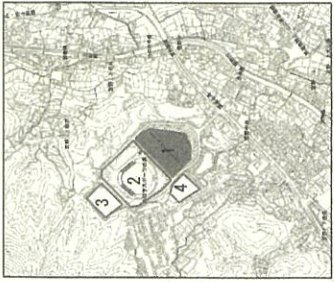
建設地住所	下関市向洋町丁目
現状地盤	土
敷地面積	17,000 m ²
有効敷地面積	13,650 m ²
戸あたり面積	112.80 m ² /戸
住宅戸数(2DK)計	121戸
談話室	0カ所
集会所	1カ所
駐車場	121台
乗客用駐車場	13台
計画敷地の土砂災害危険等	有・無
浄化槽	(有)・無 (450人槽)
2DK:3.5A×121戸=423.5A	50人槽×9台=450人槽
計:423.5A	
受水槽	(有)・無 (53m ³)
2DK:3.5A×121戸=423.5A	受水槽本体容量
	=200L×423.5×0.6÷0.8
	=52,937.5L=53m ³ 必要
計:423.5A	53m ³ ×1台=53m ³
ガス	プロパン・都市ガス
凡例	
出入口	▲
幹線道路	▨
アスファルト舗装	▧
駐車スペース(区画線有)	▩
駐車スペース(茶客用)	▪
主たる出入口	↑
敷地出入口	⇨
ゴミ置場 (0.2m ² /戸)	▧
面地案内板	△
プロパン置場	G
浄化槽	○○○
受水槽	▧
有効敷地の境界線	---
配置計画図	A3 S=1:1000
山口県承認印	



※ 本配置計画は、戸数を確保した高度利用案であり、長期間(概ね7年以上)の設置は想定していない。
 ※ 本来、市町は確認すべき事項については、未確認のため、想定で計画している。

山口市スポーツの森 全体図

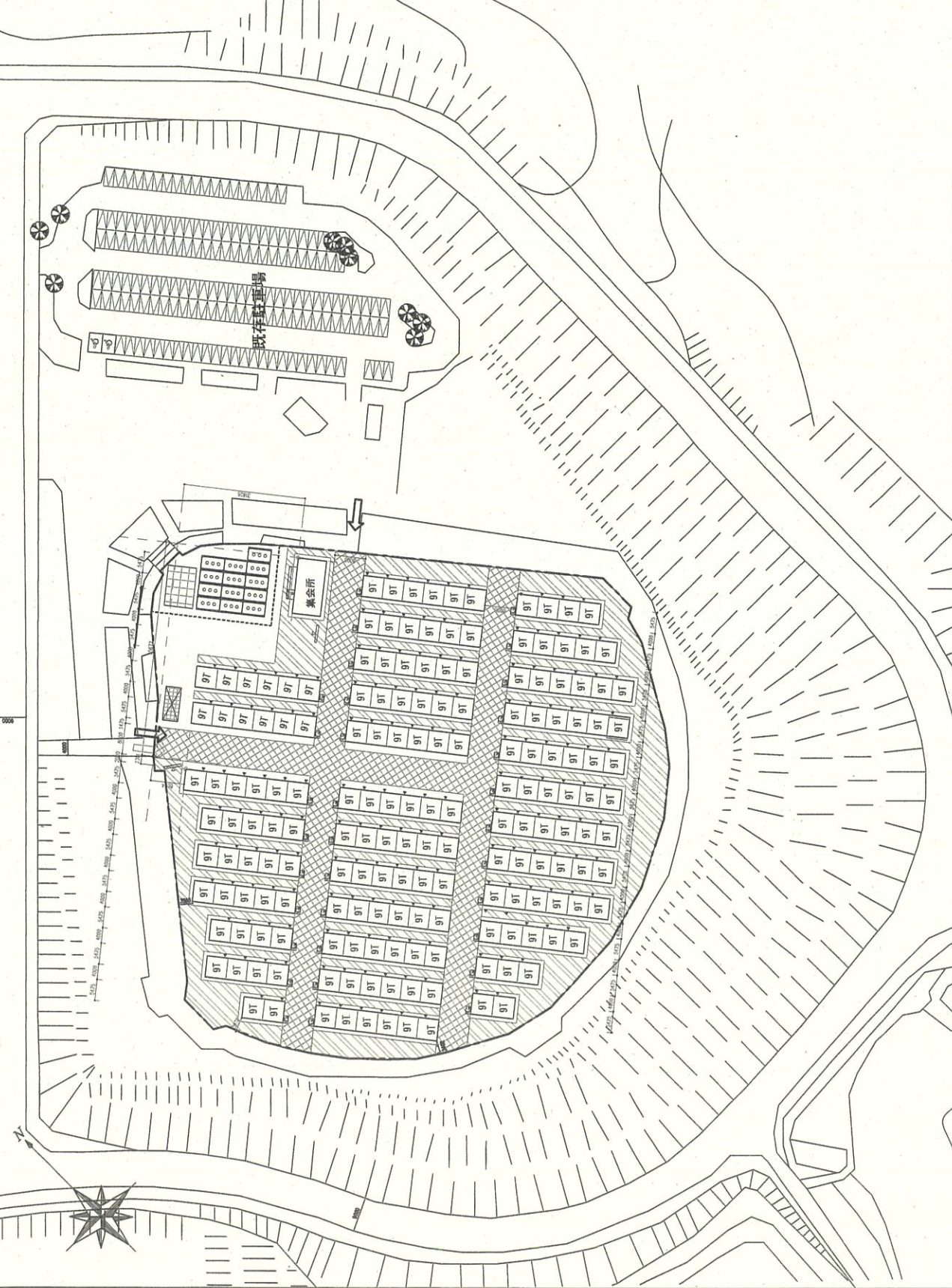




建設地住所	山口市宮野上237
現状地盤	土
敷地面積	13,000 m ²
有効敷地面積	13,000 m ²
戸あたり面積	73.86m ² /戸
住宅戸数(20K)	176戸
談話室	0ヵ所
乗会所	1ヵ所
駐車場	入居者、来客用ともに 多目的広場2ヶ
計画敷地内の土砂災害警戒区域等	有・無
浄化槽	(有)・無 (650人槽)
20K:3.5A×176戸=616人	50人槽×13台=650人槽
計:616人	
受水槽	(有)・無 (77m ³)
20K:3.5A×176戸=616人	受水槽本体容量 =200L×616×0.5÷0.8 =77,000L=77m ³ 必要
計:616人	77m ³ ×1台=77m ³
ガス	プロパン・都市ガス

凡例	出入口
▲	出入口
斜線	幹線道路
斜線	アスファルト舗装
斜線	駐車スペース(区画線有)
斜線	駐車スペース(来客用)
↑	主たる出入口
↑	敷地出入口
斜線	敷地出入口
斜線	ゴミ置場 (0.2m ² /戸)
斜線	団地案内板
G	プロパン置場
○○○	浄化槽
□	受水槽
---	有効敷地の境界線

配置計画図 A3 S=1:1000
山口県承認印



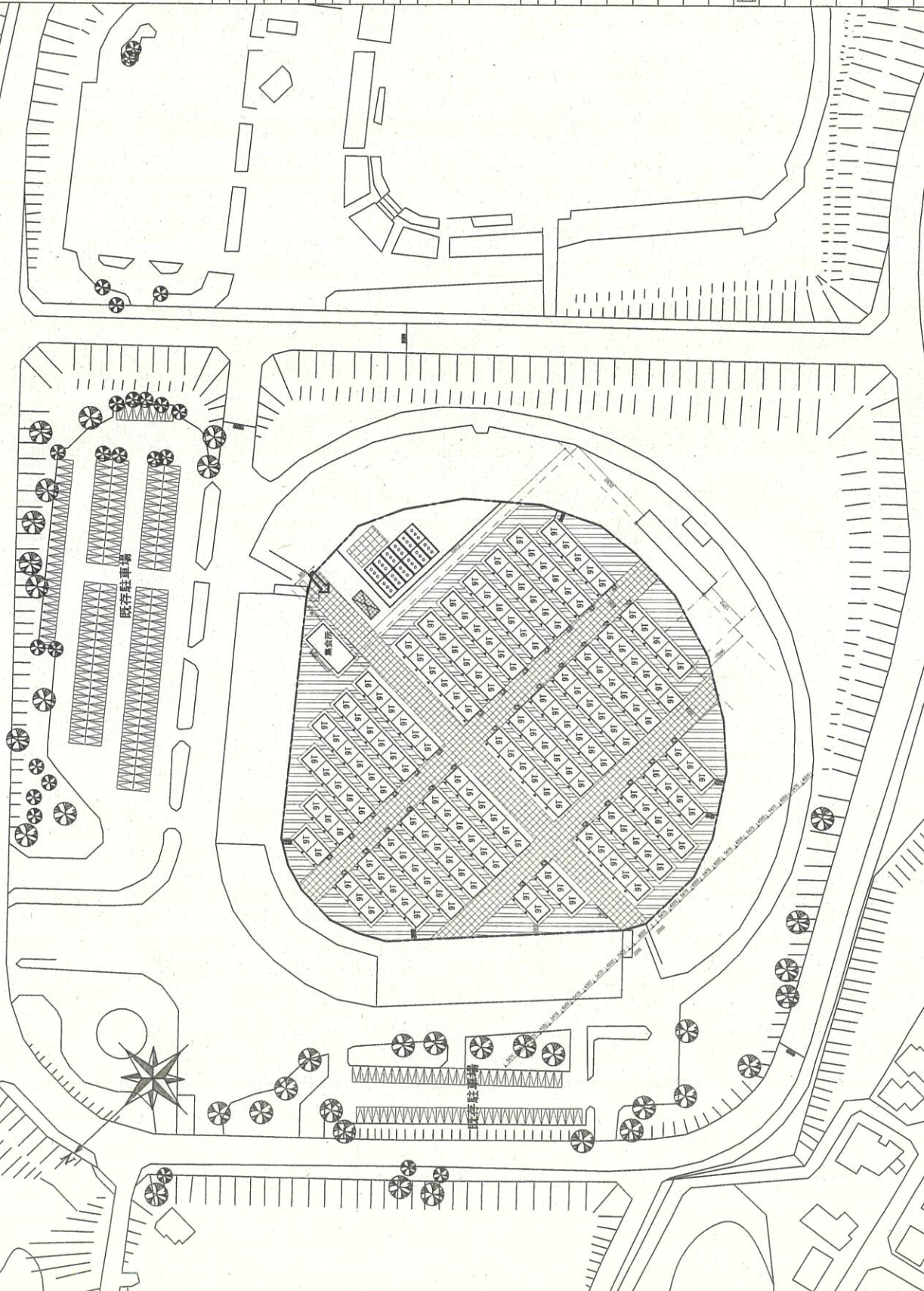
※ 本配置計画は、戸数を優先した高度利用案であり、長期間（概ね2年以上）の設置は想定していない。
※ 本来、市町に確認すべき事項については、未確認のため、想定で計画している。



建設地住所	山口市宮野上237
現状地盤	土
敷地面積	14,500 m ²
有効敷地面積	14,500 m ²
戸あたり面積	85.79m ² /戸
住宅戸数(20K)	169戸
談話室	0カ所
集会所	1カ所
駐車場	入居者、来客用ともに 多目的広場2ヶ
計画敷地内の工務業者区域等	有 ・ (無)
浄化槽	(有) ・ 無 (600人槽)
変水槽	(有) ・ 無 (71m)
ガス	プロパン ・ 都市ガス

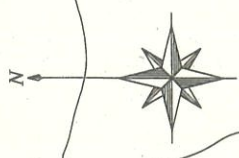
凡例	出入口
幹線道路	アスファルト舗装
駐車スペース(区画線有)	駐車スペース(来客用)
主たる出入口	敷地出入口
敷地出入口	ゴミ置場 (0.2m ² /戸)
固地案内板	プロパン置場
浄化槽	受水槽
有効敷地の境界線	

配置計画図 A3 S=1:1200
山口市承認印



※ 本配置計画は、戸数を確保した高利用集まり、長期間(概ね2年以上)の設置を想定していません。
※ 本来、市町に確認すべき事項については、未確認のため、地味で計画していません。

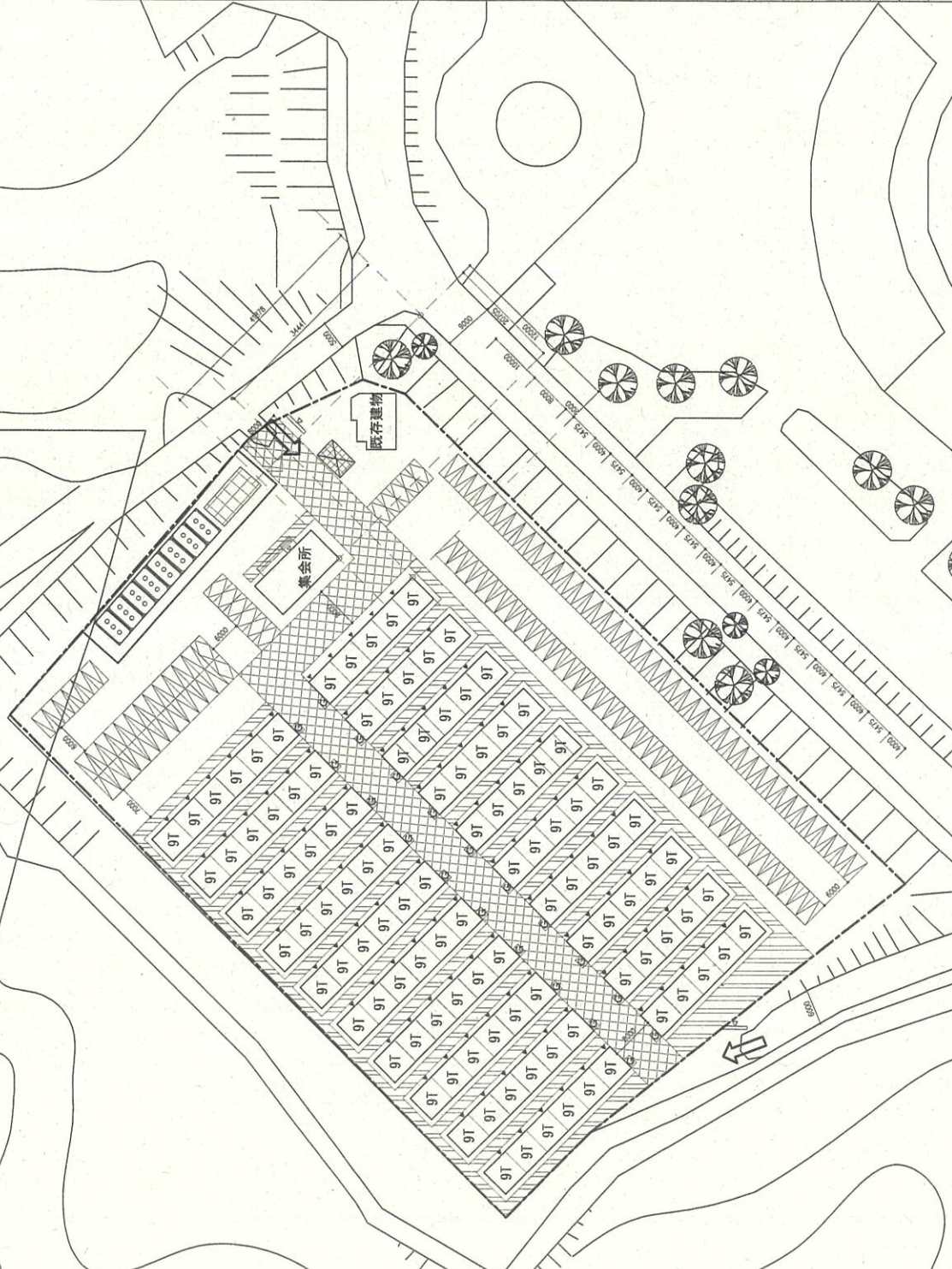
土石流警戒区域



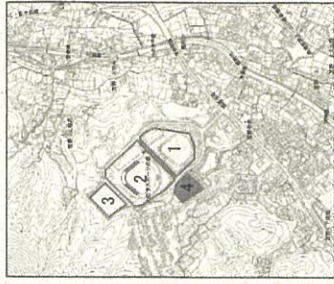
建設地住所	山口市宮野上237
現状地盤	土
敷地面積	8,896 m ²
有効敷地面積	8,896 m ²
戸あたり面積	80.87m ² /戸
住宅戸数(2DK)	110戸
談話室	0カ所
集会所	1カ所
駐車場	110台
来客用駐車場	13台
計画敷地内の土砂災害警戒区域	(有) 無
浄化槽	(有) 無 (400人槽)
2DK:3.5A×110戸=385人	50人槽×8台=400人槽
計:385人	
受水槽	(有) 無 (49m ³)
2DK:3.5A×110戸=385人	受水槽本体容量
	=200L×385×0.5÷0.8
	=48,125L=49m ³ 必要
	49m ³ ×1台=49m ³
計:385人	
ガス	プロパン・都市ガス

凡例	
出入口	▲
幹線道路	▨
アスファルト舗装	▧
駐車スペース(区画線有)	▩
駐車スペース(未客用)	▫
主たる出入口	⇨
敷地出入口	⇨
ゴミ置場 (0.2m ² /戸)	▧
団地案内板	G
プロパン置場	○
浄化槽	□
受水槽	■
有効敷地の境界線	---

配置計画図	A3 S=1:800
山口県承認印	



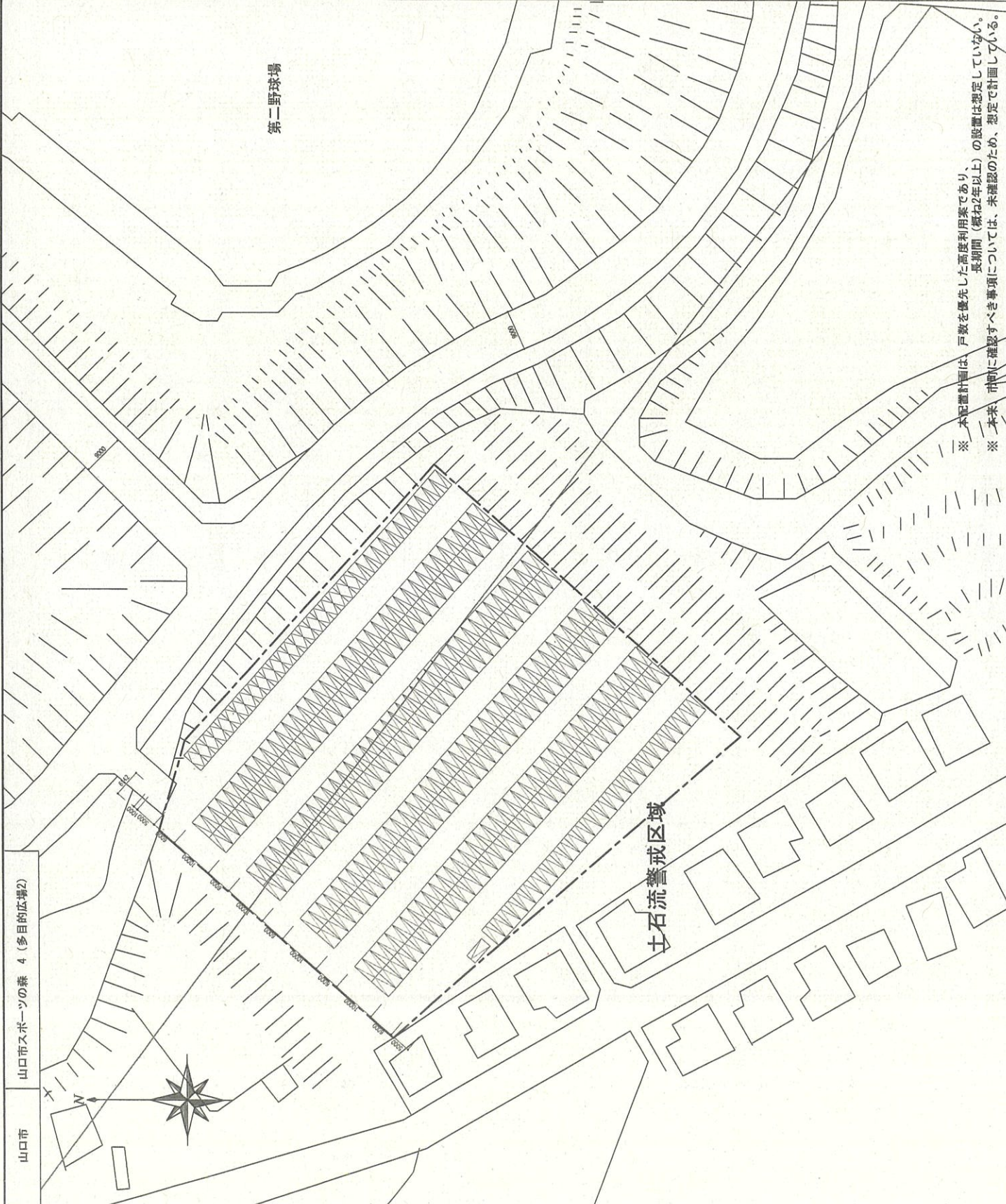
※ 本配置計画は、戸数を優先した高度利用案であり、長期間（概ね2年以上）の設置は想定していない。
 ※ 本来、市町に確認すべき事項については、未確認のため、想定で計画している。



建設地住所	山口市宮野上237
現状地盤	土
敷地面積	7,310 m ²
有効敷地面積	7,310 m ²
戸あたり面積	***m ² /戸
住宅戸数(20%)	**戸
談話室	0カ所
集会所	0カ所
駐車場	345台
駐車場	22台
茶室用駐車場	22台
計画敷地内の土砂災害警戒区域等	(有)・無
浄化槽	(有)・無 (**人槽)
20%:3.5人×**戸=***人	50人槽×**台=***人槽
計:***人	
受水槽	(有)・無 (20m)
20%:3.5人×**戸=***人	受水槽本体容量
	≦200L×**台×0.5÷0.8
	L=m ³ 必要
	m ³ ×1台=m ³
計:***人	
ガス	プロパン・都市ガス

凡例	
出入口	▲
幹線道路	▨
アスファルト舗装	▧
駐車スペース(区画線有)	▩
駐車スペース(茶客用)	▪
主たる出入口	↑
敷地出入口	⇨
ゴミ置場 (0.2m ² /戸)	▧
団地案内板	△
プロパン電柱	G
浄化槽	○○○
受水槽	▧
有効敷地の境界線	---

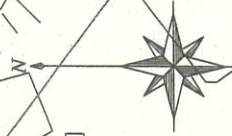
配置計画図	A3 S=1:800
山口県承認印	



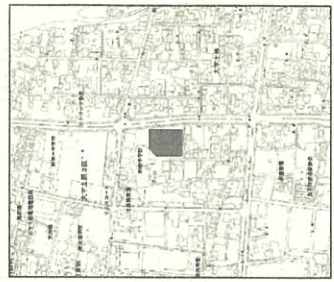
第二野球場

土石流警戒区域

山口市
山口市スポーツの森 4 (多目的広場2)



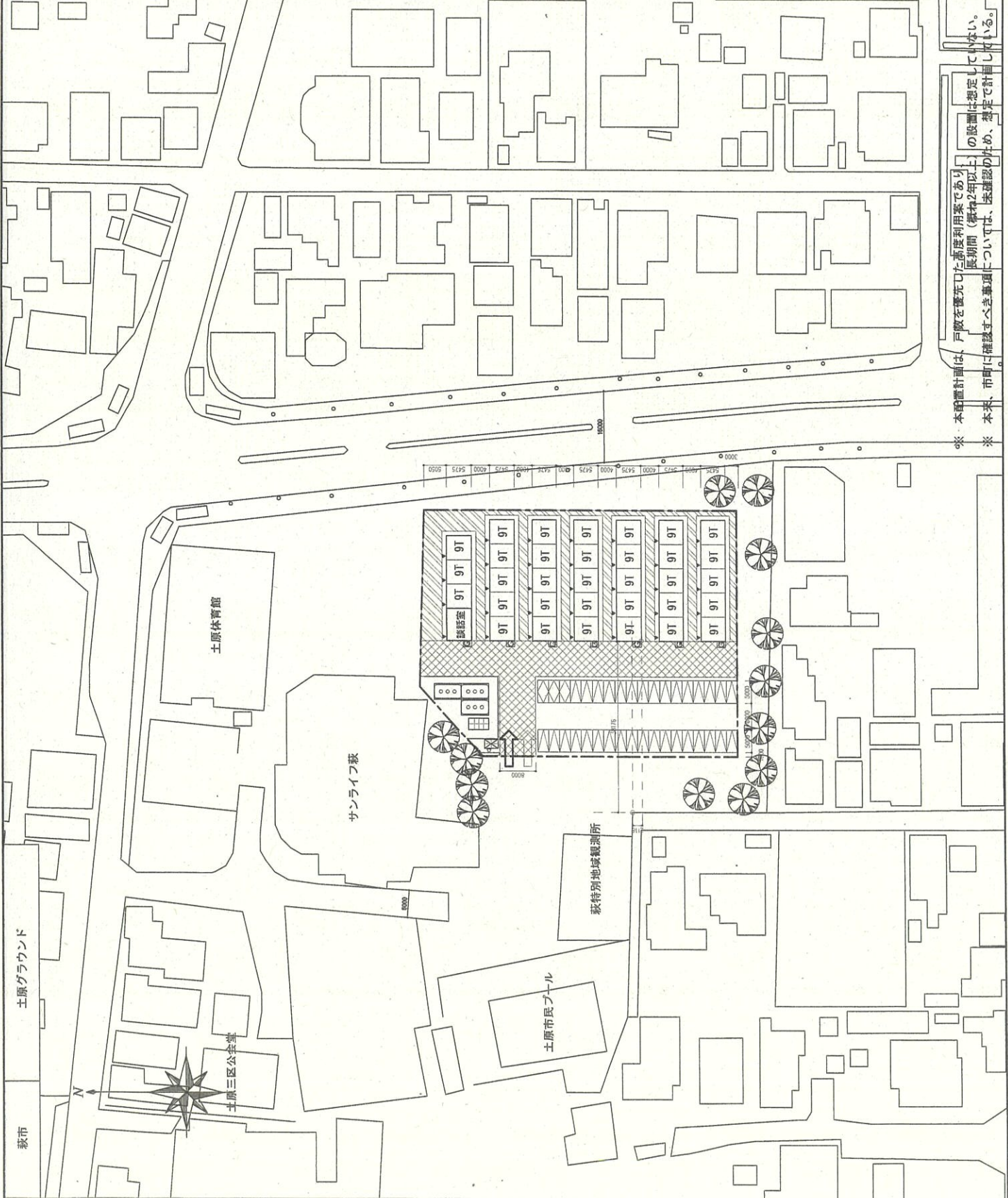
※ 本配置計画は、戸数を優先した高率利用案であり、長期間(概ね2年以上)の設置は想定していない。
 ※ 本来、市街に確認すべき事項については、未確認のため、想定で計画している。



建設地住所	秋田市土原528番地2
現状地盤	土
敷地面積	3,700 m ²
有効敷地面積	3,700 m ²
戸あたり面積	112.12 m ² /戸
住宅戸数(20K)	33戸
談話室	1カ所
兼会所	0カ所
駐車場	33台
来客用駐車場	3台
計画敷地内の土砂災害危険等級	有・無
浄化槽	(有)・無 (150人槽)
20K: 3.5人 × 33戸 = 115.5人	50人槽 × 3台 = 150人槽
計: 115.5人	
受水槽	(有)・無 (15m ³)
20K: 3.5人 × 33戸 = 115.5人	受水槽本体容量 = 200L × 115.5 × 0.5 = 0.8 = 14.437.5L = 15m ³ 必要
計: 115.5人	15m ³ × 1台 = 15m ³
ガス	プロパン・都市ガス

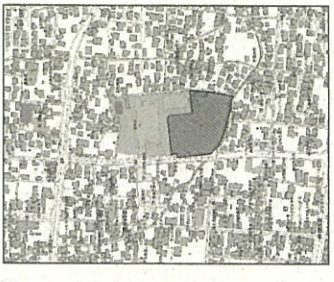
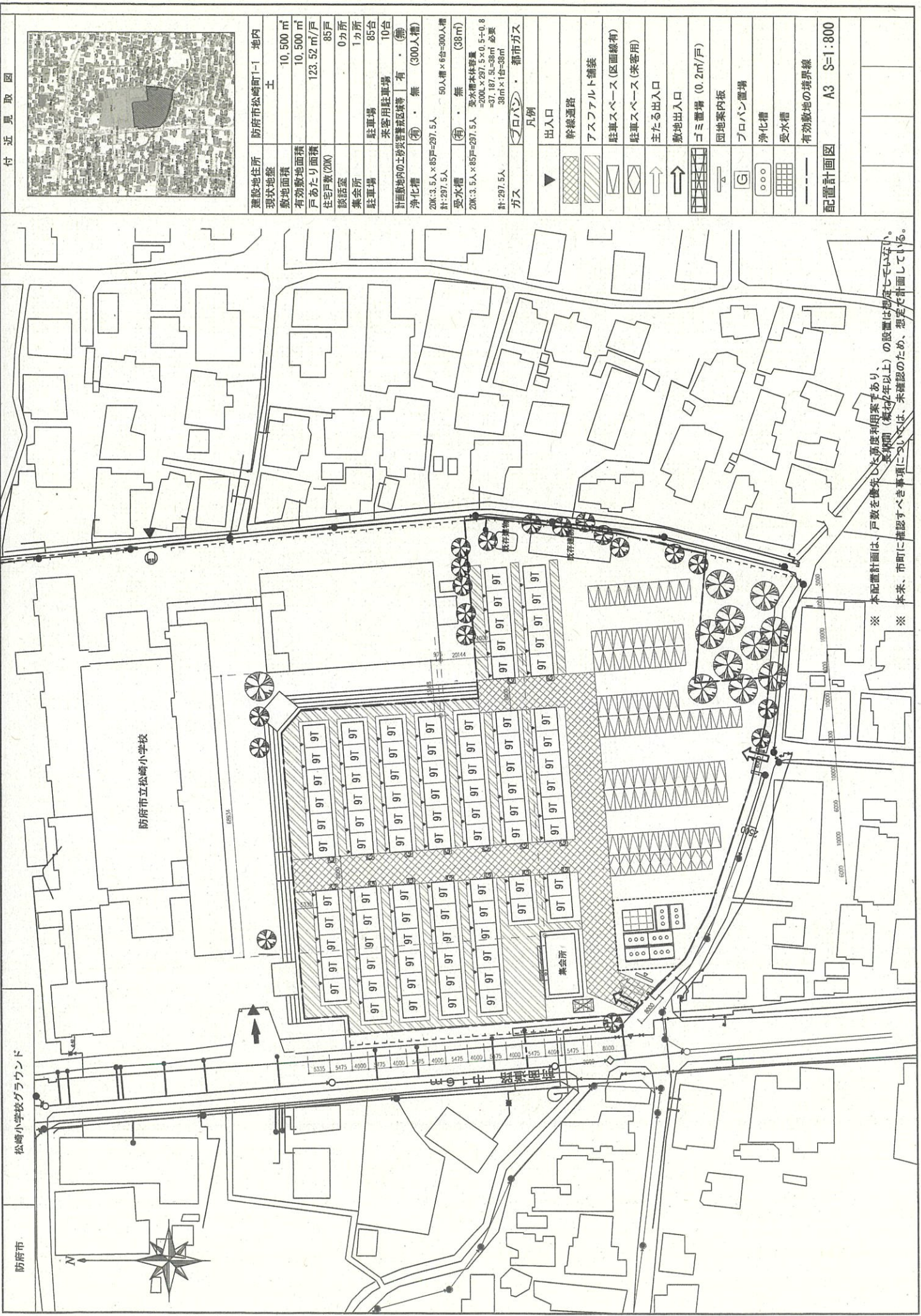
凡例	出入口
幹線道路	アスファルト舗装
駐車スペース(区画線有)	駐車スペース(未審用)
主たる出入口	敷地出入口
ゴミ置場 (0.2m ² /戸)	団地案内板
プロパン置場	浄化槽
受水槽	有効敷地の境界線
有効敷地の境界線	

配置計画図 A3 S=1:800
山口県承認印



※ 本配置計画は、戸数を確保した高利用案であり、
 工期(概ね2年以上)の設備は想定していない。
 ※ 本来、市町は確認すべき事項については、未確認のため、想定で計画している。

防府市立松崎小学校

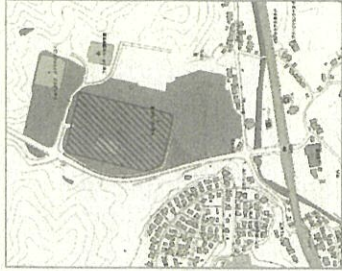


建設地住所	防府市松崎町1-1 地内
現状地盤	土
敷地面積	10,500 m ²
有効敷地面積	10,500 m ²
戸あたり面積	123.52 m ² /戸
住宅戸数(20X)	85戸
談話室	0カ所
集会所	1カ所
駐車場	駐車場 85台
来客用駐車場	10台
計画敷地内の工務改善区画等	有・無 (無)
浄化槽	(有)・無 (300人槽)
20K:3.5人×85戸=297.5人	50人槽×6台=300人槽
計:297.5人	
受水槽	(有)・無 (38m ³)
20K:3.5人×85戸=297.5人	変水槽本体容量
	=200L×297.5×0.5÷0.8
	=37,187.5L=38m ³ 必要
	38m ³ ×1台=38m ³
計:297.5人	
ガス	プロパン・都市ガス

凡例	出入口
幹線道路	出入口
アスファルト舗装	出入口
駐車スペース(区画線有)	出入口
駐車スペース(未客用)	出入口
主たる出入口	出入口
敷地出入口	出入口
ゴミ置場 (0.2m ² /戸)	出入口
団地案内板	出入口
プロパン置場	出入口
浄化槽	出入口
受水槽	出入口
有効敷地の境界線	出入口

配置計画図 A3 S=1:800

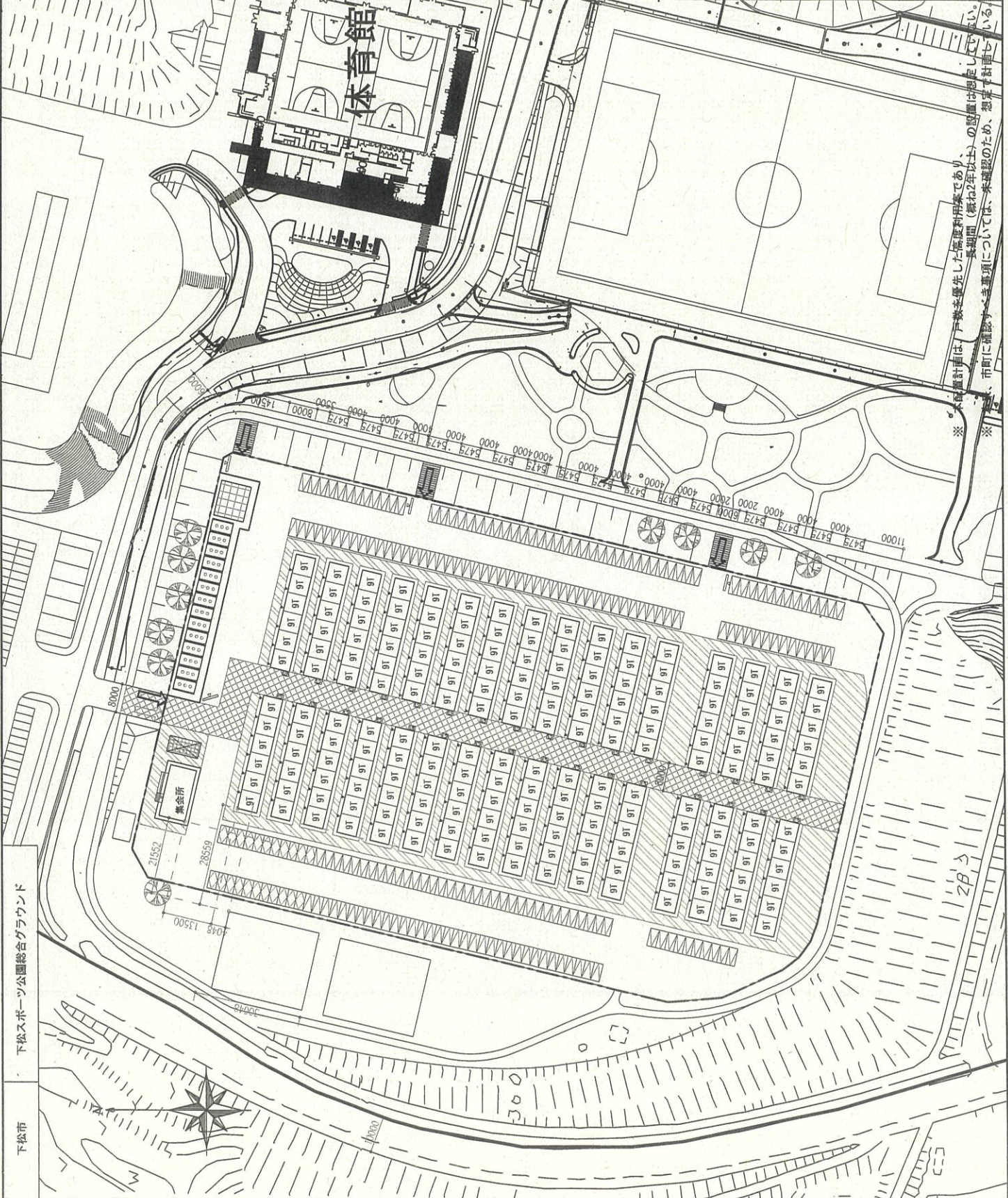
※ 本配置計画は、戸数を確保した上で、資源利用効率を考慮し、高層利用(概ね4年以上)の設置は想定していません。
 ※ 将来、市町に確認すべき事項については、未確認のため、想定で計画している。



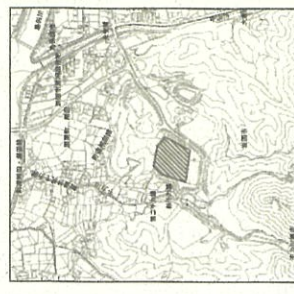
建設地住所	下松市大字河内字志路14番地内
現状地盤	土
敷地面積	22,800 m ²
有効敷地面積	22,800 m ²
戸あたり面積	118.75 m ² /戸
住宅戸数(2DK)	192戸
談話室	0カ所
集会所	1カ所
駐車場	192台
乗客用駐車場	22台
計画敷地の土砂災害危険等級	有 (特)
浄化槽	(有)・無 (700人槽)
20K:3.5A×192戸=672人	50人槽×14台=700人槽
計:672人	
変水槽	(有)・無 (94 m ³)
20K:3.5A×192戸=672人	変水槽本体容量
	-200L×972×0.5=0.8
	-84,000L=84m ³ 必要
	84m ³ ×1台=84m ³
計:872人	
ガス	プロパン・都市ガス

凡例	
出入口	▲
幹線道路	▨
アスファルト舗装	▧
駐車スペース(区画線有)	▩
駐車スペース(未専用)	▪
主たる出入口	↑
敷地出入口	⇨
ゴミ置場 (0.2m ² /戸)	▧
団地案内板	G
プロパン置場	○
浄化槽	□
変水槽	■
有効敷地の境界線	---

配置計画図 A3 S=1:1000
山口県承認印

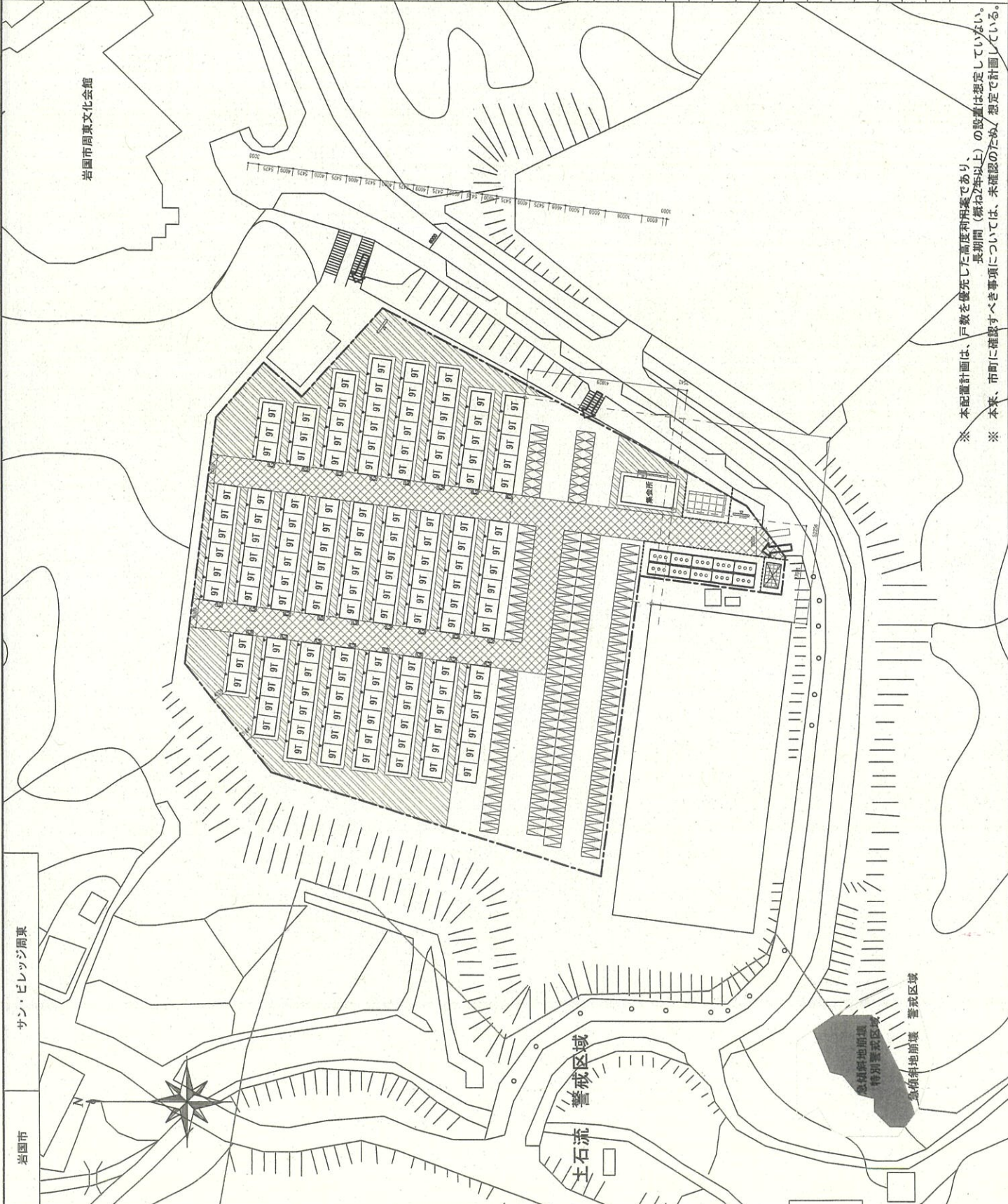


※ 配置計画は、戸数基準を優先した施設利用案であり、長期間（概ね2年以上）の設置は想定していません。市町に確認する事項については、未確認のため、想定はしていません。



建設地住所	岩国市周東町用田 山37-16外
現持地盤	土
敷地面積	20,000 m ²
有効敷地面積	14,200 m ²
戸あたり面積	103.64m ² /戸
住宅戸数(20K)	137戸
談話室	0カ所
集会所	1カ所
駐車場	137台
来客用駐車場	14台
計画敷地内の土砂災害警戒区域等上有(無)	(有)・無 (500人権)
浄化槽	(有)・無 (500人権)
20K:3.5人×139戸=486.5人	50人権×10台=500人権
計:486.5人	
受水槽	(有)・無 (61m ²)
20K:3.5人×139戸=486.5人	受水槽本体容量
計:486.5人	=200×486.5×0.5×0.8
	=60,912.5L=61m ³ 必要
	61m ² ×1台=61m ³
ガス	プロパン・都市ガス

凡例	出入口
幹線道路	▲
アスファルト舗装	▨
駐車スペース(区画線有)	▧
駐車スペース(来客用)	▩
主たる出入口	↑
敷地出入口	⇨
ゴミ置場(0.2m ² /戸)	▧
回地案内板	△
プロパン置場	G
浄化槽	○○○
受水槽	▧
有効敷地の境界線	---
配置計画図	A3 S=1:1000
山口県承認印	

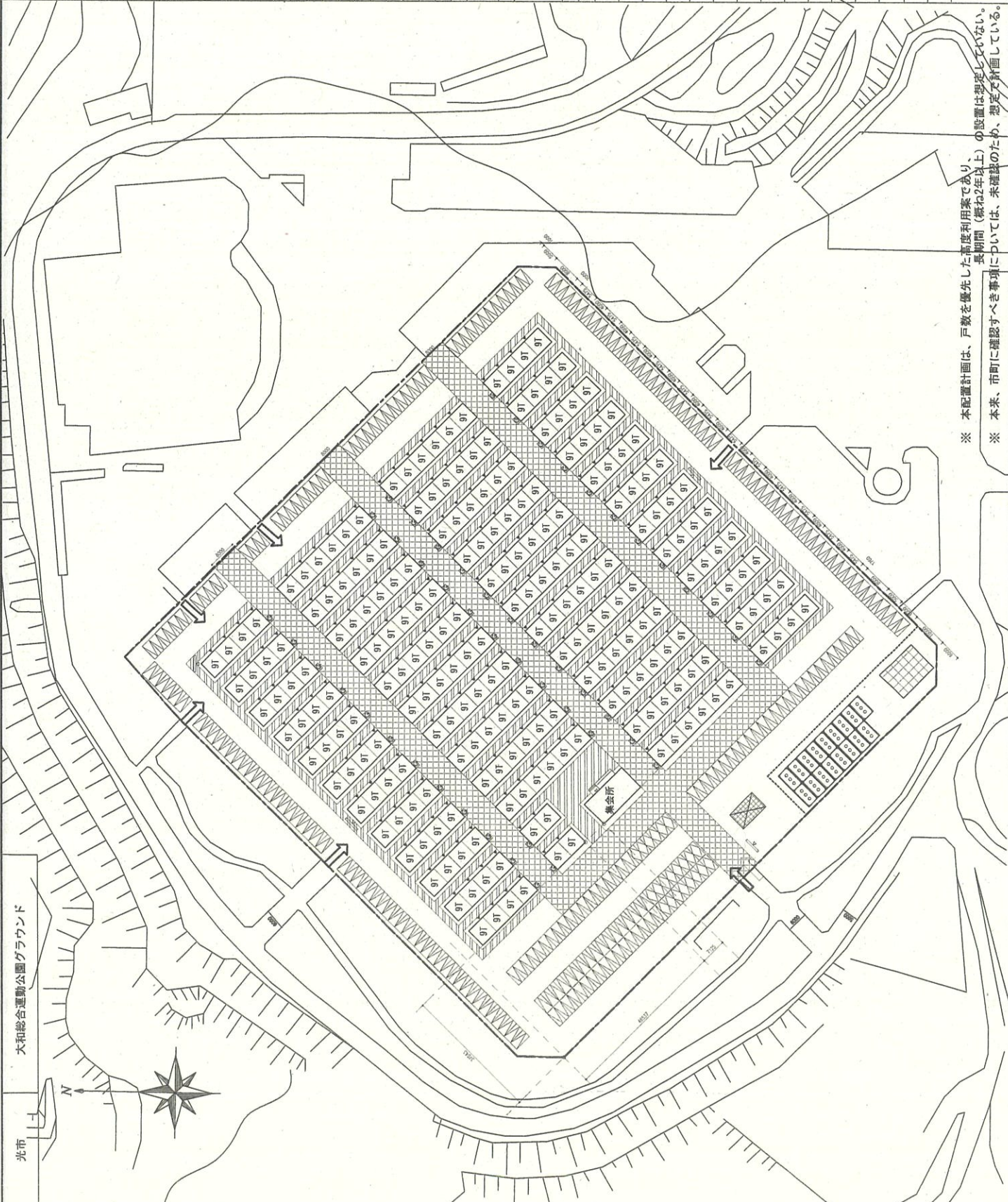


※ 本配置計画は、戸数を優先した高度利用案であり、長期間(概ね2年以上)の設置は想定していない。
 ※ 本来、市町に確認すべき事項については、未確認のため、想定で計画している。



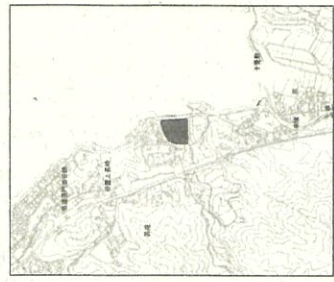
建設地住所	光市岩田849番地
現状地盤	土
敷地面積	23,700 m ²
有効敷地面積	23,700 m ²
戸あたり面積	102.15 m ² /戸
住宅戸数(2DK)	232戸
談話室	0カ所
集会所	1カ所
駐車場	232台
客用駐車場	27台
計画敷地の土砂災害危険等級	有・無
浄化槽	(有)・無 (850人槽)
2DK:3.5人×232戸=812人	50人槽×17台=850人槽
計:812人	
受水槽	(有)・無 (102m ³)
2DK:3.5人×232戸=812人	受水槽本体容量
	=200×812×0.5=81,200L
	=101,500L=102m ³ 必要
計:812人	102m ³ ×1台=102m ³
ガス	プロパン・都市ガス

凡例	
出入口	▲
幹線道路	▨
アスファルト舗装	▧
駐車スペース(区画線有)	▩
駐車スペース(共用)	▪
主たる出入口	⇨
敷地出入口	⇩
ゴミ置場 (0.2m ² /戸)	▧
団地案内板	△
プロパン置場	G
浄化槽	○○○
受水槽	▧
有効敷地の境界線	---
配置計画図	A3 S=1:1000
山口県承認印	



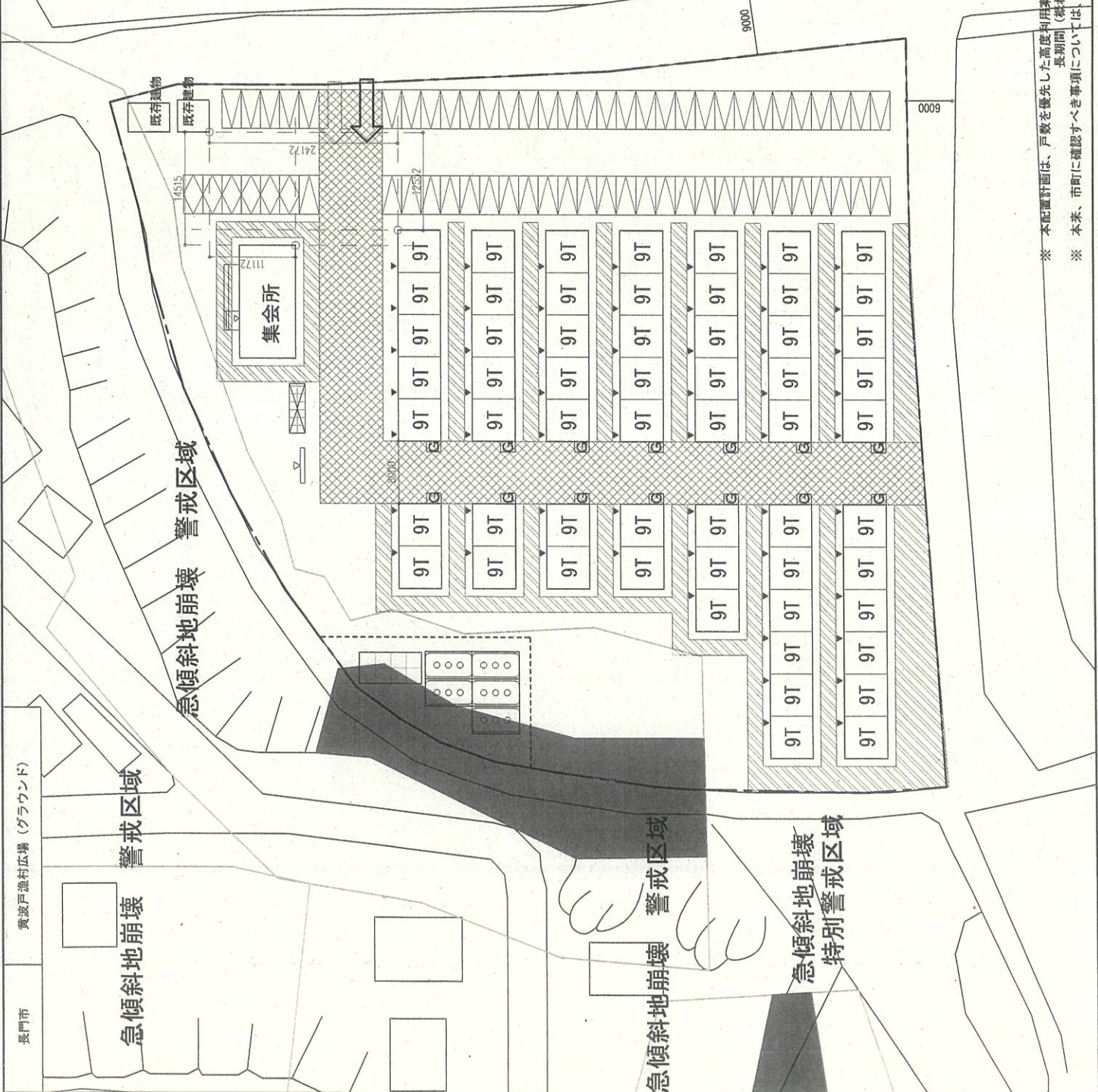
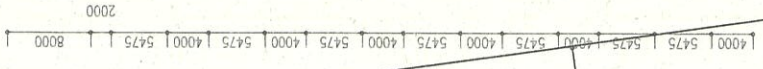
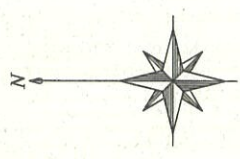
※ 本配置計画は、戸数を優先した高層利用案であり、長期間（概ね2年以上）の設置は想定していません。

※ 本来、市町に確認すべき事項については、未確認のため、想定を計画している。

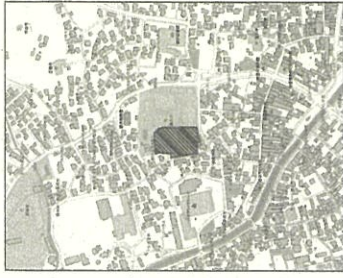


建設地住所	長門市日置上6252番地7
現状地盤	土
敷地面積	8,400 m ²
有効敷地面積	8,400 m ²
戸あたり面積	144.82m ² /戸
住宅戸数(20K)	58戸
談話室	0カ所
集会所	1カ所
駐車場	58台
来客用駐車場	6台
計画敷地内の土砂災害危険等	(有)・無
浄化槽	(有)・無 (250人槽)
20K: 3.5人×58戸=203人	50人槽×5台=250人槽
計: 203人	計: 203人
変水槽	(有) 無 (26m ³)
20K: 3.5人×58戸=203人	変水槽本体容量
計: 203人	=200L×203×0.5÷0.8
	=25,375L=26m ³ 必要
	26m ³ ×1台=26m ³
ガス	プロパン・都市ガス

凡例	出入口
幹線道路	アスファルト舗装
駐車スペース(区画線有)	駐車スペース(来客用)
主たる出入口	敷地出入口
ゴミ置場 (0.2m ² /戸)	団地案内板
プロパン置場	浄化槽
受水槽	有効敷地の境界線
配置計画図	A3 S=1:500
山口県承認印	

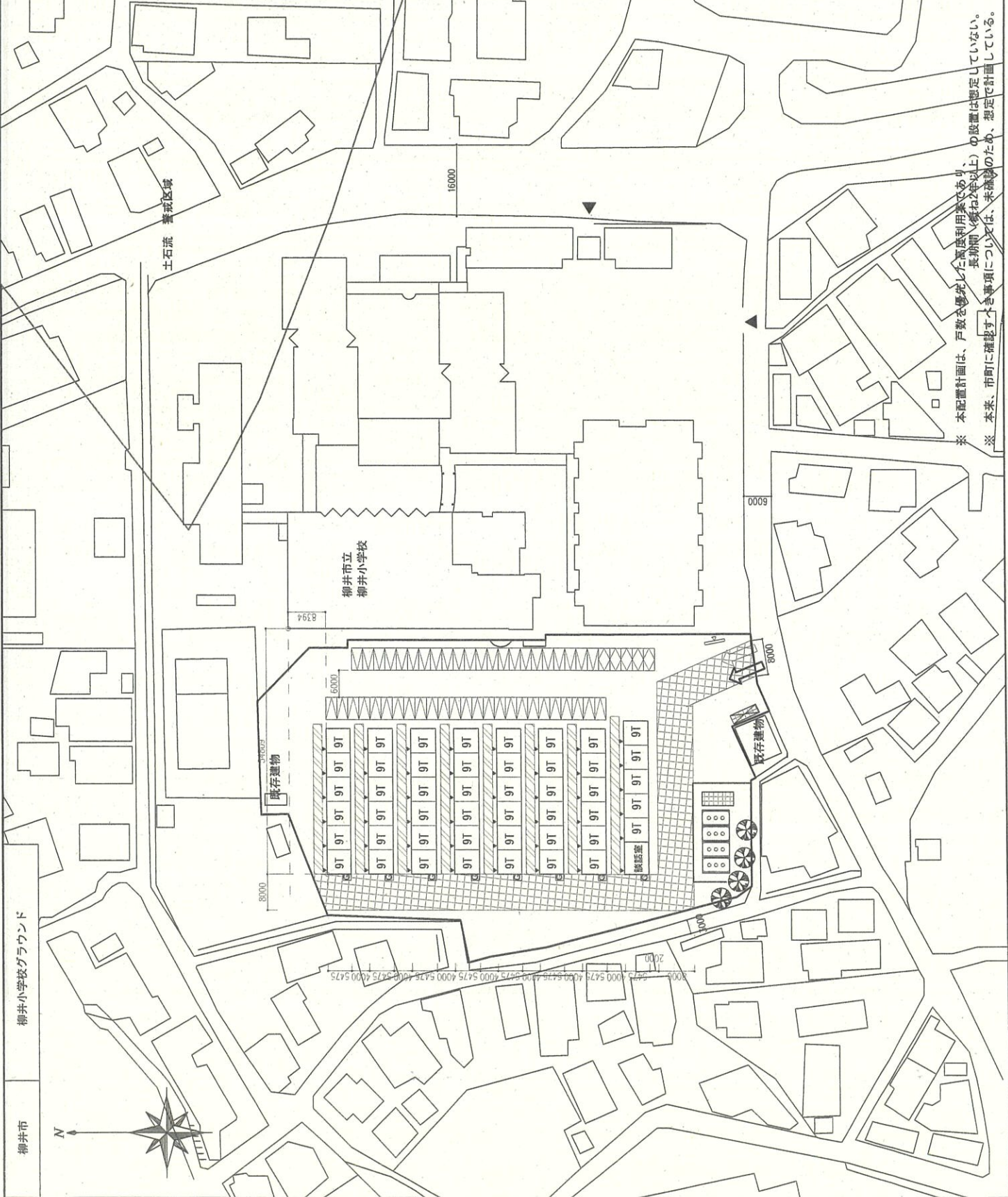


※ 本配置計画は、戸数を優先した高度利用案であり、長期間(概ね2年以上)の設置は想定していない。
 ※ 本来、市町に確認すべき事項については、未確認のため、想定で計画している。

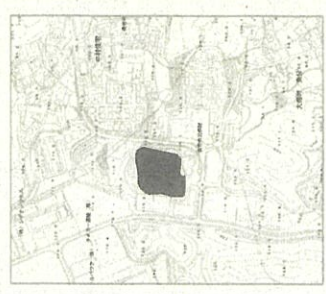


建設地住所	柳井市柳井3600番地4 地内
現況地盤	土
敷地面積	9,400 m ²
有効敷地面積	6,600 m ²
戸あたり面積	140.42 m ² /戸
住宅戸数(20K)	47戸
談話室	1カ所
集会所	0分所
駐車場	駐車場 47台
来客用駐車場	5台
計画敷地内の土砂災害危険等	有・無
浄化槽	(有)・無 (200人槽)
20K: 3.5A × 47戸 = 164.5A	
計: 164.5A	
変水槽	(有)・無 (21m)
20K: 3.5A × 47戸 = 164.5A	
変水槽本体容量	= 200L × 164.5 × 0.5 = 0.8
	= 20,562.5L = 21m 必要
計: 164.5A	
ガス	プロパン・都市ガス

凡例	出入口
幹線道路	▲
アスファルト舗装	▨
駐車スペース(区画線有)	▭
駐車スペース(来客用)	▭
主たる出入口	↑
敷地出入口	⇨
ゴミ置場 (0.2m ² /戸)	▧
団地案内板	△
プロパン置場	G
浄化槽	○○○
受水槽	▧
有効敷地の境界線	---
配置計画図	A3 S-1:800
山口県承認印	

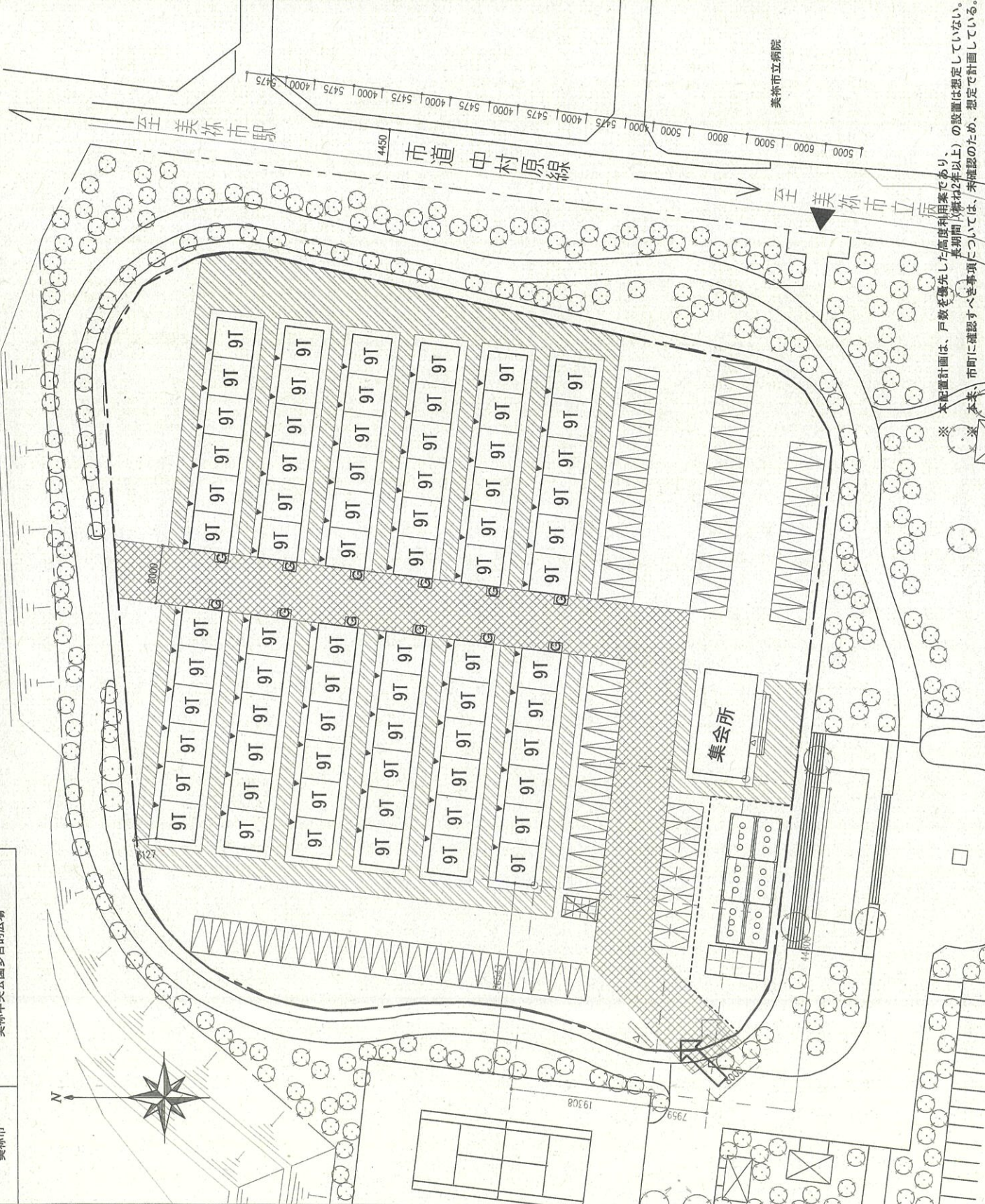


※ 本配置計画は、戸数を優先した高層利用案であり、長期間（概ね2年以上）の設置は想定していない。
 ※ 本来、市町に確認すべき事項については、未確認のため、未確定で計画している。

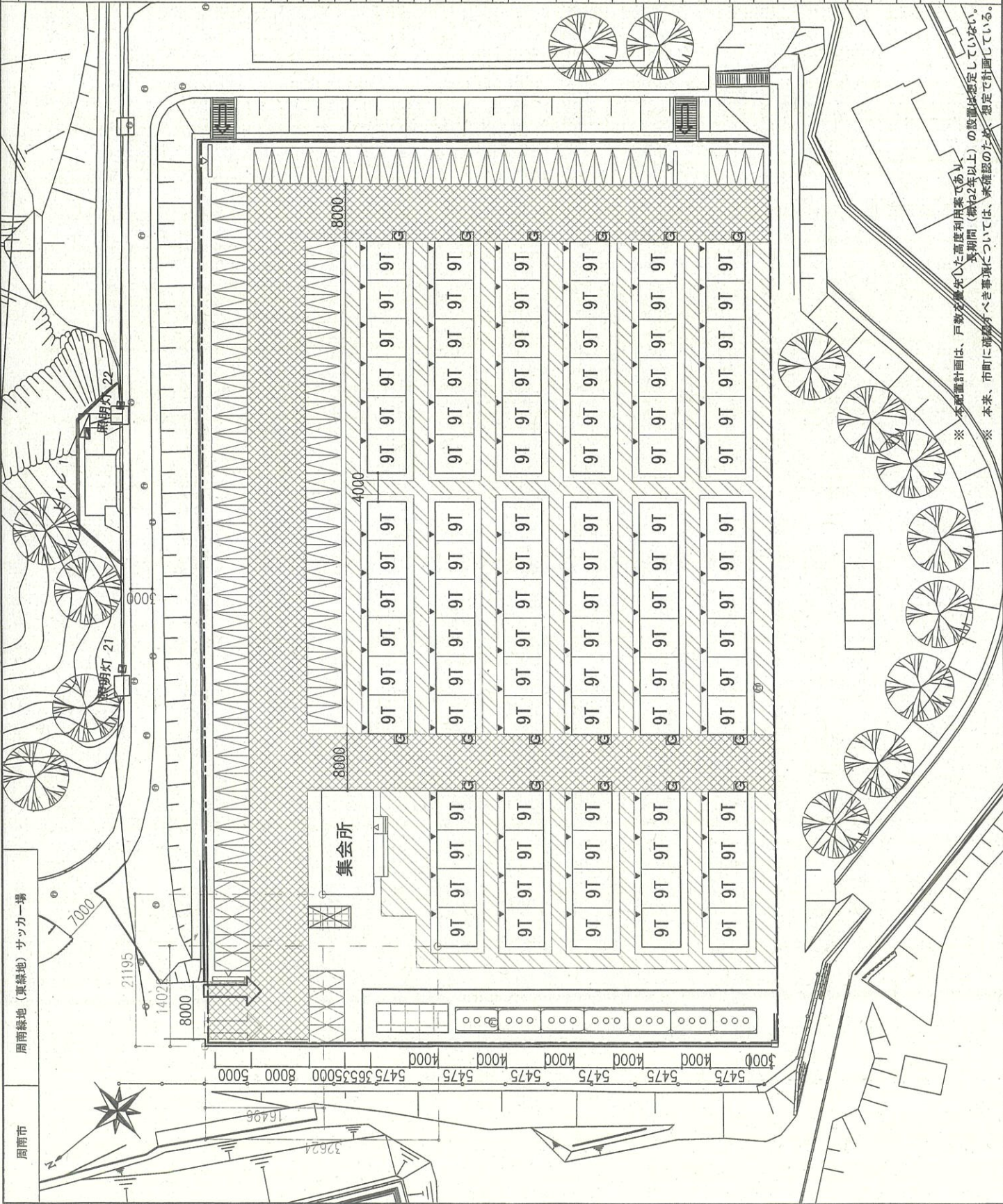
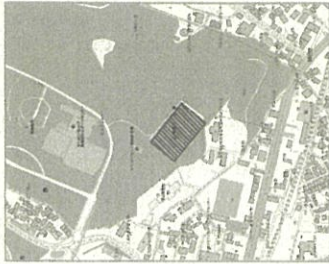


建設地住所	美祿市大瀬町東分字池原1313
現状地盤	土
敷地面積	9,800 m ²
有効敷地面積	9,145 m ²
戸あたり面積	127.01 m ² /戸
住宅戸数(20K)	72戸
談話室	0カ所
兼会所	1カ所
駐車場	72台
客用駐車場	8台
計画敷地内の土砂災害危険等	有・無
浄化槽	(有)・無 (300人槽)
20K: 3.5A × 72戸=252人	50人槽 × 6台=300人槽
変水槽	(有)・無 (32m)
20K: 3.5A × 72戸=252人	変水槽本体容量 = 200L × 252 × 0.5 = 0.8 = 31,500L = 32m ³ 必要
計: 252人	32m ³ × 1台=32m ³
ガス	ロパバ・都市ガス

凡例	出入口
幹線道路	アスファルト舗装
駐車スペース(区画線有)	駐車スペース(未客用)
主たる出入口	敷地出入口
ゴミ置場 (0.2m ² /戸)	団地案内板
プロパン置場	浄化槽
受水槽	有効敷地の境界線
配置計画図 A3 S=1:500	
山口県承認印	



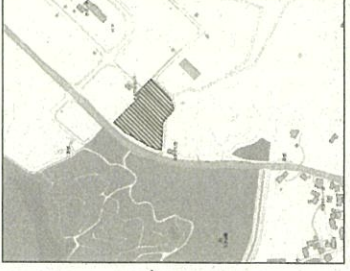
※ 本配置計画は、戸数を優先した高層利用案であり、長期間(概ね2年以上)の設置は想定していない。市町に確認すべき事項については、承認のため、想定で計画している。



建設地住所	周南市大字薩山405-1地内
現状地盤	土
敷地面積	10,000 m ²
有効敷地面積	10,000 m ²
戸あたり面積	108.69 m ² /戸
住宅戸数(20K)	92戸
談話室	0カ所
集会所	1カ所
駐車場	92台
来客用駐車場	9台
計画敷地内の工務災害警備区境界	有・無 (備)
浄化槽	(有)・無 (350人槽)
20K:3.5A×92戸=322人	
受水槽	(有)・無 (41m)
20K:3.5A×92戸=322人	受水槽本体容量 =200L×322×0.5÷0.8 =40,250L=41m ³ 必要 41m ³ ×1台=41m
計:322人	
ガス	〆
エレベーター	有
都市ガス	有

凡例	
出入口	▲
幹線道路	▨
アスファルト舗装	▧
駐車スペース(区画線有)	▩
駐車スペース(来客用)	▫
主たる出入口	➡
敷地出入口	➠
ゴミ置場 (0.2m ² /戸)	▩
回地案内板	△
プロパン置場	G
浄化槽	ooo
受水槽	▨
有効敷地の境界線	---
配置計画図 A3 S=1:500	
山口県承認印	

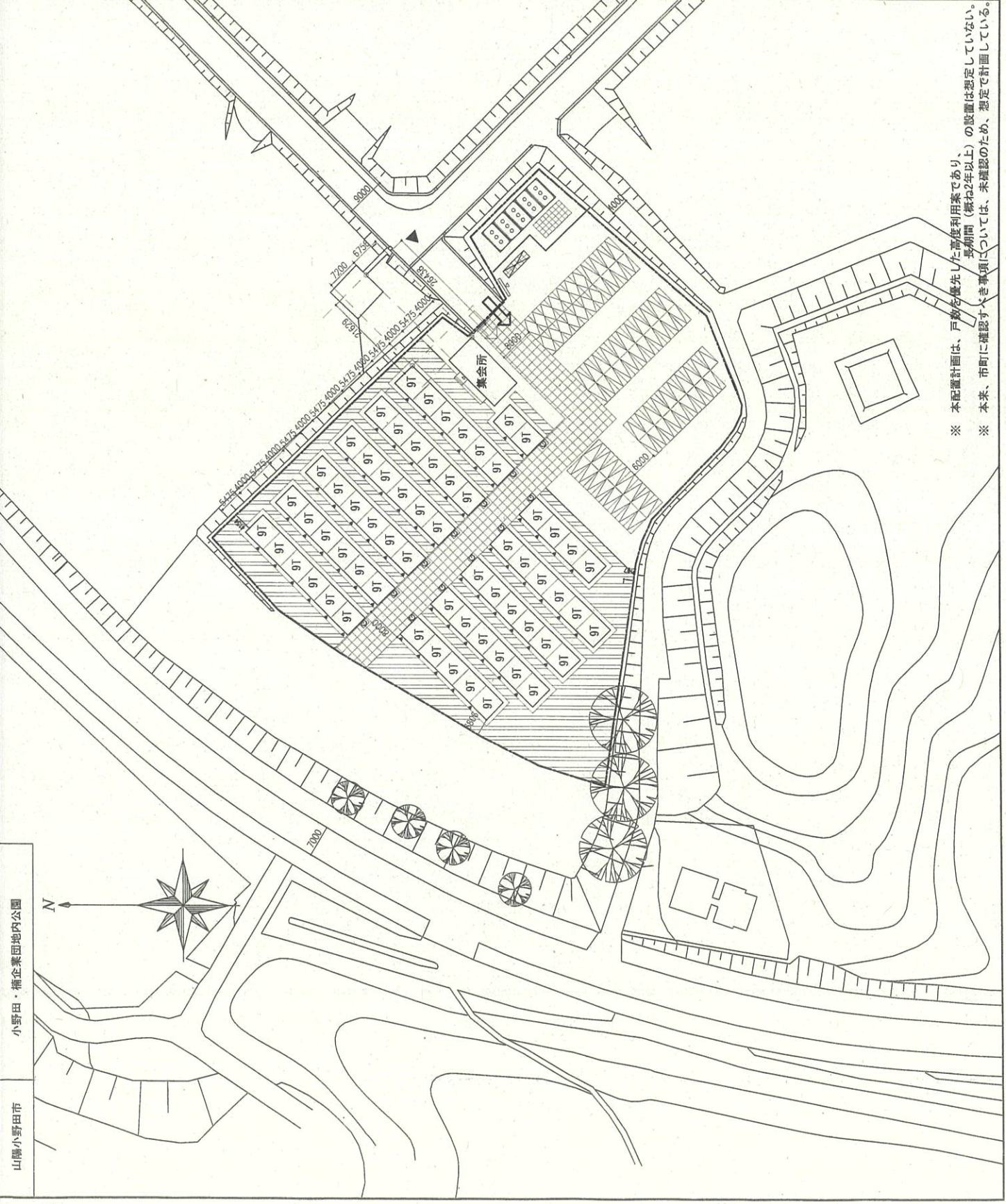
※ 本配置計画は、戸数が減少した高度利用等(あり)長期間(概ね2年以上)の設置は想定していない。
 ※ 本来、市町に申請すべき事項については、本確認のため、想定で計画している。



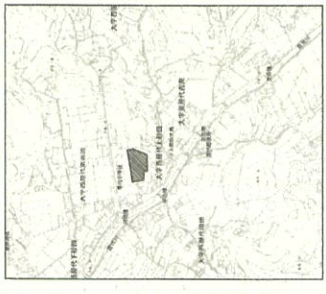
施設地住所		山陽小野田市高畑
現状地盤	土	
敷地面積	12,100	m ²
有効敷地面積	8,200	m ²
戸あたり面積	126.15	m ² /戸
住宅戸数(20K)	65	戸
談話室	0	カ所
集会所	1	カ所
駐車場	65	台
来客用駐車場	14	台
計画敷地内の土砂災害危険等級	有	(無)
浄化槽	[有]・無	(250人槽)
20K:3.5人×66戸=231人	50人槽×5台=250人槽	計:231人
受水槽	[有]・無	(29m ³)
20K:3.5人×66戸=231人	受水槽本体容量	=200×231×0.5=23075
		=28,875<29m ³ 必要
		29m ³ ×1台=29m ³
計:231人		
ガス	プロパン・都市ガス	

凡例	
▶	出入口
◻(斜線)	幹線道路
◻(点線)	アスファルト舗装
◻(縦線)	駐車スペース(区画線有)
◻(横線)	駐車スペース(無区画)
↑	主たる出入口
⇄	敷地出入口
◻(格子)	ゴミ置場(0.2m ² /戸)
△	団地案内板
G	プロパン置場
○	浄化槽
◻(格子)	受水槽
—	有効敷地の境界線

配置計画図	A3	S=1:800
山口県承認印		

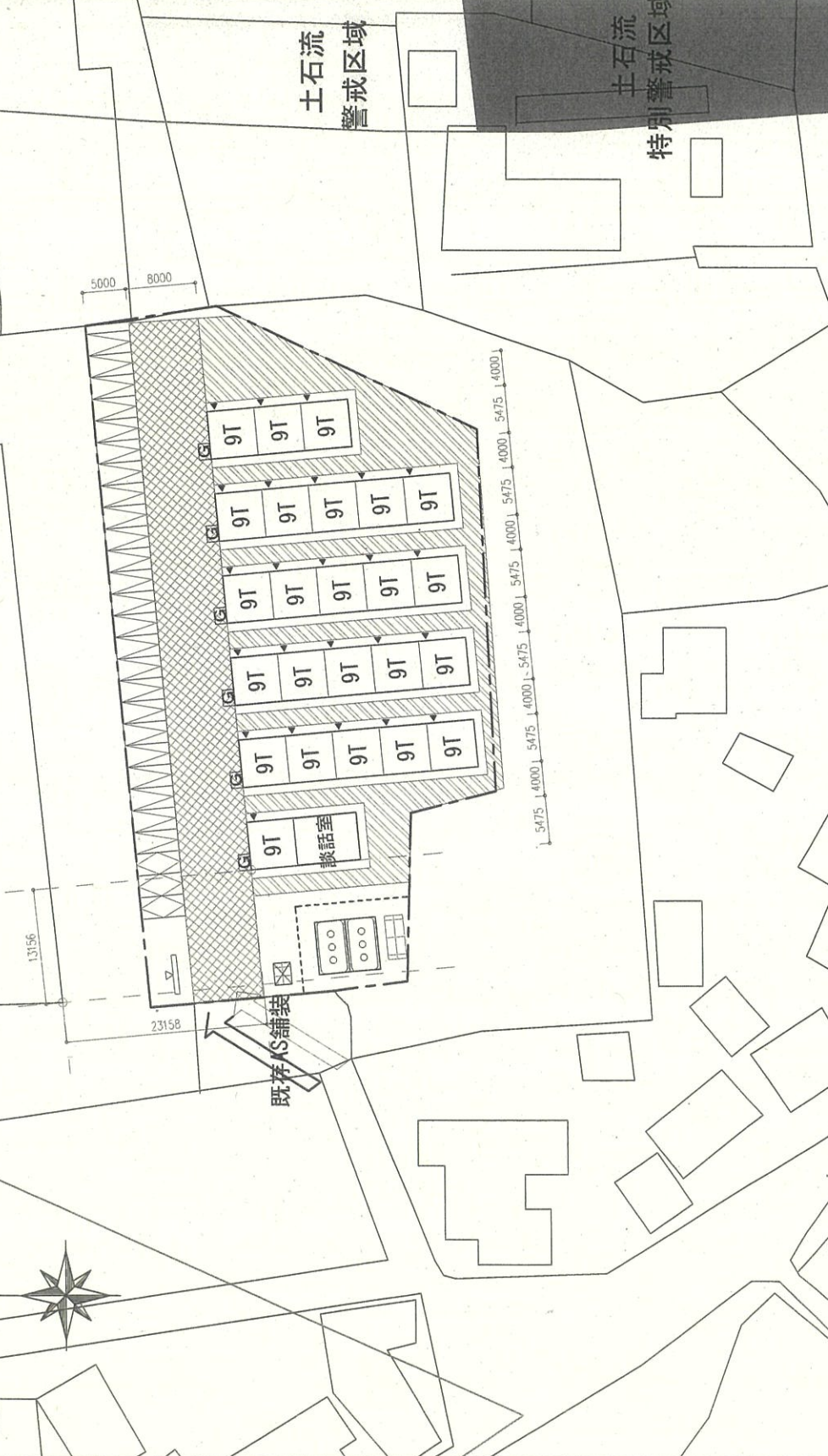


※ 本配置計画は、戸数を優先した高層利用案であり、長期間（概ね2年以上）の設置は想定していない。
 ※ 本来、市町に確認すべき事項については、未確認のため、想定で計画している。



建設地住所	周防大島町西屋代1619番地
現状地種	土
敷地面積	2,500 m ²
有効敷地面積	2,500 m ²
戸あたり面積	104.16 m ² /戸
住戸戸数(20K)	24戸
談話室	1カ所
集会所	0カ所
駐車場	24台
共用駐車場	3台
計画敷内の土砂災害警戒区域等	有 (無)
浄化槽	(有)・無 (100人槽)
20K×3.5A×24戸=84人	50人槽×2台=100人槽
計:84人	
受水槽	(有)・無 (11m)
20K×3.5A×24戸=84人	受水槽本体容量
	=200L×84×0.5÷0.8
	=10,500L=11m ³ 必要
計:84人	11m ³ ×1台=11m ³
ガス	プロパン・都市ガス

凡例	
出入口	▲
幹線道路	▨
アスファルト舗装	▨
駐車スペース(区画線有)	▨
駐車スペース(未客用)	▨
主たる出入口	⇨
敷地出入口	⇨
ゴミ置場(0.2m ² /戸)	▨
団地案内板	△
プロパン置場	G
浄化槽	○○○
受水槽	▨
有効敷地の境界線	---
配置計画図	A3 S=1:500
山口県承認印	



土石流警戒区域

土石流警戒区域

土石流特別警戒区域

※ 本配置計画は、戸数を優先した高層利用案であり、長期間（概ね2年以内）の設置は想定していない。
 ※ 本来、市町に確認すべき事項については、未確認のため、想定で計画している。

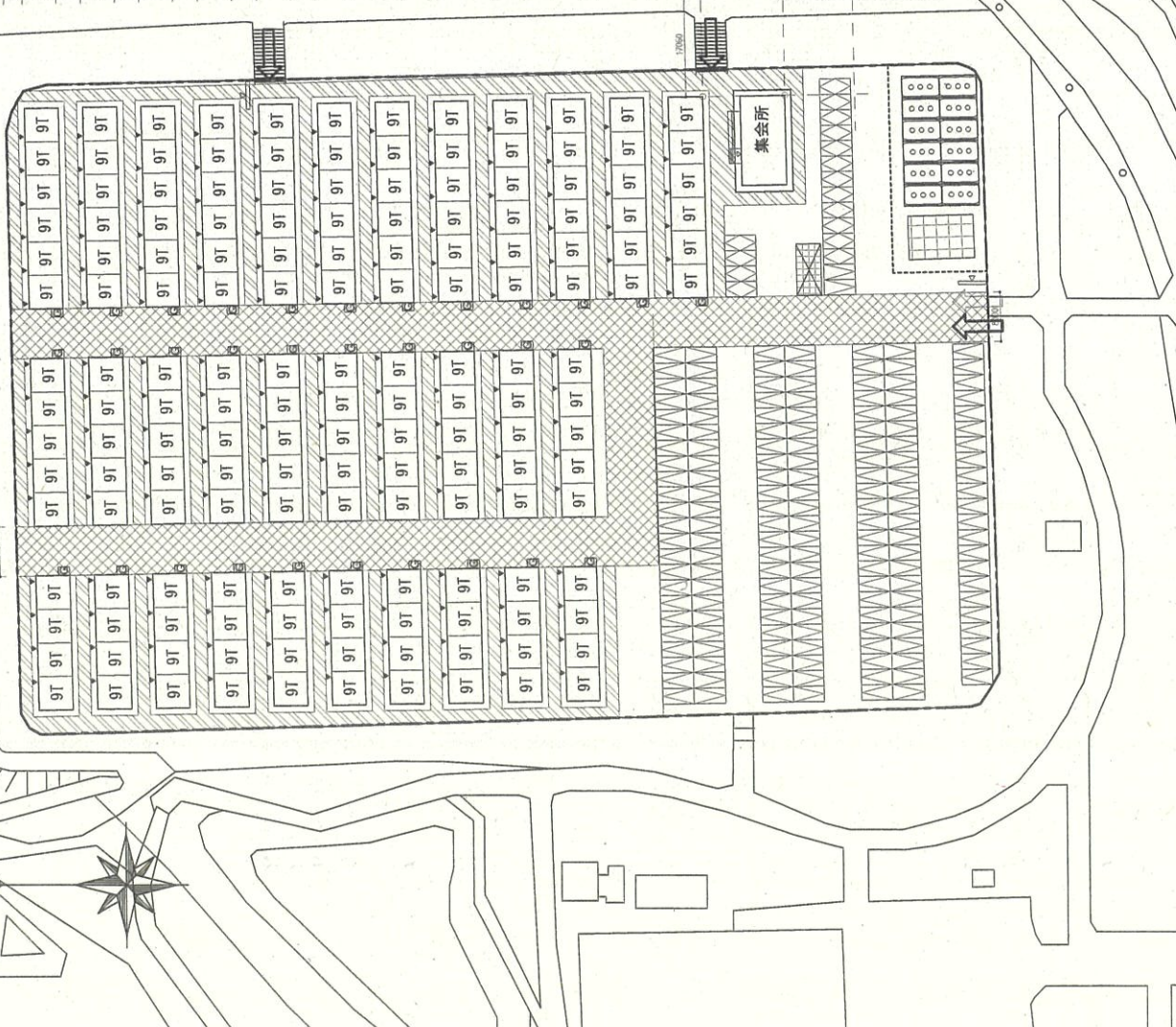
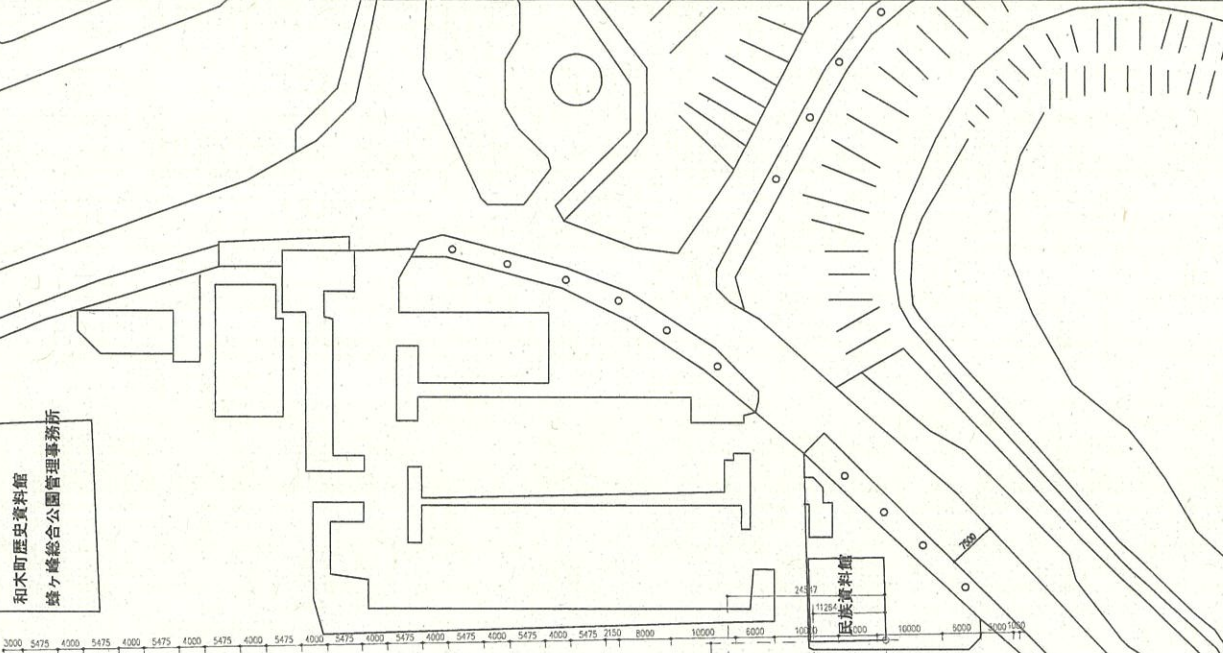
既存IS舗装



建設地住所	茨城県水戸市大字藤田組屋作200-1
現状地盤	土
敷地面積	15,000 m ²
有効敷地面積	15,000 m ²
戸あたり面積	92.59m ² /戸
住宅戸数(20K)	162戸
談話室	0カ所
集会所	1カ所
駐車場	162台
来客用駐車場	162台
計画敷地内の土砂災害危険等級	有 (無)
浄化槽	(有)・無 (600人槽)
20K: 3.5人×162戸=567人 50人槽×12台=600人槽 計: 567人	
受水槽	(有)・無 (71m ³)
20K: 3.5人×162戸=567人 受水槽本体容量 =200L×567×0.5÷0.8 =70,875L=71m ³ 必要 71m ³ ×1台=71m ³	
計: 567人	
ガス	プロパン・都市ガス

凡例	
出入口	▲
幹線道路	▨
アスファルト舗装	▧
駐車スペース(区画線有)	▩
駐車スペース(茶室用)	▪
主たる出入口	↑
敷地出入口	⇨
ゴミ置場 (0.2m ² /戸)	▧
団地案内板	△
プロパン置場	G
浄化槽	○○○
受水槽	▧
有効敷地の境界線	---

配置計画図 A3 S=1:800
山口県承認印

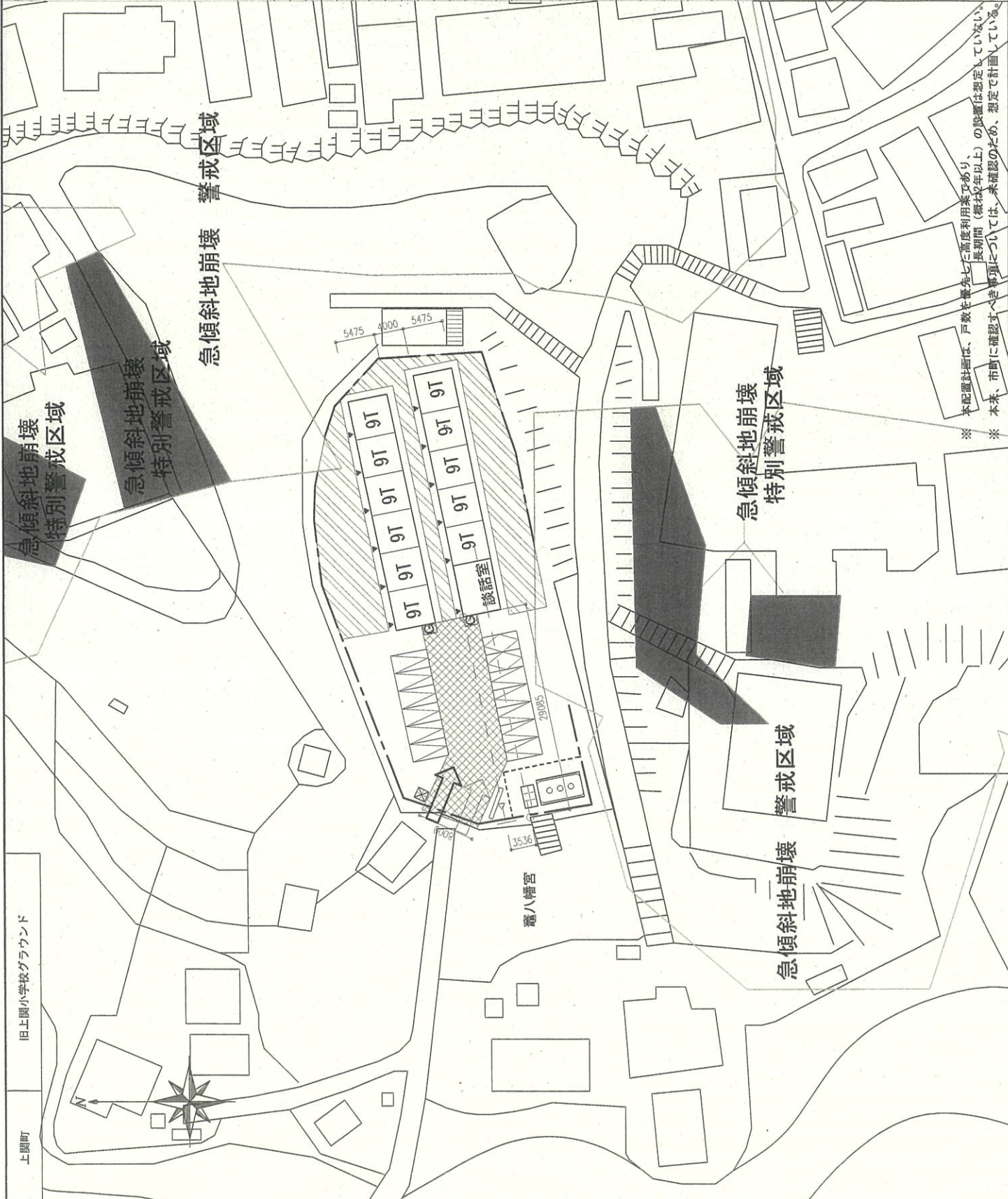


※ 本配置計画は、戸数を優先した高層利用案であり、長期間（概ね2年以上）の設置は想定していません。
※ 本来、市町に確認すべき事項については、未確認のため、想定で計画してはいる。



建設地住所	熊毛郡上関町大字長島449-1
現状地盤	土
敷地面積	1,200 m ²
有効敷地面積	1,200 m ²
戸あたり面積	109.09m ² /戸
住宅戸数(20K)	11戸
談話室	1カ所
集会所	0カ所
駐車場	11台
来客用駐車場	2台
計画敷地内の土砂災害警戒区域等	(有)・無
浄化槽	(有)・無 (50人槽)
20K:3.5人×11戸=38.5人	50人槽×1台=50人槽
計:38.5人	無 (5m ³)
受水槽	(有)・無
20K:3.5人×11戸=38.5人	受水槽本体容量
計:38.5人	=200L×38.5×0.6÷0.8
	=4,812.5=5m ³ 必要
	5m ³ ×1台=5m ³
ガス	プロパン・都市ガス

凡例	出入口
▲	幹線道路
▨	アスファルト舗装
▧	駐車スペース(区画線有)
▩	駐車スペース(来客用)
↑	主たる出入口
⇨	敷地出入口
▧	ゴミ置場 (0.2m ² /戸)
◡	回地案内板
G	プロパン置場
○○○	浄化槽
□□□	受水槽
---	有効敷地の境界線
配置計画図 A3 S=1:500	
山口県承認印	



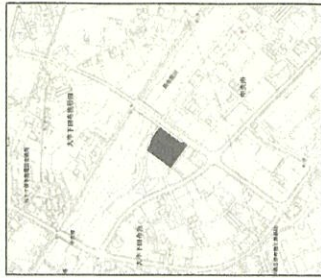
※ 本配置計画は、戸数を電算した高度利用案であり、長期間（概ね20年以上）の設置は想定していない。
 ※ 本来、市町に確認すべき事項については、未確認のため、想定で計画している。



田布施町 観光センター
ふれあいプラザ
田布施 地域交流館

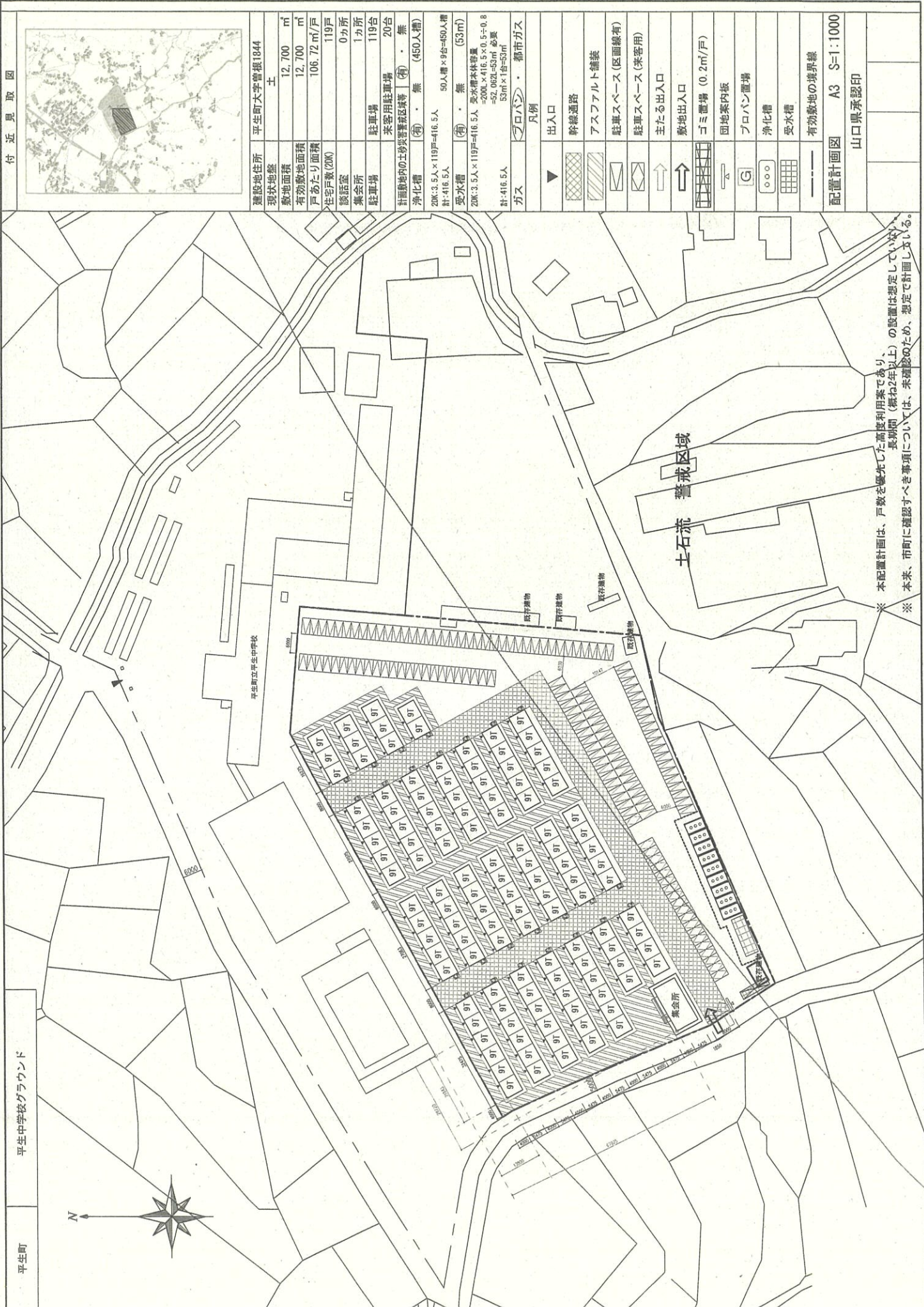
高速バス (田布施)
高速バス利用者駐車場

田布施町立図書館



建設地住所	田布施町中央南1番地9
現状地盤	土
敷地面積	3,700 m ²
有効敷地面積	3,700 m ²
戸あたり面積	127.58 m ² /戸
住宅戸数(20K)	29戸
談話室	1カ所
集会所	0カ所
駐車場	29台
来客用駐車場	2台
計画敷地内の土砂災害警戒区域等	有・無
浄化槽	(有)・無 (150人槽)
20K: 3.5A × 29戸 = 101.5A	50人槽 × 3台 = 150人槽
計: 101.5A	(有)・無 (13m)
20K: 3.5A × 29戸 = 101.5A	必要標準体積率
	≧200 × 101.5 × 0.5 = 0.8
	≧12.6875 = 13m ² 必要
計: 101.5A	13m ² × 1台 = 13m ²
ガス	プロパン・都市ガス
凡例	
▲	出入口
▨	幹線道路
▧	アスファルト舗装
▩	駐車スペース (区画線有)
▪	駐車スペース (来客用)
↑	主たる出入口
⇄	敷地出入口
▧	ゴミ置場 (0.2m ² /戸)
△	回地案内板
G	プロパン置場
○○○	浄化槽
▧	受水槽
---	有効敷地の境界線
配置計画図 A3 S=1:800	
山口県承認印	

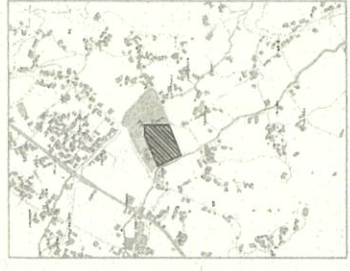
※ 本配置計画は、戸数を優先した高度利用案であり、長期附(概ね2年以上)の設置は想定していない。
 ※ 本来、市町に確認すべき事項については、承認のため、想定で計画している。



平生町

平生中学校グラウンド

付近見取図



建設地住所	平生町大学舎棟1844
現状地盤	土
敷地面積	12,700 m ²
有効敷地面積	12,700 m ²
戸あたり面積	106.72 m ² /戸
住宅戸数(20K)	119戸
講義室	0カ所
集会所	1カ所
駐車場	119台
来客用駐車場	20台
計画敷地内の土砂災害警戒区域等	(有)・無
浄化槽	(有)・無 (450人槽)
20K:3.5人×119戸=416.5人 計:416.5人	50人槽×9台=450人槽
受水槽	(有)・無 (53m ³)
20K:3.5人×119戸=416.5人 受水槽本体容量 =200L×416.5÷0.5÷0.8 =52.062L=53m ³ 必要 53m ³ ×1台=53m ³	
計:416.5人	
ガス	プロパン・都市ガス

凡例	
出入口	▲
幹線道路	▨
アスファルト舗装	▧
駐車スペース(区画線有)	▩
駐車スペース(来客用)	▫
主たる出入口	→
敷地出入口	⇨
ゴミ置場 (0.2m ² /戸)	⊠
団地案内板	G
プロパン置場	○
浄化槽	□
受水槽	■
有効敷地の境界線	---

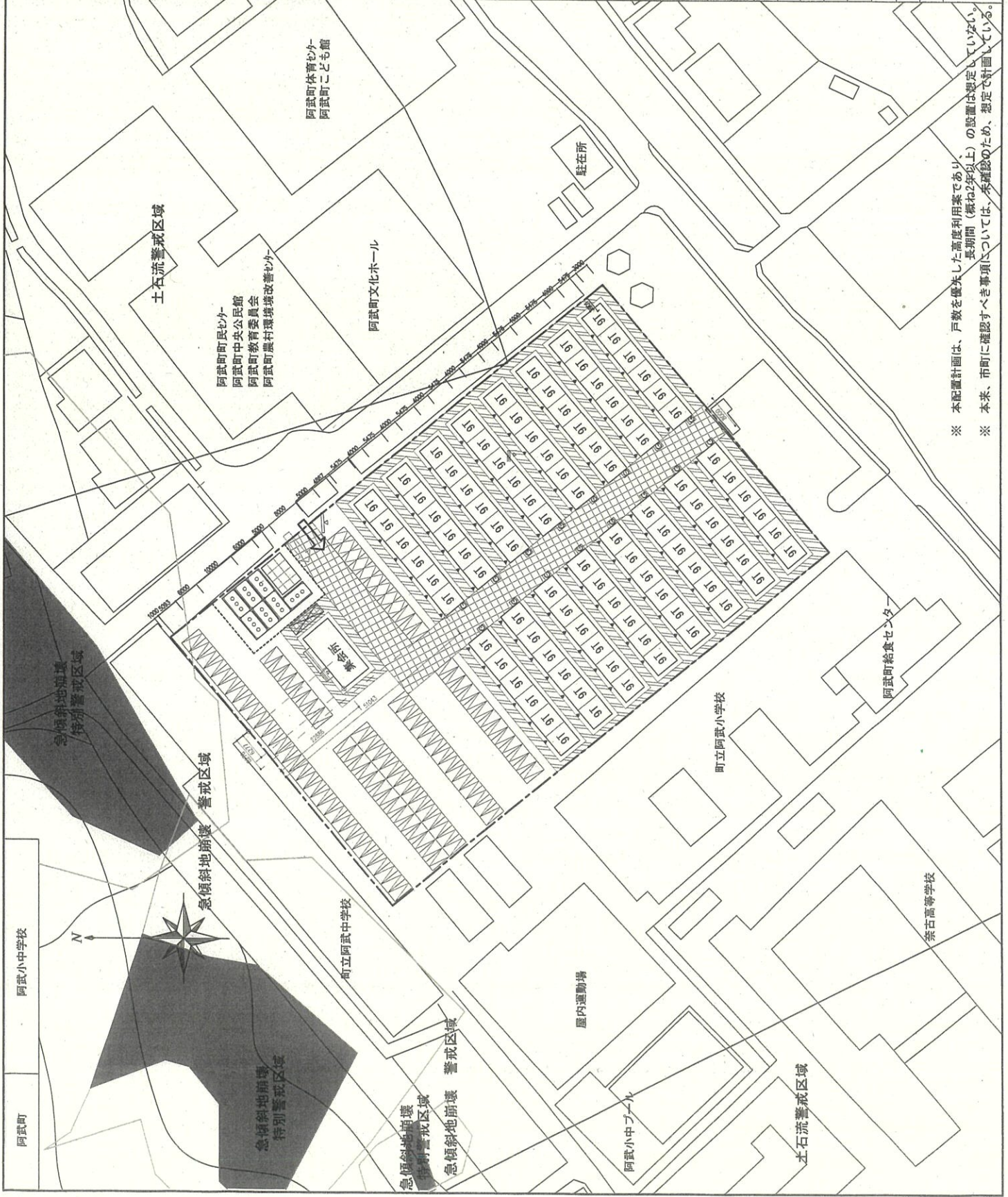
配置計画図	A3 S=1:1000
山口県承認印	

※ 本配置計画は、戸数を優先した高率利用であり、長期間(概ね2年以上)の設置は想定していない。
 ※ 本来、市町に確認すべき事項については、本確認のため、想定で計画している。



建設地住所	阿武町大字奈古2967番地1
現状地盤	土
敷地面積	10,400 m ²
有効敷地面積	9,800 m ²
戸あたり面積	102.08 m ² /戸
住宅戸数(2DK)	96戸
談話室	0カ所
集会所	1カ所
駐車場	96台
未客用駐車場	9台
計画敷地の土砂災害危険等級(有)・無	
浄化槽	(有)・無 (350人槽)
2DK:3.5A×96戸=336人	50人槽×7台=350人槽
計:336人	
受水槽	(有)・無 (42m ³)
2DK:3.5A×96戸=336人	毎水層本体容量
	=200L×336×0.5÷0.8
	=42,000L=42m ³ 必要
	42m ³ ×1台=42m ³
計:336人	
ガス	プロパン・都市ガス

凡例	
出入口	▲
幹線道路	▨
アスファルト舗装	▧
駐車スペース(区画線有)	▩
駐車スペース(未客用)	▪
主たる出入口	⇨
敷地出入口	⇩
ゴミ置場(0.2m ² /戸)	⊠
回地案内板	G
プロパン置場	○
浄化槽	□
受水槽	■
有効敷地の境界線	---
配置計画図	A3 S=1:800
山口県承認印	



※ 本配置計画は、戸数を優先した高層利用案であり、長期間（概ね2年以上）の設置は想定していない。
 ※ 本来、市町に確認すべき事項については、本確認のため、想定で計画している。

長期利用を前提としたゆとりある応急仮設時住宅の配置計画

配置計画仕様 素案

○前提条件

本配置計画仕様は、従来の、2年間の利用を想定した、出来るだけ戸数を確保する考え方の基に整備される「高度利用型」の応急仮設住宅ではなく、2年以上の長期利用を考慮した「ゆとりある」応急仮設住宅及び付帯施設などの配置計画の仕様についてまとめたものである。

1. アクセス道路からの出入口の位置

- 1) メインのアクセス動線からの出入口の位置は、敷地の形状、周辺の道路構成、町の特性など、入居者や周辺住民の生活の安全確保等を考慮して決定する。
- 2) 車の動線と人の動線は可能な限り分けて計画する。

2. 団地の骨格となる道路の構成

- 1) 出入口につながる団地の骨格となるメインの道路の形状や位置は、団地全体のゾーニングを想定し、入居者の生活行動を円滑にするよう計画する。
- 2) 幹線通路幅は、歩車分離とし、原則として8m確保する。
- 3) 骨格となる道路と駐車場との円滑なつながり、駐車場から各住戸へのスムーズな人の流れをつくる。

3. 住棟の配置、隣棟間隔、住戸の連結数

- 1) 敷地全体の形状と方位の関係を考慮し、出来るだけ南面する住棟配置とする。
- 2) 住戸は、1DK(6坪)、2DK(9坪)、3K(12坪)、の3つの型により構成する。
- 3) 住戸の型(1DK、2DK、3K)の構成割合については、地域特性に配慮することが必要であるが、一般的に1:2:1の割合を原則とする。
- 4) 1棟当たりの住戸の連結数は、4戸程度を目安とし、縦に抜ける道の設置などにより、団地内の自由な移動空間を確保する。
- 5) 隣棟間隔は、150㎡/戸程度のゆったり型の配置を目指すため、6m程度を確保する。

- 6) 土砂災害防止法に定められる警戒区域、特別警戒区域がある場合、その範囲内には原則として住戸を配置しない。

4. 駐車場のつくり方

- 1) 住戸から駐車場までの移動距離が、住居によって著しく不公平にならない位置に計画する。
- 2) 車の出し入れがしやすい駐車場の配置、構成とする。
- 3) 歩行者動線と車の動線ができるだけクロスしないように計画し、入居者の安全を確保する。
- 4) 入居者用の駐車場は、住戸数と同等数計画する。
- 5) 来客用駐車場は、入口廻り、もしくは、談話室、集会所近くに設置し、台数は住戸数の1割程度とする。
- 6) 駐車場は、駐車枠5m×2.5m、車路幅員6m以上とする。
- 7) 駐車場の舗装仕様
舗装は、碎石敷き均しとし、構成は、再生クラッシュラン(RC-40)厚100mmとする。

5. 談話室、集会所の構成

- 1) 集会所は、50戸に1棟(60㎡程度)の割合で設置する。
- 2) 談話室は、概ね10戸から50戸未満の団地に1棟(40㎡程度)設置する。
(従って、80戸の団地の場合、集会所:1棟、談話室:1棟設置することになる。)
- 3) 各住戸から使いやすく、団地の中心となる位置に計画する。
- 4) 広場などとのつながりを考慮したつくりとし、スロープの設置など、入口までのユニバーサルデザインを徹底する。
- 5) 談話室・集会所の外部に掲示板を設置し、団地内の情報交換の場所をつくる。

6. 遊び場や広場のつくり方

- 1) 遊び場、広場は、談話室や、集会所などとのつながりを考えて設置する。
- 2) 子ども達やお年寄りにとって、住戸以外の居場所をできるだけ確保する

7.浄化槽、ゴミ置場等、の設置場所

- 1) 浄化槽は、臭気など、居住者の迷惑にならない位置に計画する。
- 2) 浄化槽、受水槽の周辺には、安産性の確保のためフェンスを設置する。
- 3) ゴミ置き場は、各住戸から近い位置で、収集車が集めやすい場所に設ける

8.団地案内板、掲示板の設置

- 1) 団地案内板を主たる出入口近くに設置し、入居者、来訪者にとって分かりやすい情報を提供する。また、敷地条件に応じて、入居者の出入口がある場合、それらの位置にも設置する。
- 2) 談話室・集会所の外部に掲示板を設置し、団地内の情報交換の場所をつくる。

9.みんなで暮らすための工夫

- 1) 居住者同士が助け合ったり、見守り合ったりできるように、住棟の配置を工夫し、住棟の妻壁など縦に抜ける道沿いなどにベンチを設置し、日常的なふれあいの場を用意する。
- 2) 集会所や談話室だけでなく、住棟の壁など利用した小さな情報交換の場をつくる。

10.防犯灯など

- 1) 防犯灯については周辺の夜間照明の実情等を踏まえ、安全性を確保するために必要な台数を確保する。

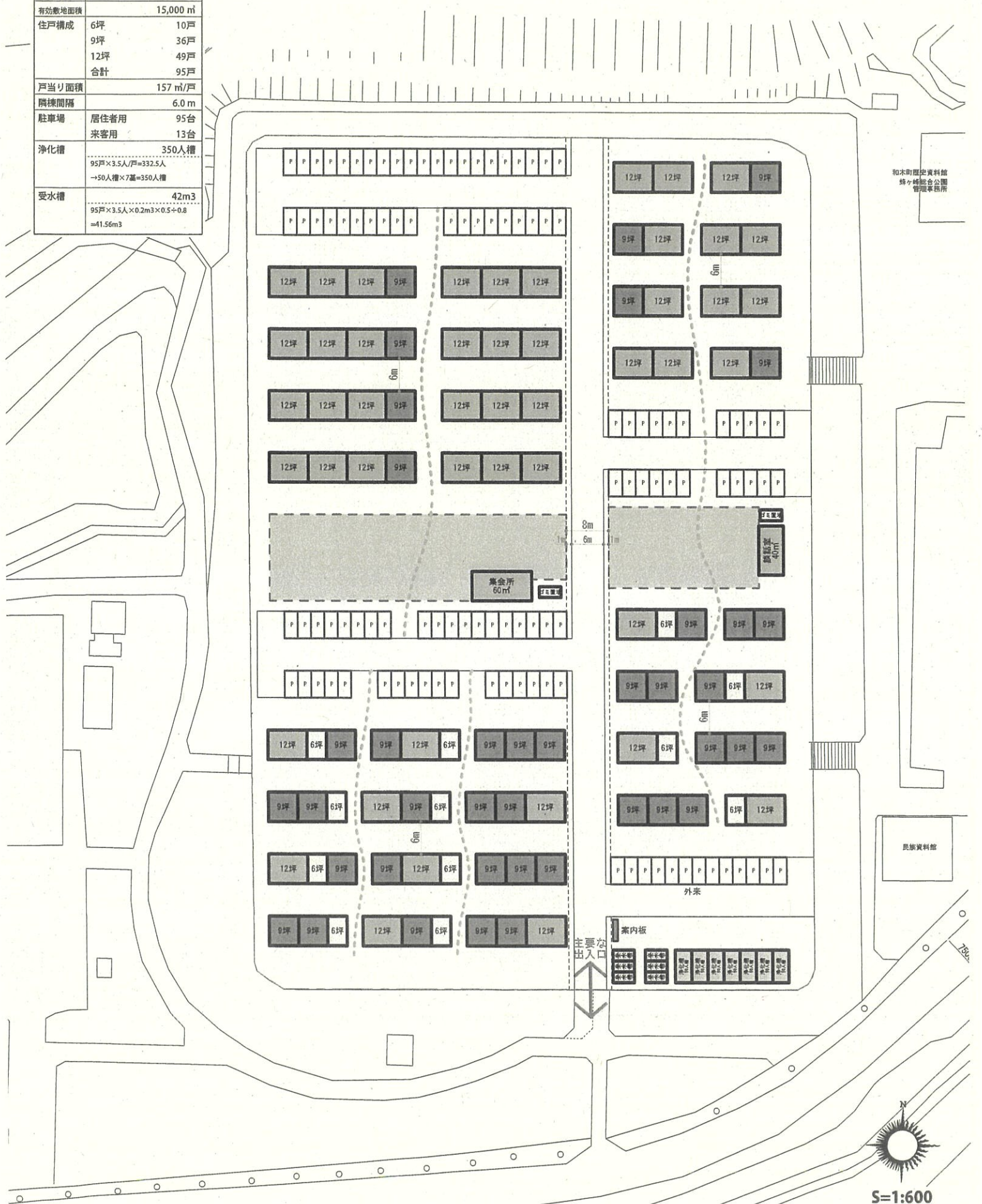
応急仮設住宅団地 高度利用型（標準型）・ゆとり型 比較表

	高度利用型（標準型）	ゆとり型
想定設置年数	2年	2年以上の長期
幹線道路幅員	8m	8m
住戸の型	1DK(6坪)、2DK(9坪)、3K(12坪)を基本とする	1DK(6坪)、2DK(9坪)、3K(12坪)を基本とする
住戸の型別設置割合	1DK:2DK:3K=1:2:1 を原則とする	1DK:2DK:3K=1:2:1 を原則とする
住戸の向き(方位)	出来るだけ南向きとする	出来るだけ南向きとする
1棟の住戸数(連結数)	6戸以下とする	4戸以下とする
隣棟間隔	4m程度	6m程度
1戸当たり面積	100㎡/戸程度	150㎡/戸程度
集会所(60㎡、100㎡)	50戸以上の団地に1棟(100㎡)	50戸毎に1棟(60㎡)
談話室(40㎡)	10戸～50戸未満の団地に1棟	10戸～50戸未満の団地に1棟
空地・広場	—	集会所、談話室とつながった位置に確保
駐車場	入居者用駐車場:住戸数と同等数計画する 来客用駐車場:住戸数の約1割程度確保する 舗装:碎石敷き均し 駐車枠:2.5m×5m 車路幅員:6m	入居者用駐車場:住戸数と同等数計画する 来客用駐車場:住戸数の約1割程度確保する 舗装:碎石敷き均し 駐車枠:2.5m×5m 車路幅員:6m
団地案内板	主な出入りに設置する	主な出入りに設置する
掲示板	集会所・談話室外部に1カ所設置	集会所・談話室外部に1カ所設置
ゴミ置場	1棟当たり0.2㎡を目安に面積を確保する 住棟と近く、収集車が集めやすい位置に設ける	1棟当たり0.2㎡を目安に面積を確保する 住棟と近く、収集車が集めやすい位置に設ける
浄化槽	2DKの計画人数を3.5人として算定する。 浄化槽は、既製品(50人槽)にて計画する。 臭気、ブロワーの騒音を避ける位置に設置し、 安全性の確保のため、周囲にフェンスを設置する	2DKの計画人数を3.5人として算定する。 浄化槽は、既製品(50人槽)にて計画する。 臭気、ブロワーの騒音を避ける位置に設置し、 安全性の確保のため、周囲にフェンスを設置する
受水槽	1日の使用量を、200L/人と仮定し、計画人数 は、浄化槽の計画人数とする。 動線上支障のない位置に設置し、安全性の 確保のため、周囲にフェンスを設置する	1日の使用量を、200L/人と仮定し、計画人数 は、浄化槽の計画人数とする。 動線上支障のない位置に設置し、安全性の 確保のため、周囲にフェンスを設置する

計画概要

市町村名称	和木町	
想定敷地	蜂ヶ峯総合公園グラウンド	
建設地住所	玖珂郡和木町 大字瀬田紺屋作260-1	
敷地面積	15,000 m ²	
有効敷地面積	15,000 m ²	
住戸構成	6坪	10戸
	9坪	36戸
	12坪	49戸
	合計	95戸
戸当り面積	157 m ² /戸	
隣棟間隔	6.0 m	
駐車場	居住者用	95台
	来客用	13台
浄化槽	350人槽	
	95戸×3.5人/戸=332.5人 →50人槽×7基=350人槽	
受水槽	42m ³	
	95戸×3.5人×0.2m ³ ×0.5÷0.8 =41.56m ³	

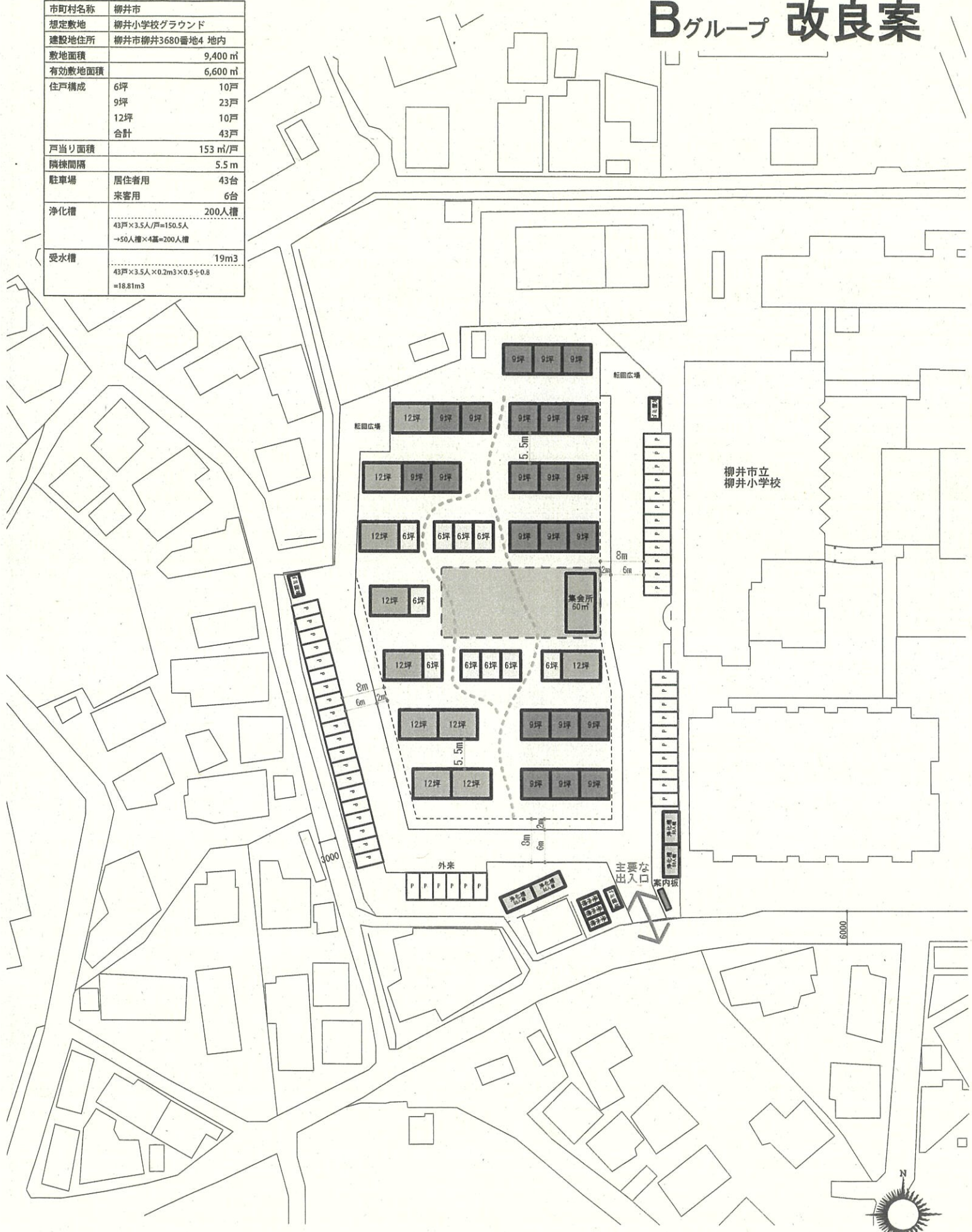
Aグループ 改良案



計画概要

市町村名称	柳井市	
想定敷地	柳井小学校グラウンド	
建設地住所	柳井市柳井3680番地4 地内	
敷地面積	9,400 m ²	
有効敷地面積	6,600 m ²	
住戸構成	6坪	10戸
	9坪	23戸
	12坪	10戸
	合計	43戸
戸当り面積	153 m ² /戸	
隣棟間隔	5.5 m	
駐車場	居住者用	43台
	来客用	6台
浄化槽	200人槽	
	43戸×3.5人/戸=150.5人 →50人槽×4基=200人槽	
受水槽	19m ³	
	43戸×3.5人×0.2m ³ ×0.5÷0.8 =18.81m ³	

Bグループ 改良案



S=1:600

Cグループ 改良案

計画概要

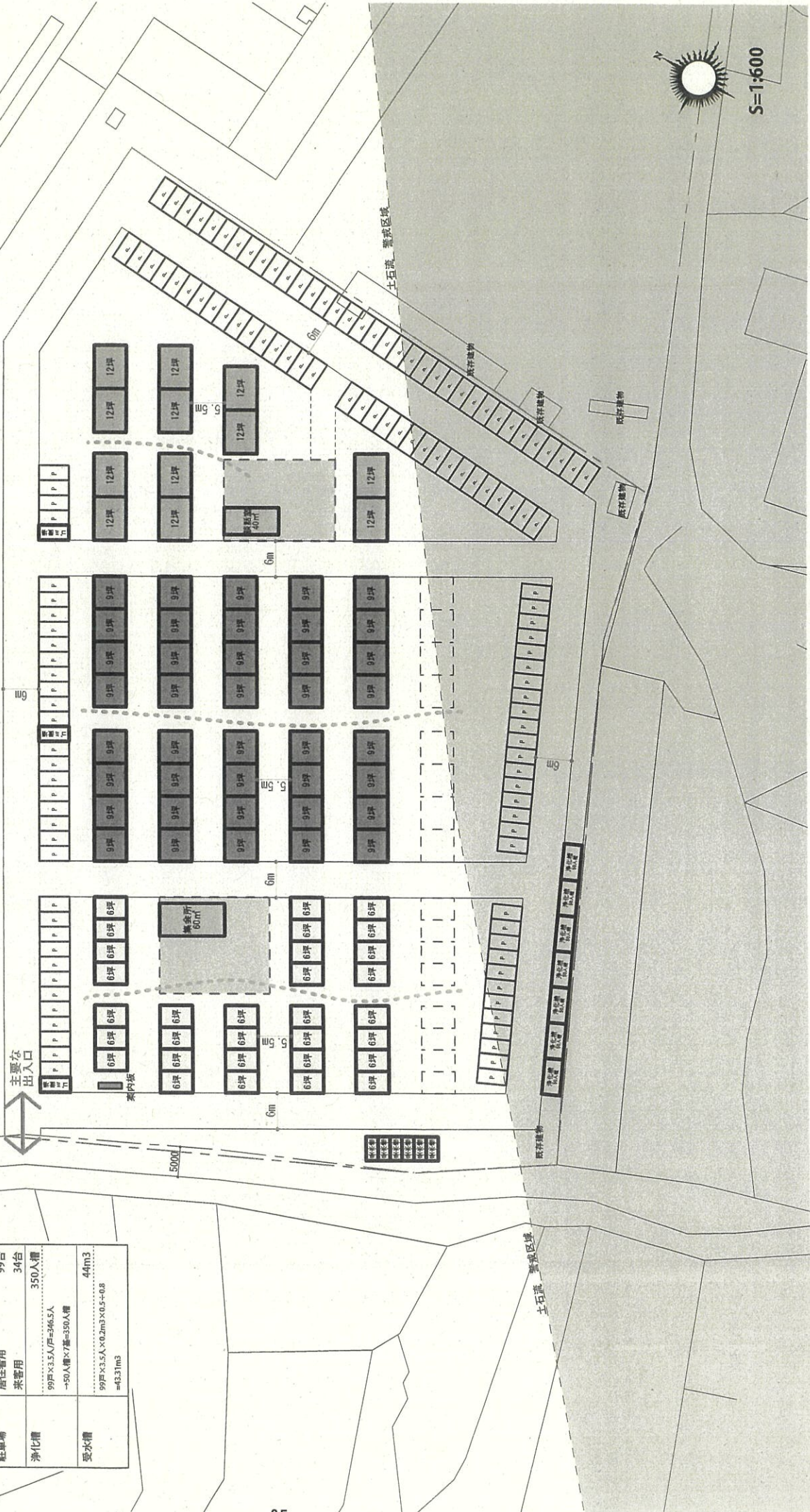
市町村名称	平生町	
想定敷地	平生中学校グラウンド	
総敷地面積	平生町大字曹根1844	
敷地面積	12,700 m ²	
有効敷地面積	12,700 m ²	
住戸構成	6坪	31(+8)戸
	9坪	40(+8)戸
戸当り面積	12坪	83(+16)戸
	合計	153(128)戸/戸
隣棟間隔	5.5 m	
駐車場	居住者用	99台
	来客用	34台
浄化槽	350人槽	
受水槽	99戸×3.5人/戸=346.5人 →50人槽×7基=350人槽	44m ³
	99戸×3.5人×0.2m ³ ×0.5÷0.8 =43.31m ³	

平生町立
平生中学校

土石流 警戒区域



S=1:500



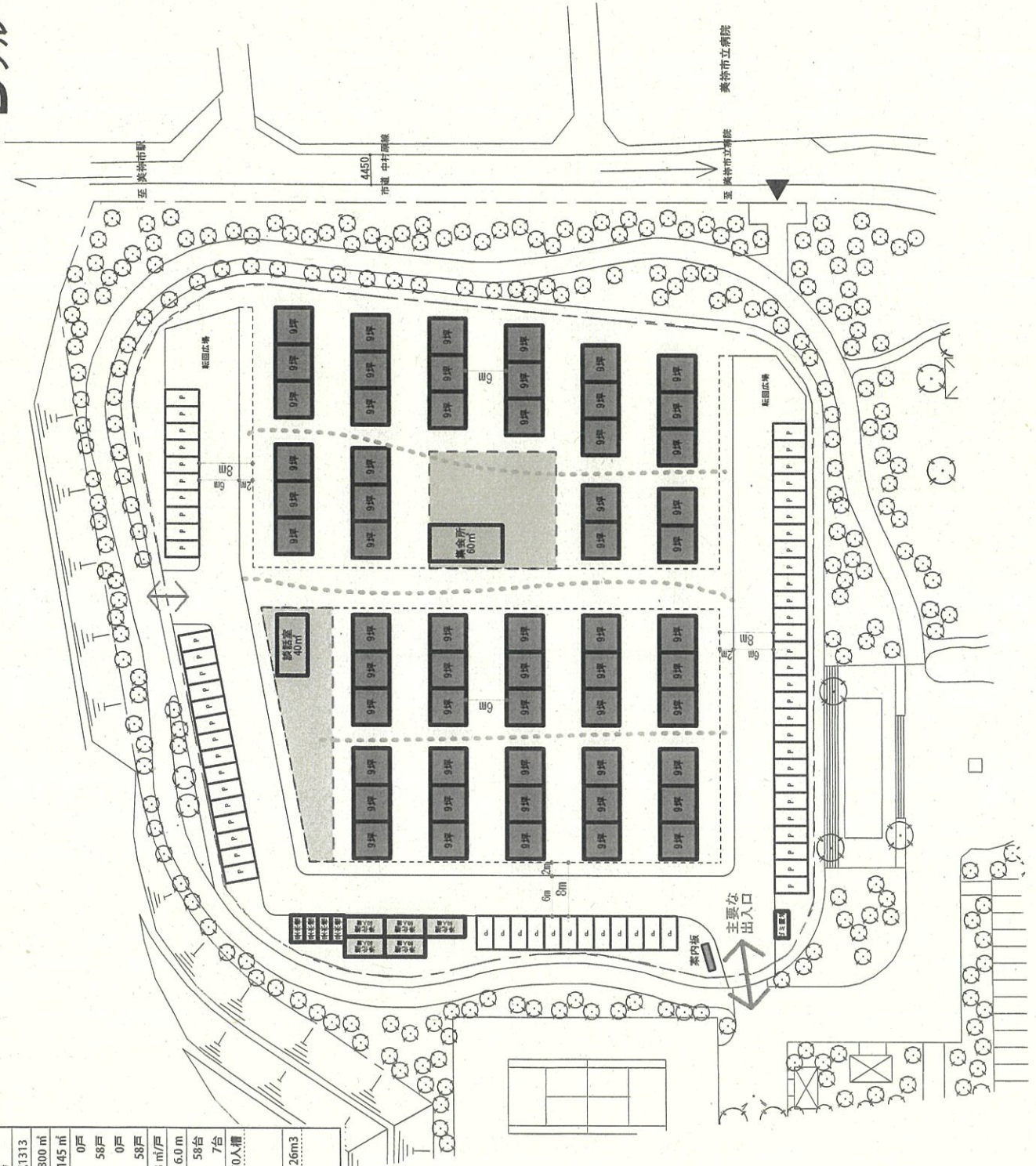
Dグループ 改良案



S=1:600

計画概要

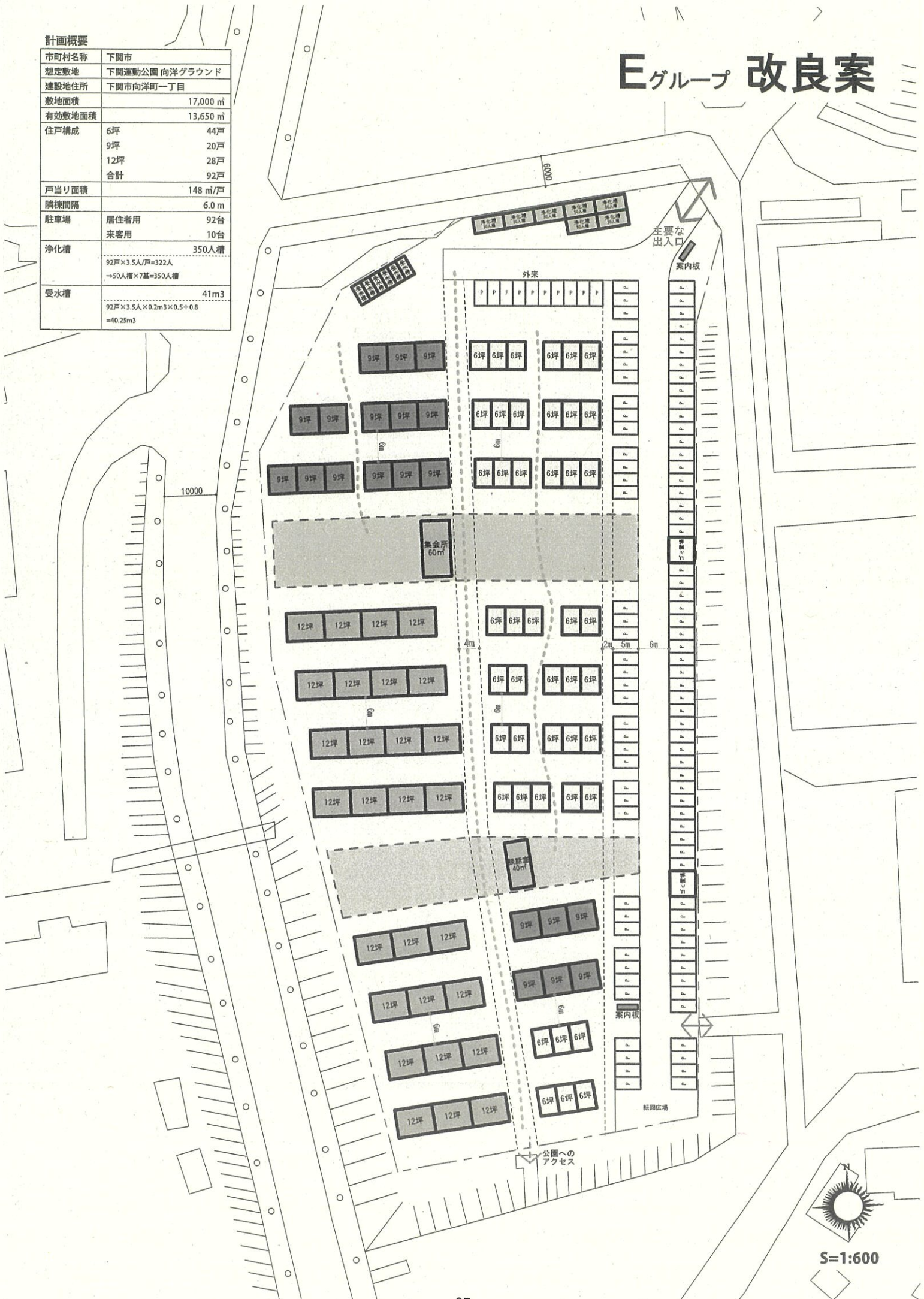
市町村名称	美称市
想定敷地	美称中央公園多目的広場
建設地住所	美称市大御町藁分子池尻1313
敷地面積	9,800 m ²
有効敷地面積	6坪
	9坪
	12坪
住戸構成	0戸 58戸 0戸 58戸 合計
戸当り面積	158 m ² /戸
隣接間隔	6.0 m
駐車場	居住者用
	来客用
浄化槽	250人槽
受水槽	58戸×3.5人/戸=203人 →50人槽×5基=250人槽
	58戸×3.5人×0.2m ³ ×0.5=0.8 =25.4m ³

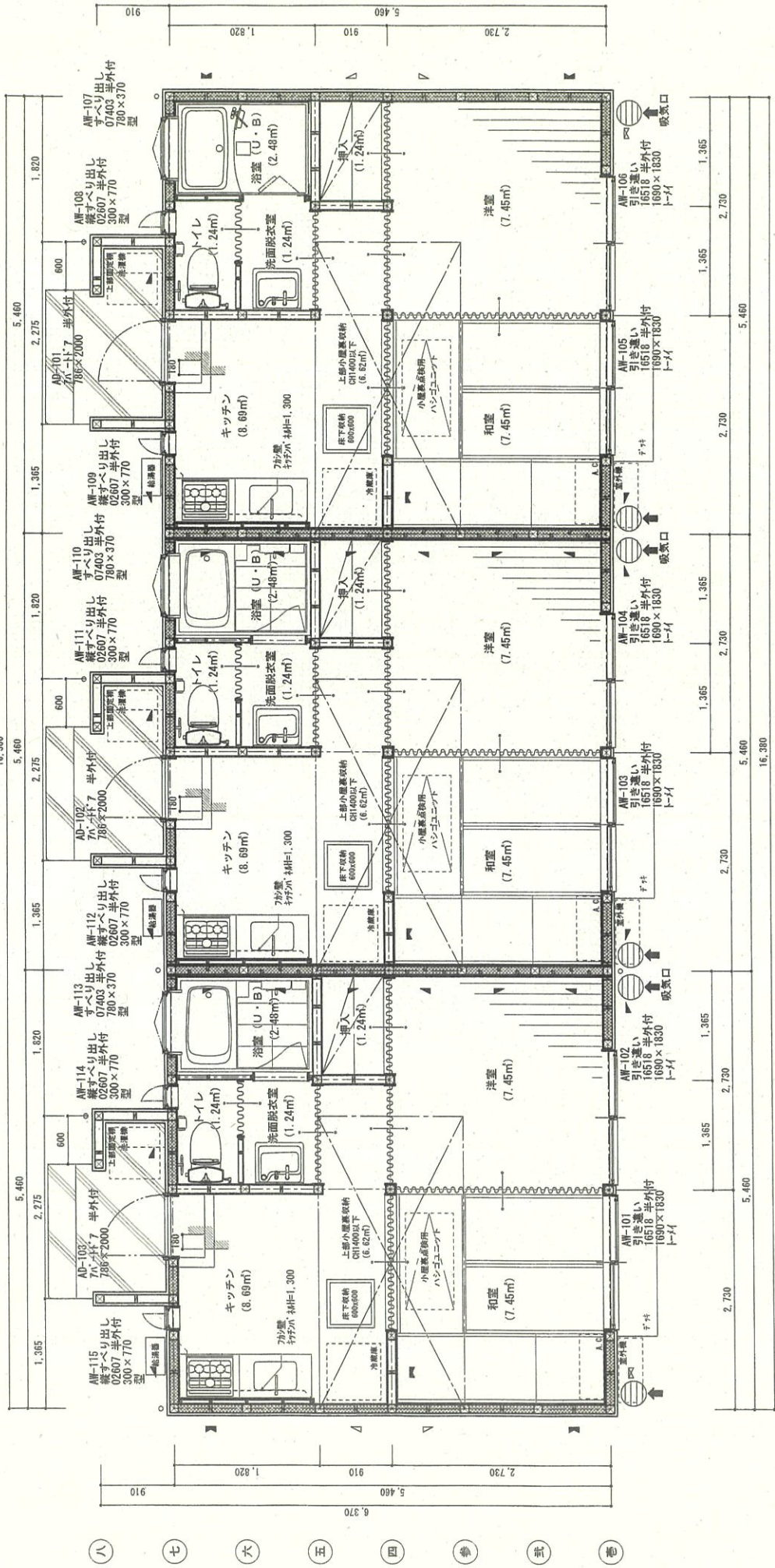


計画概要

市町村名称	下関市
想定敷地	下関運動公園 向洋グラウンド
建設地住所	下関市向洋町一丁目
敷地面積	17,000 m ²
有効敷地面積	13,650 m ²
住戸構成	6坪 44戸
	9坪 20戸
	12坪 28戸
	合計 92戸
戸当り面積	148 m ² /戸
隣棟間隔	6.0 m
駐車場	居住者用 92台
	来客用 10台
浄化槽	350人槽 92戸×3.5人/戸=322人 →50人槽×7基=350人槽
受水槽	41m ³ 92戸×3.5人×0.2m ³ ×0.5÷0.8 =40.25m ³

Eグループ 改良案





- 凡例
- 防煙 45X90(97A) 壁倍率4
 - ▲ 防煙 45X90(97A) 壁倍率2
 - 防煙 30X90(97A) 壁倍率3
 - 防煙 30X90(97A) 壁倍率1.5

い ろ は に ぼ へ と ち り ぬ を る か わ け よ た れ そ つ

モジュール：910

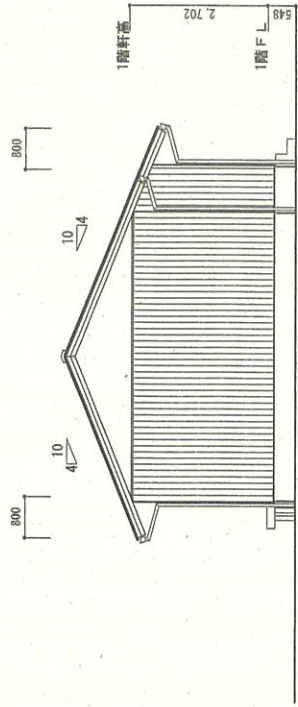
工事名 全木協中国ブロック広急仮設木造住宅名

図名 9 坪 3 連棟平面図

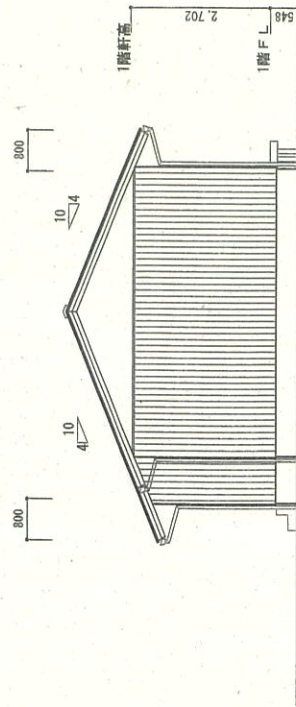
縮尺 1/50 番号

日 平成29年11月27日
 日 平成30年1月16日

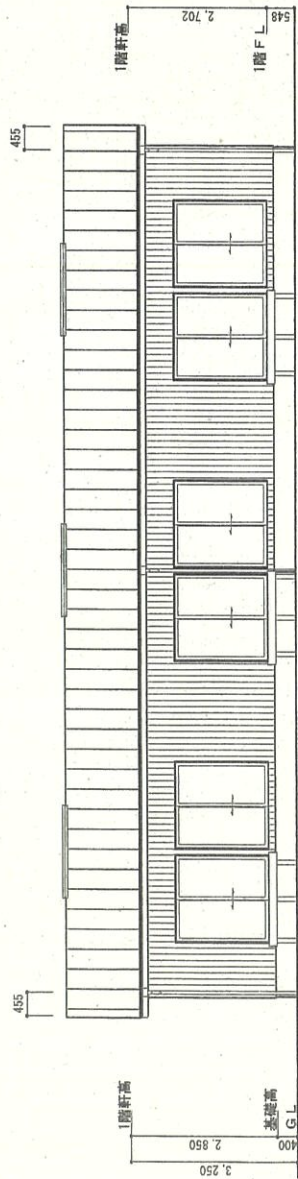
9 坪 3 連棟タイプ



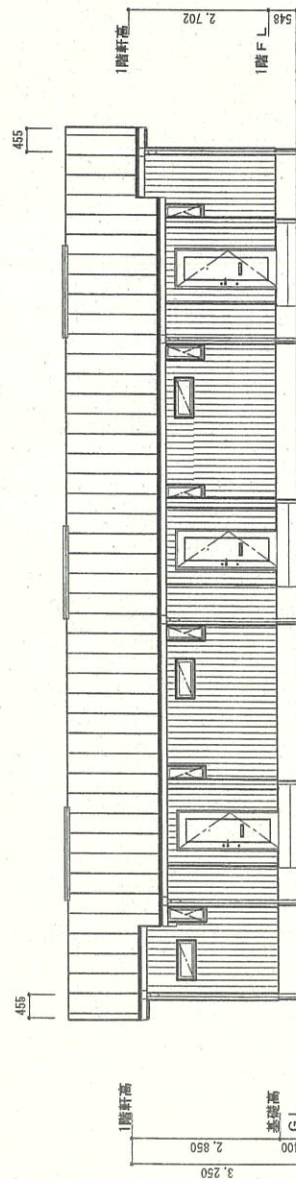
東側立面図 S:1/100



西側立面図 S:1/100

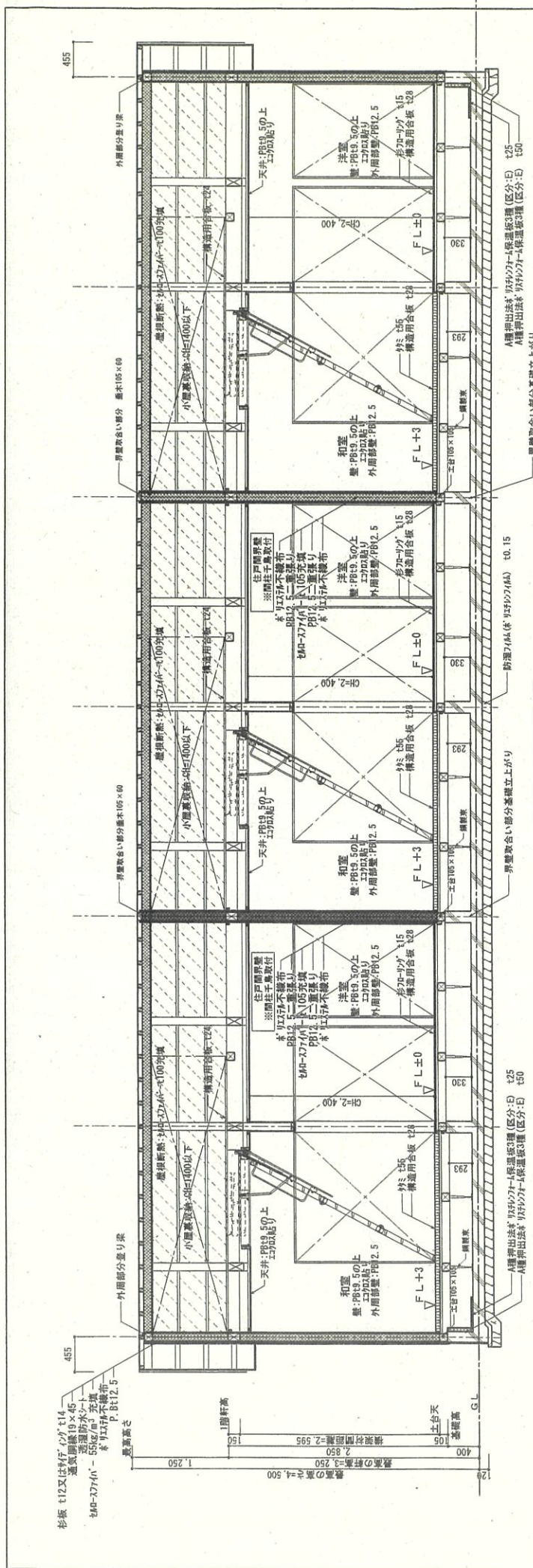


南側立面図 S:1/100



北側立面図 S:1/100

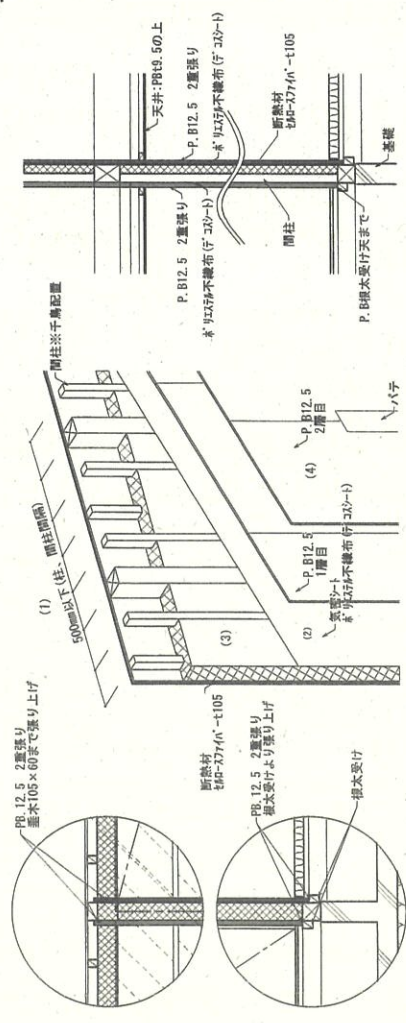
モジュール: 910		図名		9 坪3 連棟立面図		縮尺		1/100		番 号	
		工事名		全木造中国ブロック広急傾斜設木造住宅		図 号		9 坪3 連棟タイプ		平成29年11月27日	
										平成30年1月16日	
										5	



断面図 S:1/50

界壁取合い部分詳細施工について

- (1) 躯体構造の施工
 - ・柱・間柱の間隔(500mm以下)、千鳥配置とする。
- (2) 気密シート(ゴースト)の張付
 - ・気密シートの張付位置は、両面とし断熱材の充填厚さ105±11mmとなり位置に配置し、柱及び間柱に幅9.6mm以上、足長10mm以上の工業用ステープルで張付ける。
 - ・気密シートは横張又は縦張とし、上下・左右の重ね代を100mm以上とする。
- (3) 断熱材の充填
 - ・専用の施工機で、柱・間柱内に、充填厚さ105mm±11mmとなるように隙間なく吹き込む。
- (4) 被覆材(P.B12.5)の取付
 - ・被覆材の上張と下張の目地は重ならないよう配置する。
 - ・被覆材は、被覆材固定用留付材を用いて柱・間柱に取付ける。
 - ・目地部にはハテを施し、平滑に仕上げ上げる。
 - ・下張縦目地部は最下部より600mmごとと上下に30mmあけて2本打ちとする



透視図・鉛直断面図 S:1/30

モジュール: 010	工事名	金木協同中国ブロック応急仮設木造住宅	図名	9年3連棟断面図	縮尺	1/30.50	番号	6
			日付	平成29年11月27日				
			日付	平成30年1月16日				
			図名	9連棟タイプ				

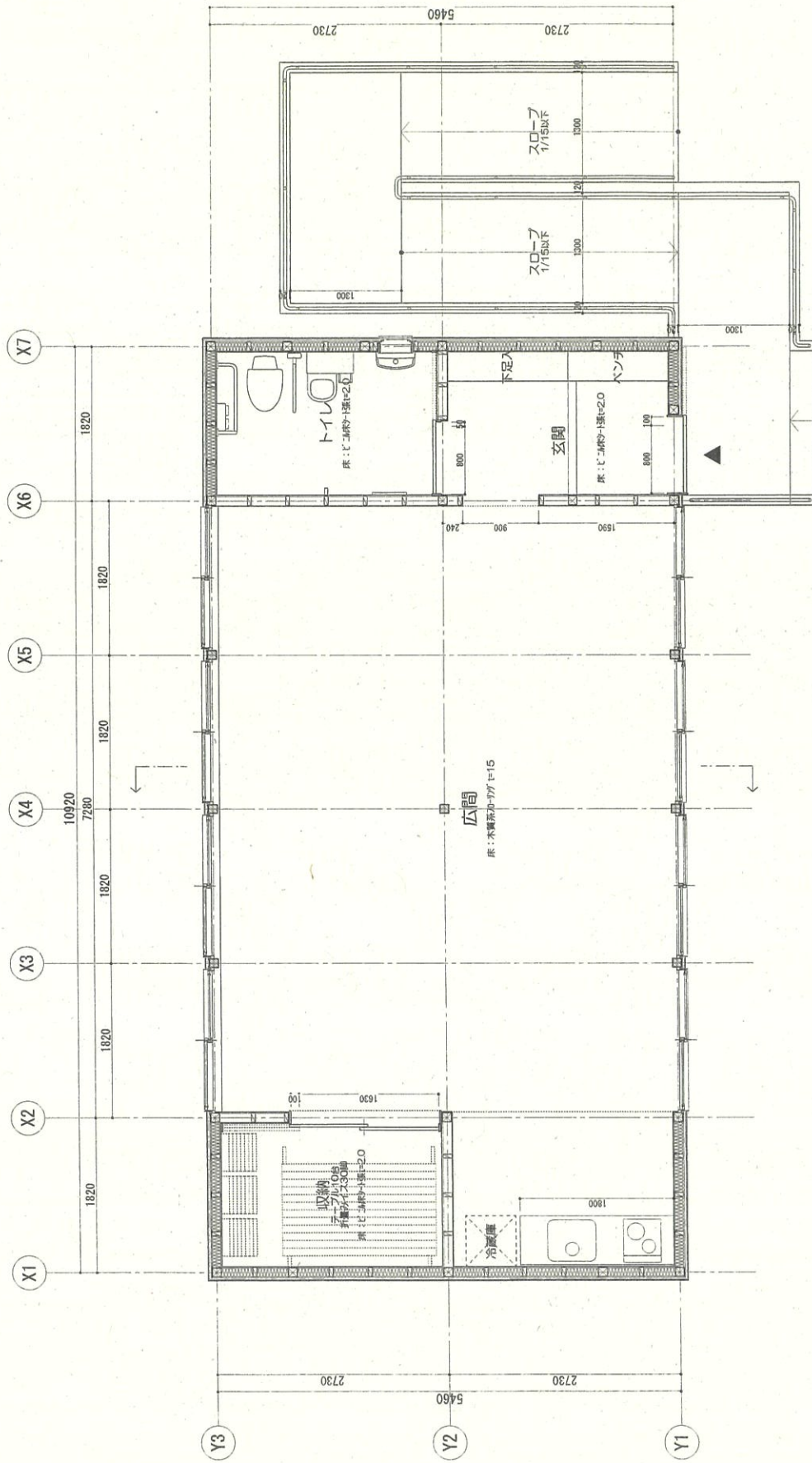
■標準仕様

部位	標準仕様
構造	<p>木造軸組工法</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として県産材とし、材の入手が困難な場合は発注者の指示による 土台：ヒノキ 105×105、大引：スギ 105×105、柱：スギ 105×105 構材材：スギ 105×105 150×105×240、母屋、棟木：105×120
基礎	<p>○杭基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> 杭 杉丸太 φ90 A02加圧注入K1 φ910 床下断熱：押出法*リフトワナ-A3種b t=50 <p>○RC基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生ワカサギ t=100、捨コンクリート t=30、#リフトワナ4種、37厚 t=150、気密パッキン、立上り高さGL+400 基礎断熱：押出法*リフトワナ-A3種b t=50
屋根	<ul style="list-style-type: none"> A1-Zn合金メッキ着色鋼板 t=0.4 堅ハゼ葺 通気棟、軒先通気
壁	<ul style="list-style-type: none"> 屋根垂木45×90#455(通気層)、下地合板 t=12、アスファルトルーフィング940 押出法ポリスチレンフォーム3種b t=90 (垂木間)
柱	<ul style="list-style-type: none"> 塩ビ製軒柱 半丸φ105 塩ビ製堅柱 φ60
外壁	<ul style="list-style-type: none"> 仕上 ○杉羽目板白漆 t=15、珪藻土 ○杉板大和塗 t=15、珪藻土 ○珪藻土サイディング t=14、外装珪藻土E 下地 ○透防水シート、通気断熱 t=18 断熱 ○高性能グラスウール H616-38 t=90 ○押出法ポリスチレンフォーム3種b t=65 ○セルローズファイバー充填 t=100

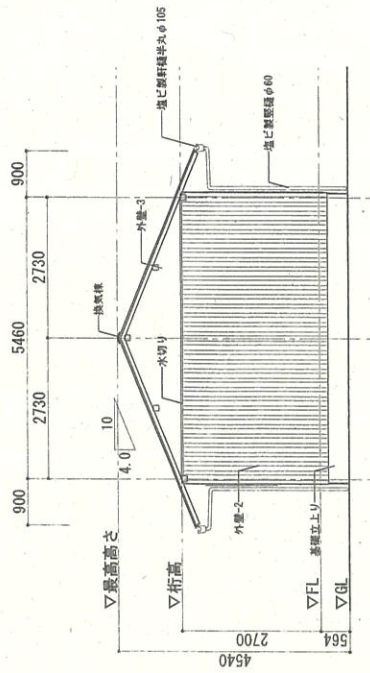
部位	標準仕様
建具	<ul style="list-style-type: none"> 玄関入口 ・木製上吊扉戸 A特珪藻土 外前建具 ・アルミ製サッシ、Low-E複層ガラス(A10以上)、U値=-3.49(W/m²・K) 内前建具 ・木製フッラッシュ引戸、面材：シナ合板、OSL塗装
外部スロープ	<ul style="list-style-type: none"> 勾配1/15以下、有効幅員1.2m以上、手摺を設置する 形状については敷地による
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> 照明設備 <ul style="list-style-type: none"> ・玄関：ダウライト、LED照明 ・広間：吊り下げ式ベネフィット、LED照明 ・キッチン：ダウライト、手元照明、LED照明 ・トイレ：ダウライト、手元照明、LED照明 ・外部：ダウライト、防雨タイプ、LED照明 空調設備 <ul style="list-style-type: none"> ・広間：F-AIコン×2台(単相200V) 換気設備 <ul style="list-style-type: none"> ・玄関：自然給気口φ100 ・キッチン：自然給気口φ100、換気扇 ・トイレ：パイプファン(24時間換気)φ100 ・収納：パイプファン(24時間換気)φ100
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○印のついた仕様に関しては、発注者の指示によりいずれかを選択とする ・使用材料及び下請け業者については、県産材、県内企業及び誘致企業の採用に努めることとする ・床、壁、天井、建具仕上に用いる建築材料はすべてF☆☆☆☆、または規制対象外の材料を使用する

■室内仕様

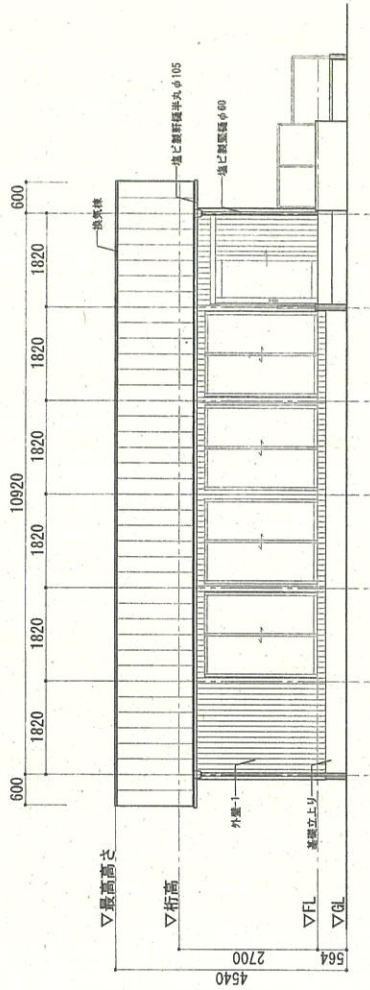
壁名	床		巾木	壁		廻縁	天井		備考
	下地	仕上		下地	仕上		下地	仕上	
玄関	構造用合板 t=24 構造用合板 t=24	ビニ床シート張り t=2.0 木質系70-リッパ t=15	木製巾木 H=60	木軸組	GB-R12.5 クロス張り	-	木製下地	GB-R0.5 クロス張り	下足箱、ベネフィット、手摺
広間	構造用合板 t=24	木質系70-リッパ t=15	木製巾木 H=60	木軸組	GB-R12.5 クロス張り	-	垂木	77/各板t=6目渡し張 OSL塗装	D-AIコン
キッチン	構造用合板 t=24	木質系70-リッパ t=15	木製巾木 H=60	木軸組	GB-R12.5 クロス張り 一部ベネフィットパネル	-	木製下地	GB-R0.5 クロス張り	37/各板t=110mm、吊戸棚、レゾナード、天井点検口
トイレ	構造用合板 t=24 下地調整合板 t=12	ビニ床シート張り t=2.0	77巾木	木軸組	GB-R12.5 クロス張り	天井目渡し	木製下地	GB-R0.5 クロス張り	大便器、小便器、手摺、手洗、化粧鏡、フック、天井点検口
収納	構造用合板 t=24 下地調整合板 t=12	ビニ床シート張り t=2.0	77巾木	木軸組	GB-R12.5 クロス張り	天井目渡し	木製下地	GB-R0.5 クロス張り	



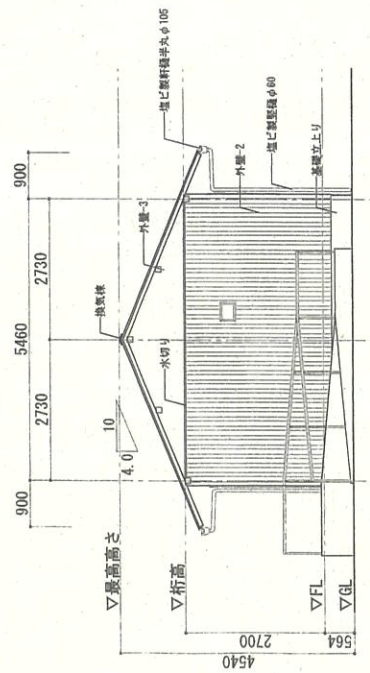
集会所 立面図-1
 平側：堅羽目板張
 妻側：大和張
 基礎：RC基礎



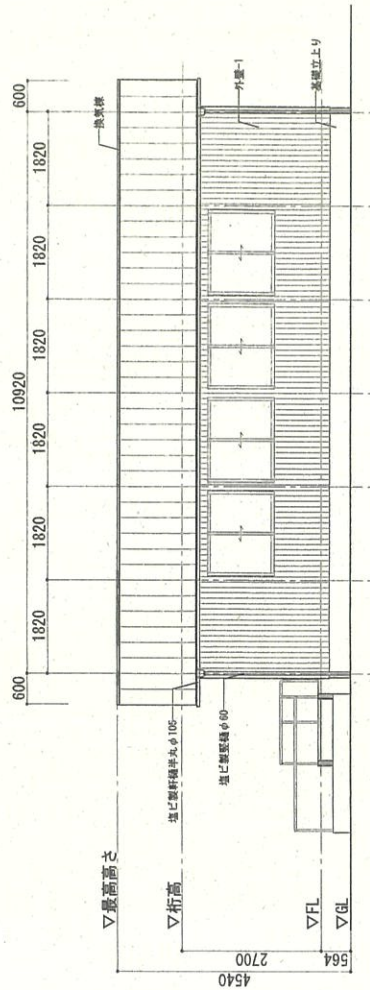
妻側立面図-1



平側立面図-1



妻側立面図-2



平側立面図-2

屋根	Al-Zn合金メッキ着色銅板 特殊堅羽目 葺き t=0.4
外壁-1	堅羽目張 WP塗装
外壁-2	大和張 WP塗装
外壁-3	竹'イ'張 外装薄塗材E
基礎立上り	コンクリ打ち放し
幕板	幕板 杉板 t=15 防蟻処理

20190128 立面図-1 S=1:100 A-005

設計担当：株式会社 箱 環設計

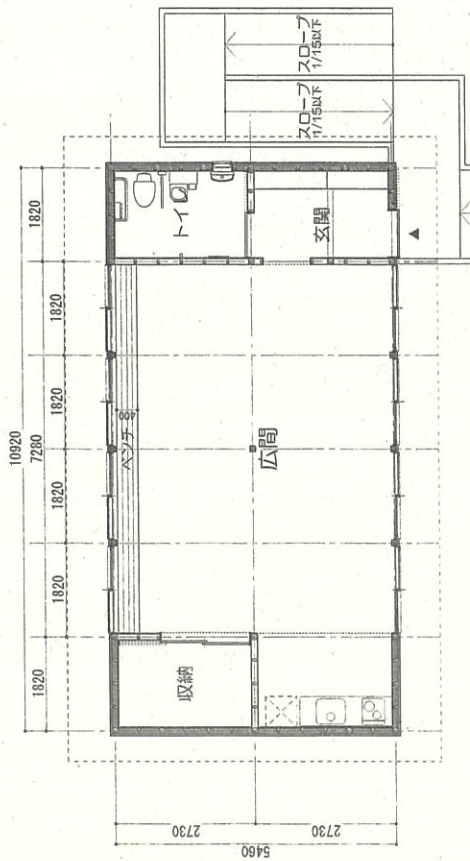
2018年度全木協補助事業 談話室・集会所等の標準図作成委員会

集会所 標準図

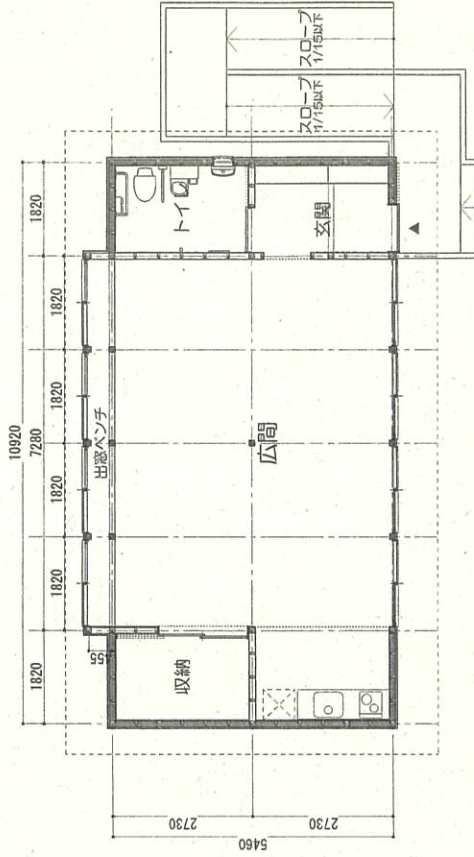
平面のバリエーション

- 平面の基本プランに、ベンチ、出窓、下屋などのオプションを加えることで、使い易くする工夫が可能です。
- 敷地条件に応じて平入り、妻入りが選択できるように玄関のつくり方を2タイプ用意しています。
- 方位などの条件に応じて、軒先を伸ばし、半外部の縁側の設置も可能です。
- スロープは、ストレート型、折れ型(踊り場つき)など、敷地形状に応じて選択することが可能です。

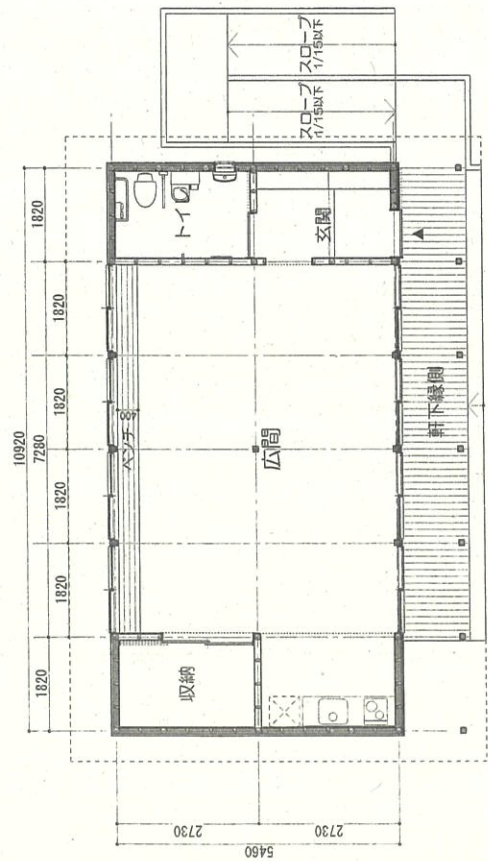
A. 基本プラン+ベンチ



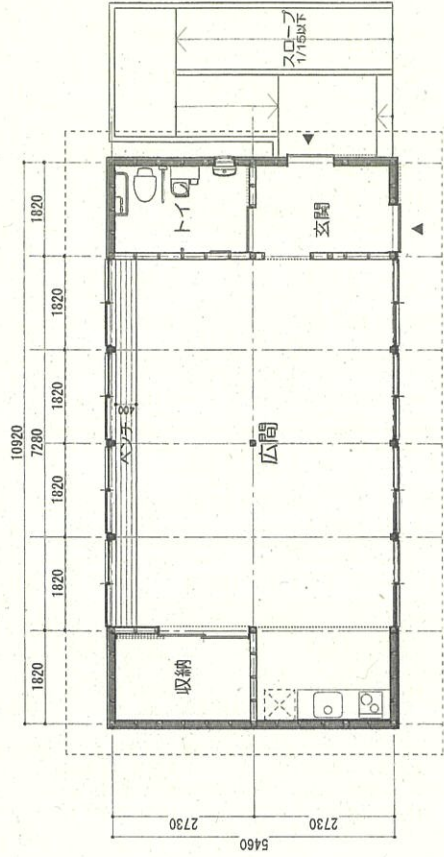
B. 基本プラン+出窓(ベンチ)



C. 基本プラン+軒下縁側

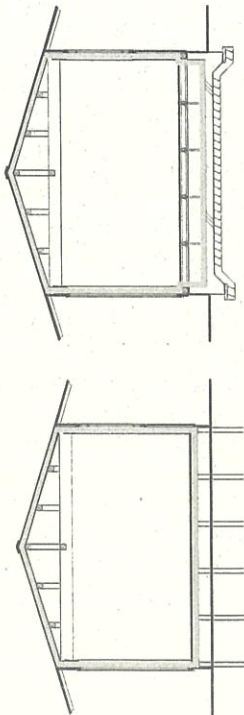


D. 妻入りプラン



○断熱ラインの設定について

- ・杭基礎の場合は床下断熱とし、RC基礎の場合は基礎断熱とします。
- ・広間が勾配天井であることから、天井断熱ではなく屋根断熱とします。



杭基礎の場合：床下断熱

RC基礎の場合：基礎断熱

○断熱材の選定について

- ・断熱等級4を満たす、断熱材の構成とします(右表の組み合わせより選択)
- ・広島県の一部地域では、UA値0.75以下(地域区分4)、その他の地域では、UA値0.87以下(地域区分6、6)となる、断熱材およびサッシの組み合わせとします。
- ・山口県では、UA値0.87以下(地域区分5~7)となる、断熱材およびサッシの組み合わせとします。

参考：外皮平均熱貫流率(UA値)の基準値

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
UA値	0.46	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	-

参考：地域の区分

県名	地域区分	市区町村
広島県	4	三次市(旧甲斐町、旧喜田村、旧布野村、旧作木村、旧吉合町、旧三良坂町)に限る、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る)、など
	5	4、6以外の市町村
	6	広島市(旧広島市に限る)、呉市、江田島市、三原市(旧三原市、旧本郷町)に限る、大竹市、竹原市、東広島市(旧鞆町、旧安芸津町に限る)、など
山口県	5	山口市(旧阿東町に限る)、下関市(旧豊田町に限る)、岩国市(旧岩国市、旧玖珂町、旧本郷村、旧東郷町、旧錦町、旧美和町に限る)、など
	6	5、7以外の市町村
	7	下関市(旧下関市に限る)

○外皮計算による、外皮平均熱貫流率(UA値)の試算：外皮および開口部面積と平均熱貫流率によって算出

	屋根	外壁	基礎立上り	開口部仕様	UA値(概算)	地域区分
A案	セルロースファイバー t=100 断熱材の熱貫流率：0.040	セルロースファイバー t=105 断熱材の熱貫流率：0.040 高性能グラスウール HG16-38 t=90 断熱材の熱貫流率：0.038	押出法*リゾリフォーム3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	アルミ製サッシ low-E複層ガラスA10以上 熱貫流率：3.49	0.78	5~7 まで対応
B案	セルロースファイバー t=100 断熱材の熱貫流率：0.040	セルロースファイバー t=105 断熱材の熱貫流率：0.038	押出法*リゾリフォーム3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	アルミ樹脂複合サッシ low-E複層ガラスA10以上 熱貫流率：2.33	0.63	4~7 まで対応
C案	セルロースファイバー t=100 断熱材の熱貫流率：0.040	セルロースファイバー t=105 断熱材の熱貫流率：0.028	押出法*リゾリフォーム3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	アルミ樹脂複合サッシ low-E複層ガラスA10以上 熱貫流率：2.33	0.72	4~7 まで対応

標準仕様

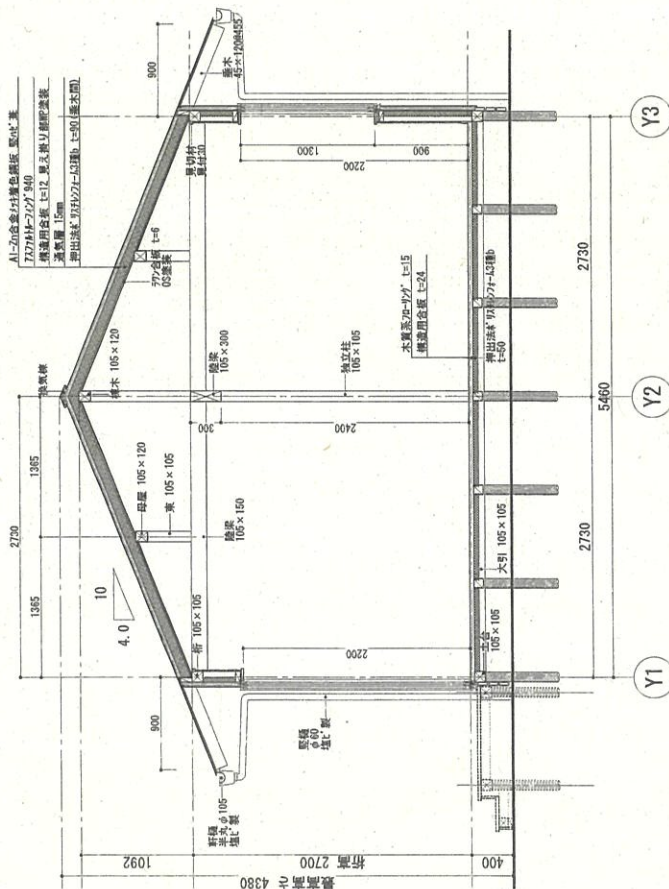
部位	標準仕様	標準仕様																																
構造	<p>木造軸組工法</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として県産材とし、材の入手が困難な場合は発注者の指示による 土台：ヒノキ 105×105、大引：スギ 105×105、柱：スギ 105×105 構架材：スギ 105×105、105×150、105×240、母屋、棟木：105×120 	<p>玄関入口</p> <ul style="list-style-type: none"> 木製上吊戸 2枚 押入 																																
基礎	<p>○杭基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> 杭 杉丸太 φ90 ACO加圧注入K #910 床下断熱：押出法 #17077+43種b t=50 再生珪藻土 t=100、捨コンクリート t=30、#17077/41敷、37厚 t=150、気密バッチ、立上り高さGL+400 基礎断熱：押出法 #17077+43種b t=50 	<p>外部建具</p> <ul style="list-style-type: none"> 木製フラッシュ引戸、面材：シナ合板、OSGi塗装 																																
屋根	<p>仕上</p> <ul style="list-style-type: none"> A1-70合金メッキ着色銅板 t=0.4 壁ハゼ葺 通気棟、軒先通気 	<p>内部建具</p> <ul style="list-style-type: none"> 木製フラッシュ引戸、面材：シナ合板、OSGi塗装 																																
柱	<p>下地</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根垂木 45×90 #455 (通気層)、下地合板 t=12、アスファルトルーフィング 940 押出法ポリスチレンフォーム3種b t=90 (垂木間) 	<p>勾配1/15以下、有効幅員1.2m以上、手摺を設置する 形状については敷地による</p>																																
外壁	<p>断熱</p> <ul style="list-style-type: none"> 珪藻土断熱 半丸 φ105 珪藻土断熱 φ60 <p>仕上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○杉壁羽目板目隠し張 t=15、珪藻土 ○杉板大和張 t=15、珪藻土 ○珪藻土サイディング t=14、外装珪藻土E <p>下地</p> <ul style="list-style-type: none"> 透湿防水シート、通気開縁 t=18 <p>断熱</p> <ul style="list-style-type: none"> 高性能グラスウール H616-38 t=90 ○押出法ポリスチレンフォーム3種b t=65 ○セルローズファイバー充填 t=100 	<p>照明設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 玄関：ダウライト、LED照明 広間：吊り下げ式ベアライト、LED照明 キッチン：ダウライト、手元照明、LED照明 トイレ・取納：ダウライト、手元照明、LED照明 外部：ダウライト、防雨ライト、LED照明 <p>空調設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 広間：F-A200×2台 (単相200V) <p>換気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 玄関：自然給気口 φ100 キッチン：自然給気口 φ100、換気扇 トイレ：バグ777(24時間換気) φ100 取納：バグ777(24時間換気) φ100 																																
室内仕様	<p>床</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地</th> <th>仕上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造用合板 t=24</td> <td>ビニ床材1張り t=2.0</td> </tr> <tr> <td>構造用合板 t=24</td> <td>木質系70-777 t=15</td> </tr> <tr> <td>構造用合板 t=24</td> <td>木質系70-777 t=15</td> </tr> <tr> <td>構造用合板 t=24</td> <td>木質系70-777 t=15</td> </tr> </tbody> </table> <p>壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地</th> <th>仕上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木軸組</td> <td>BB-R12.5 クロス張り</td> </tr> <tr> <td>木軸組</td> <td>BB-R12.5 クロス張り</td> </tr> <tr> <td>木軸組</td> <td>BB-R12.5 クロス張り 一部キッチンパネル</td> </tr> <tr> <td>木軸組</td> <td>BB-R12.5 クロス張り</td> </tr> <tr> <td>木軸組</td> <td>BB-R12.5 クロス張り</td> </tr> </tbody> </table> <p>天井</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地</th> <th>仕上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木製下地</td> <td>BB-R9.5 クロス張り</td> </tr> <tr> <td>木製下地</td> <td>BB-R9.5 クロス張り</td> </tr> <tr> <td>木製下地</td> <td>BB-R9.5 クロス張り</td> </tr> <tr> <td>木製下地</td> <td>BB-R9.5 クロス張り</td> </tr> </tbody> </table> <p>特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○印のついた仕様に関しては、発注者の指示によりいずれかを選択とする ・使用材料及び下請け業者については、県産材、県内企業及び誘致企業の採用に努めることとする ・床、壁、天井、建具仕上に用いる建築材料はすべてF☆☆☆☆、または規制対象外の材料を使用する 	下地	仕上	構造用合板 t=24	ビニ床材1張り t=2.0	構造用合板 t=24	木質系70-777 t=15	構造用合板 t=24	木質系70-777 t=15	構造用合板 t=24	木質系70-777 t=15	下地	仕上	木軸組	BB-R12.5 クロス張り	木軸組	BB-R12.5 クロス張り	木軸組	BB-R12.5 クロス張り 一部キッチンパネル	木軸組	BB-R12.5 クロス張り	木軸組	BB-R12.5 クロス張り	下地	仕上	木製下地	BB-R9.5 クロス張り	木製下地	BB-R9.5 クロス張り	木製下地	BB-R9.5 クロス張り	木製下地	BB-R9.5 クロス張り	<p>天井</p> <ul style="list-style-type: none"> 広間：F-A200×2台 (単相200V) 玄関：自然給気口 φ100 キッチン：自然給気口 φ100、換気扇 トイレ：バグ777(24時間換気) φ100 取納：バグ777(24時間換気) φ100 <p>○印のついた仕様に関しては、発注者の指示によりいずれかを選択とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用材料及び下請け業者については、県産材、県内企業及び誘致企業の採用に努めることとする ・床、壁、天井、建具仕上に用いる建築材料はすべてF☆☆☆☆、または規制対象外の材料を使用する
下地	仕上																																	
構造用合板 t=24	ビニ床材1張り t=2.0																																	
構造用合板 t=24	木質系70-777 t=15																																	
構造用合板 t=24	木質系70-777 t=15																																	
構造用合板 t=24	木質系70-777 t=15																																	
下地	仕上																																	
木軸組	BB-R12.5 クロス張り																																	
木軸組	BB-R12.5 クロス張り																																	
木軸組	BB-R12.5 クロス張り 一部キッチンパネル																																	
木軸組	BB-R12.5 クロス張り																																	
木軸組	BB-R12.5 クロス張り																																	
下地	仕上																																	
木製下地	BB-R9.5 クロス張り																																	
木製下地	BB-R9.5 クロス張り																																	
木製下地	BB-R9.5 クロス張り																																	
木製下地	BB-R9.5 クロス張り																																	

標準仕様

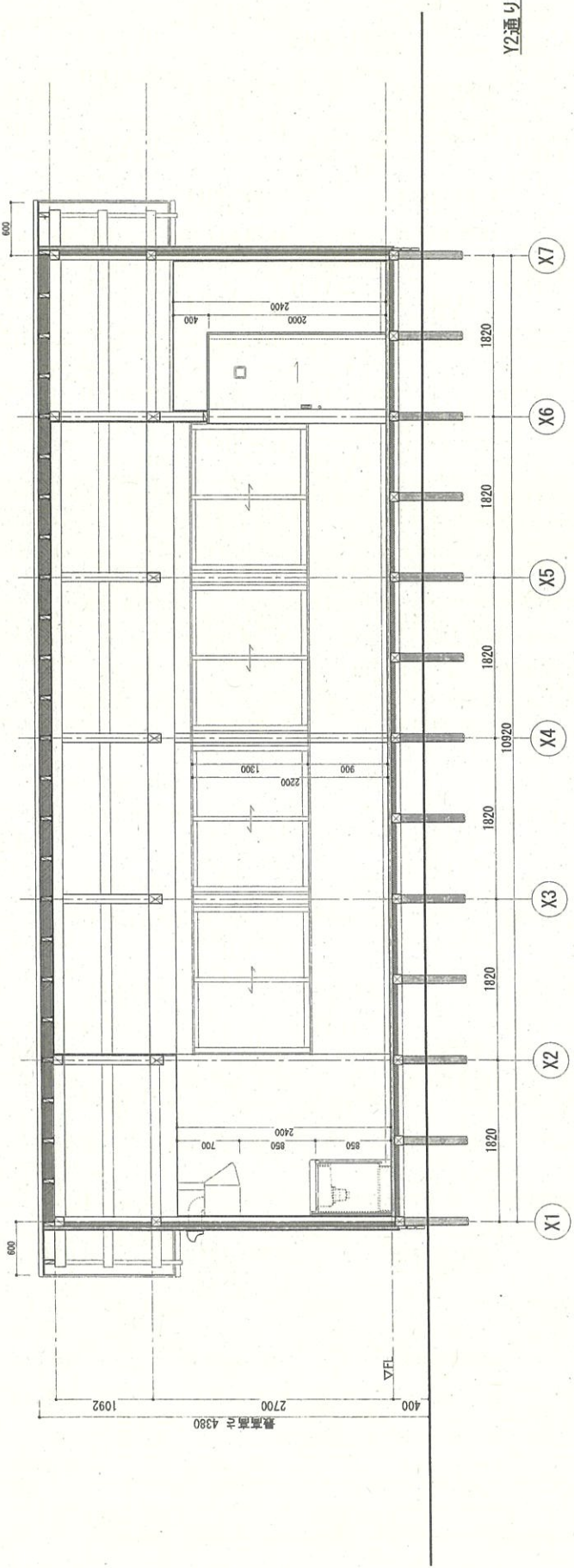
部位	標準仕様	標準仕様
壁	<p>下地</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造用合板 t=24	<p>下地</p> <ul style="list-style-type: none"> 木製下地
床	<p>下地</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造用合板 t=24	<p>天井</p> <ul style="list-style-type: none"> 広間：F-A200×2台 (単相200V) 玄関：自然給気口 φ100 キッチン：自然給気口 φ100、換気扇 トイレ：バグ777(24時間換気) φ100 取納：バグ777(24時間換気) φ100 <p>○印のついた仕様に関しては、発注者の指示によりいずれかを選択とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用材料及び下請け業者については、県産材、県内企業及び誘致企業の採用に努めることとする ・床、壁、天井、建具仕上に用いる建築材料はすべてF☆☆☆☆、または規制対象外の材料を使用する
天井	<p>下地</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造用合板 t=24	<p>天井</p> <ul style="list-style-type: none"> 広間：F-A200×2台 (単相200V) 玄関：自然給気口 φ100 キッチン：自然給気口 φ100、換気扇 トイレ：バグ777(24時間換気) φ100 取納：バグ777(24時間換気) φ100 <p>○印のついた仕様に関しては、発注者の指示によりいずれかを選択とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用材料及び下請け業者については、県産材、県内企業及び誘致企業の採用に努めることとする ・床、壁、天井、建具仕上に用いる建築材料はすべてF☆☆☆☆、または規制対象外の材料を使用する

特記事項

- 外壁仕上
・北側は、杉葉羽目板t=15 目透し壁、即塗装とする
・南側は、杉葉t=15 大和漆仕上げ、即塗装とする
・基礎部分、杉葉t=15 大和漆仕上げ、即塗装とする
（立面図(A-008~009)および仕上図(A-012~014)参照)
- 断熱材
・屋根断熱は、図示による
・外壁断熱材は、高性能グラスウールt=80、t=90、
押出法系ウレタンt=65、または
切欠型XPS断熱材とする
（仕上図(A-012~014)参照)

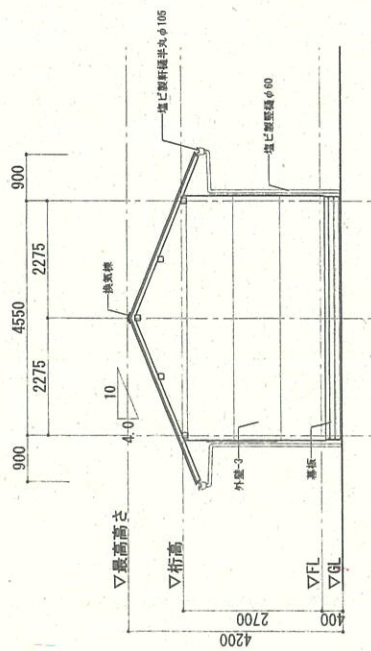


X4通り断面図

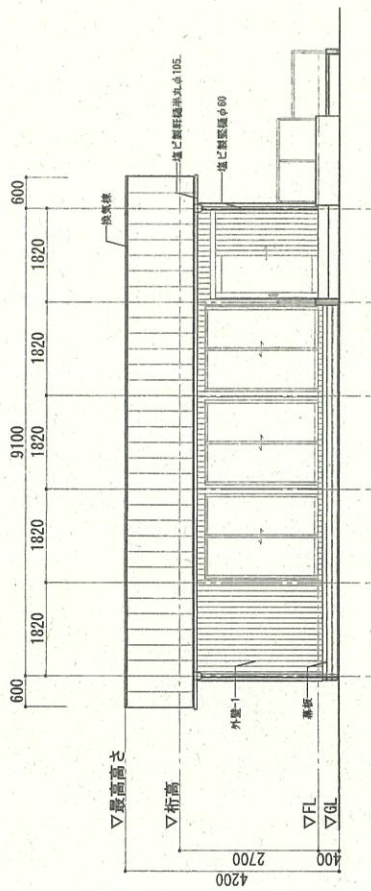


Y2通り断面図

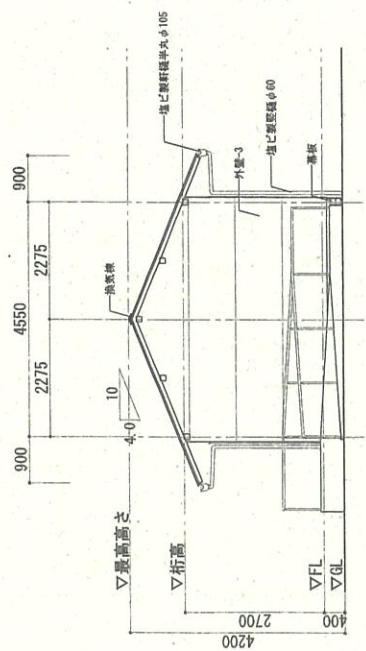
縦経堂 立面図-2
 表側：サイディング張、平側：堅羽目板張
 基礎：杭基礎



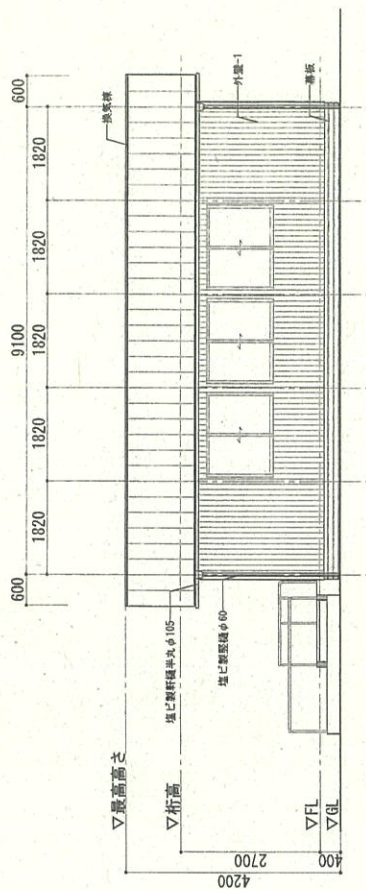
表側立面図-1



平側立面図-1



表側立面図-2



平側立面図-2

屋根	A1-Zn合金メッキ着色鋼板 特殊彫り 葺き t=0.4
外壁-1	堅羽目張 WP塗装
外壁-2	大和張 WP塗装
外壁-3	杉ノ目張 外装薄塗材E
基礎立上り	コンクリート打ち出し
幕板	幕板 杉板 t=15 防蟻処理

2019.01.28	立面図-2	S=1:100	A-006
------------	-------	---------	-------

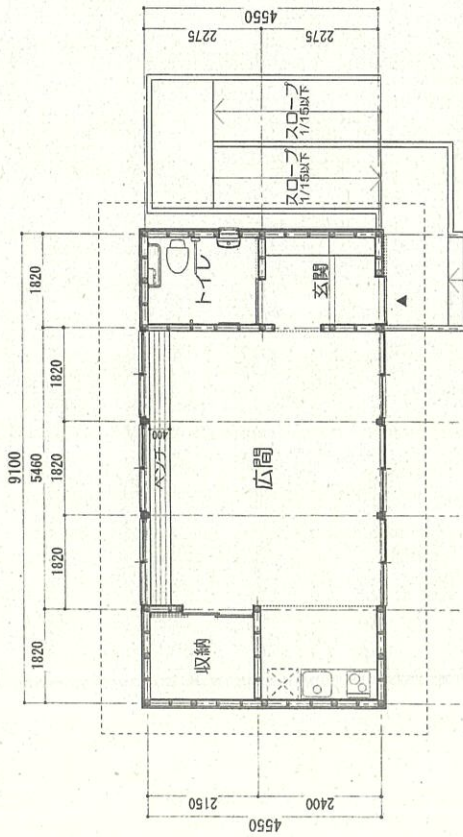
設計担当：株式会社 龍 環境計画

2018年度全木協補助事業 龍話堂・集会所等の標準図作成委員会
 龍話堂 標準図

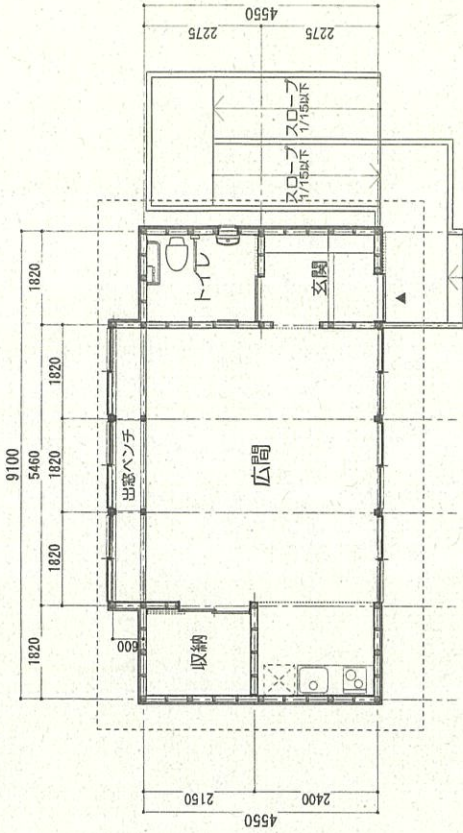
平面のバリエーション

- 平面の基本プランに、ベンチ、出窓、下屋などのオプションを加えることで、使い易くする工夫が可能です。
- 敷地条件に応じて平入り、妻入りが選択できるように玄関のつくり方を2タイプ用意しています。
- 方位などの条件に応じて、軒先を伸ばし、半外部の縁側の設置も可能です。
- スロープは、ストレート型、折れ型(踊り場つき)など、敷地形状に応じて選択することが可能です。

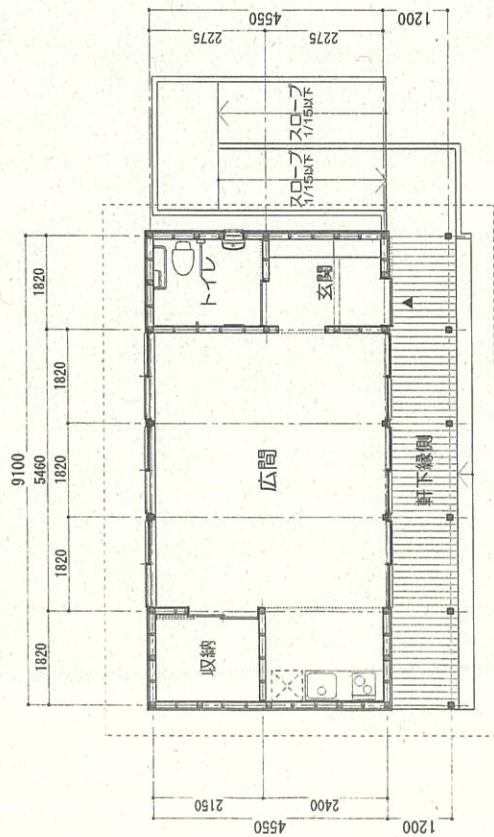
A. 基本プラン+ベンチ



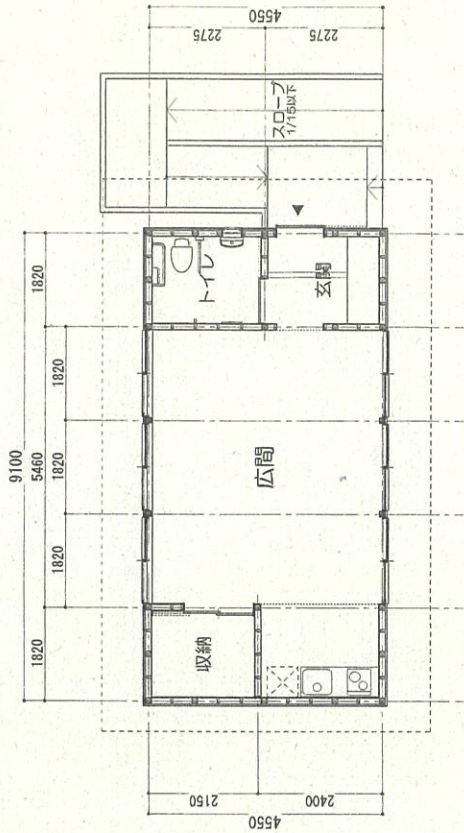
B. 基本プラン+出窓(ベンチ)



C. 基本プラン+軒下縁側

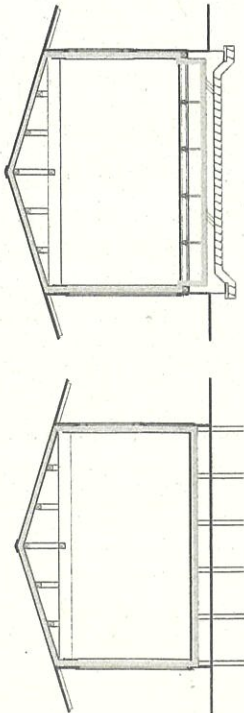


D. 妻入りプラン



○断熱ラインの設定について

- ・杭基礎の場合は床下断熱とし、RC基礎の場合は基礎断熱とします。
- ・広間が勾配天井であることから、天井断熱ではなく屋根断熱とします。



杭基礎の場合：床下断熱

RC基礎の場合：基礎断熱

○断熱材の選定について

- ・断熱等級4を満す、断熱材の構成とします(右表の組み合わせより選択)
- ・広島県の一部地域では、UA値0.75以下(地域区分4)、その他の地域では、UA値0.87以下(地域区分5、6)となる、断熱材およびサッシの組み合わせとします。
- ・山口県では、UA値0.87以下(地域区分5~7)となる、断熱材およびサッシの組み合わせとします。

参考：外皮平均熱貫流率(UA値)の基準値

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
UA値	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	-

参考：地域の区分

県名	地域区分	市区町村
広島県	4	三次市(旧甲奴町、旧喜田村、旧市野村、旧作木村、旧吉舎町、旧三良坂町)に限る、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る)、など
	5	4、6以外の市区町村
	6	広島市(旧広島市に限る)、呉市、江田島市、三原市(旧三原市、旧本郷町)に限る、大竹市、竹原市、東広島市(旧黒瀬町、旧笠雲津町に限る)、など
山口県	5	山口市(旧阿東町に限る)、下関市(旧豊田町に限る)、当国市(旧当国市、旧玖珂町、旧赤松町、旧周東町、旧藤田町、旧美川町、旧美和町に限る)、など
	6	5、7以外の市区町村
	7	下関市(旧下関市に限る)

○外皮計算による、外皮平均熱貫流率(UA値)の試算：外皮および開口部面積と平均熱貫流率によって算出

	屋根	外壁	基礎立上り	開口部仕様	UA値(概算)	地域区分
A-1案	セルロースファイバー t=100 断熱材の熱貫流率：0.040 押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	セルロースファイバー t=106 断熱材の熱貫流率：0.040 高性能グラスウール HG16-38 t=90 断熱材の熱貫流率：0.038 押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	アルミ製サッシ + low-E複層ガラスA10以上 熱貫流率：3.49	0.81	5~7 まで対応
B-1案	セルロースファイバー t=100 断熱材の熱貫流率：0.040 押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	セルロースファイバー t=106 断熱材の熱貫流率：0.040 高性能グラスウール HG16-38 t=90 断熱材の熱貫流率：0.038 押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	アルミ樹脂複合サッシ + low-E複層ガラスA10以上 熱貫流率：2.33	0.84	
C-1案	セルロースファイバー t=100 断熱材の熱貫流率：0.040 押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	セルロースファイバー t=106 断熱材の熱貫流率：0.040 高性能グラスウール HG16-38 t=90 断熱材の熱貫流率：0.038 押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	アルミ樹脂複合サッシ + low-E複層ガラスA10以上 熱貫流率：2.33	0.87	
A-2案	セルロースファイバー t=100 断熱材の熱貫流率：0.040 押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	セルロースファイバー t=106 断熱材の熱貫流率：0.040 高性能グラスウール HG16-38 t=90 断熱材の熱貫流率：0.038 押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	アルミ樹脂複合サッシ + low-E複層ガラスA10以上 熱貫流率：2.33	0.66	4~7 まで対応
B-2案	セルロースファイバー t=100 断熱材の熱貫流率：0.040 押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	セルロースファイバー t=106 断熱材の熱貫流率：0.040 高性能グラスウール HG16-38 t=90 断熱材の熱貫流率：0.038 押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	アルミ樹脂複合サッシ + low-E複層ガラスA10以上 熱貫流率：2.33	0.72	
C-2案	セルロースファイバー t=100 断熱材の熱貫流率：0.040 押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	セルロースファイバー t=106 断熱材の熱貫流率：0.040 高性能グラスウール HG16-38 t=90 断熱材の熱貫流率：0.038 押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	押出法※ リフォーム-A3種b t=50 断熱材の熱貫流率：0.028	アルミ樹脂複合サッシ + low-E複層ガラスA10以上 熱貫流率：2.33	0.75	

■木造応急仮設住宅 建設工事スケジュール(想定) 令和6年1月

～木材供給のスケジュール～

【第1スキーム】

第1スキームでは、災害発生時に約2週間で準備可能な量を出荷する。

①製材工場における出荷可能な製材の在庫量を確認する。(製材工場、県)

②製材の在庫をプレカット工場に出荷する。(製材工場)

③プレカット加工した製材を建設現場に出荷する。(プレカット工場)

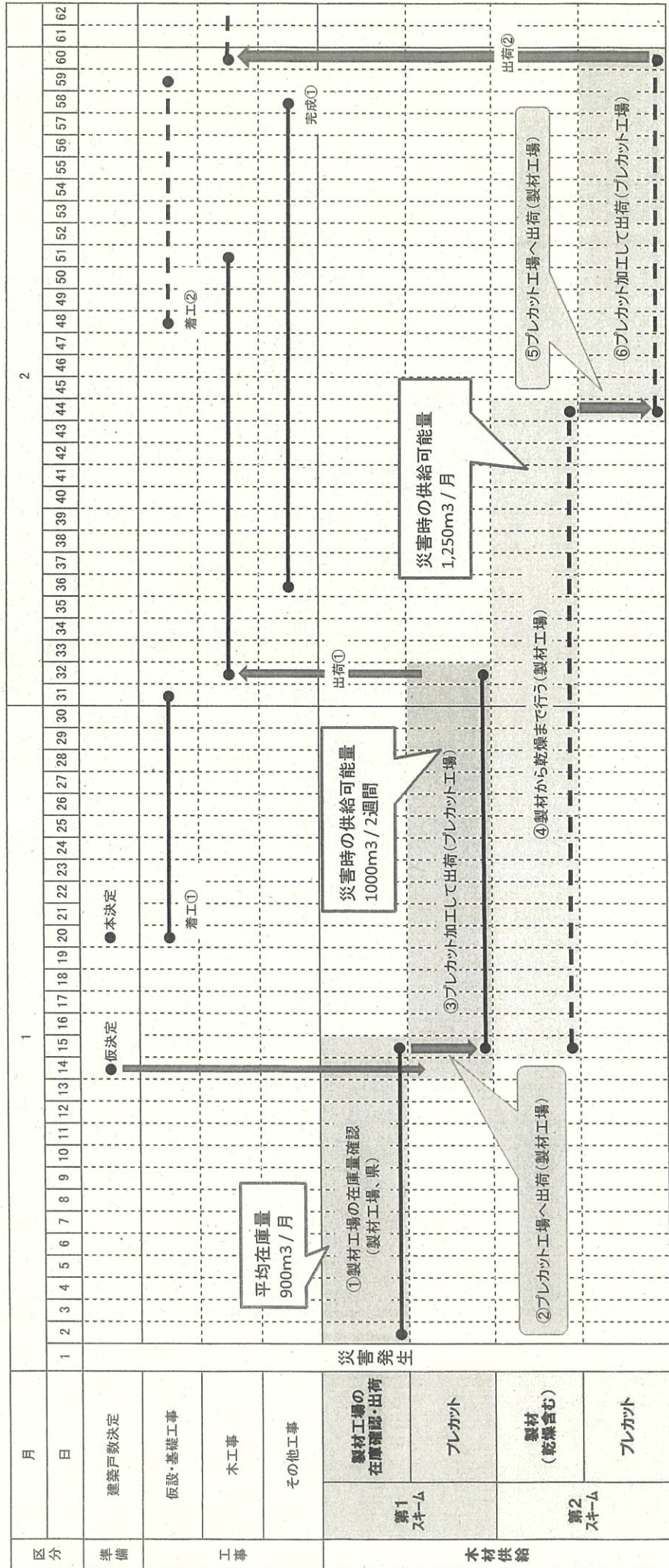
【第2スキーム】

第2スキームでは、第1スキームで不足した量を出荷する。(約6週間)

④製材工場で製材～乾燥まで行う(製材工場)

⑤プレカット工場へ出荷する。(製材工場)

⑥プレカット加工した製材を建設現場に出荷する。(プレカット工場)



災害時における木材供給量について (R6年1月現在)

(m3)

樹種	規格 (mm)	製材				プレカット		木杭						
		平均在庫量/月		災害時の供給可能量/月		災害時の供給可能量/2週間		災害時の供給可能量/2週間						
		県産材	その他 (県外産材等)	合計	県産材	その他 (県外産材等)	合計	県産材	その他 (県外産材等)	合計				
ヒノキ	105×105×4000	162	0	162	225	10	235	10	—	—	—	—	—	—
ヒノキ	105×105×3000	157	0	157	135	10	145	10	—	—	—	—	—	—
スギ	105×105×4000	157	2	159	220	10	230	10	—	—	—	—	—	—
スギ	90×90×4000	25	2	27	82	10	92	10	—	—	—	—	—	—
スギ	105×105×3000	118	20	138	214	10	224	10	—	—	—	—	—	—
スギ	90×90×3000	23	2	25	23	10	33	10	—	—	—	—	—	—
スギ	105×210×3000	55	0	55	61	10	71	10	—	—	—	—	—	—
スギ	105×150×3000	55	0	55	61	10	71	10	—	—	—	—	—	—
スギ	105×180×3000	61	0	61	66	10	76	10	—	—	—	—	—	—
スギ	105×150×4000	61	0	61	63	10	73	10	—	—	—	—	—	—
合計		874	26	900	1,150	100	1,250	900	100	1000	9	1	10	10

【規格】
50×50×1000
木杭先尖り
丸棒直径50mm含む

樹種・規格を限定しない。

※ 製材については、JAS目視等級区分構造用製材相当で、含水率25%以下の材を出荷できる工場を調査した。

平成30年7月豪雨災害における応急借上げ住宅実施要領

制定 平成30年8月1日

改正 平成31年1月16日

(目的)

第1条 この要領は、平成30年7月豪雨災害（以下「災害」という。）の被災者に対して山口県（以下「県」という。）が、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げ（以下「応急借上げ住宅」という。）、入居対象者に対して提供を行うため、必要な事項を定める。

(賃貸借契約の基本事項)

第2条 契約は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応急借上げ住宅の貸借に係る契約は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項及び第2項により、随意契約によるものとし、県が別途定める契約書により行う。

(2) 貸借の形式及び契約期間は、次のとおりとする。

ア 貸主と県は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に定める定期建物賃貸借契約を締結する。契約期間は2年以内とする。

なお、契約期間が複数の会計年度にわたる場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定による長期継続契約として締結する。

イ 岩国市（以下「市」という。）と入居者は、使用貸借契約を締結する。

(入居対象者)

第3条 応急借上げ住宅に入居できる者は、災害時（平成30年7月6日時点）に、市に居住する者であって、以下の(1)から(3)の全ての要件を満たす者（世帯）とする。

(1) 災害により次の要件のいずれかを満たす者

ア 住家が全壊、全焼又は流出した者

イ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない者

ウ 「半壊」（大規模半壊を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない者

(2) 自らの資力では住宅を確保することができない者

(3) 災害救助法に基づく住宅の応急修理又は障害物の除去を行っていない者

(借上げ対象住宅)

第4条 借上げの対象となる民間賃貸住宅は、次のいずれにも該当する住宅とする。

(1) 本要領に基づき、県が借り上げて被災者に提供することに、貸主が同意した住宅

(2) 家賃が、別表の区分における世帯人員ごとに定める金額の範囲内である住宅

(3) 原則として新耐震基準で建設（昭和56年6月1日以降に着工）されたもの又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認されたものであること。

(費用負担)

第5条 応急借上げ住宅に係る費用負担は、次の各号に掲げる費用に応じ、当該各号に定める者の負担とする。

(1) 県の負担

- ア 家賃は、別表に定める上限額とする。
- イ 仲介手数料は、家賃の0.5ヶ月相当分とする。
- ウ 損害保険料は、入居条件となっている範囲内とし、県が加入する。
- エ 退去修繕負担金は、応急借上げ住宅の明け渡し時における原状回復に要する費用として、家賃の2ヶ月相当分とする。

(2) 市の負担

付帯設備（ガスコンロ又は照明器具）を新設する場合は、災害救助法に基づく生活必需品として、市が給与する。

(3) 入居者の負担

- ア 光熱水費その他専用設備に係る使用料
- イ 駐車場使用料（家賃に含まれないもの）
- ウ 共益費（家賃に含まれないもの）
- エ 自治会費
- オ 入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用

(支払期限)

第6条 県が負担する経費の支払期限等は、原則として次のとおりとする。ただし、4月分の支払いについては、当月末までに支払う。

請求者	経費	支払期限
貸主 (仲介業者)	初回支払い分	契約成立の翌月末まで
	第2回支払い分	当月分を当月末まで
	第3回以降支払い分	当月分を前月末まで
	退去修繕負担金	契約成立の翌月末まで
仲介業者	仲介手数料	契約成立の翌月末まで
保険会社	損害保険料の加入費	保険契約で定める期日まで

(市の事務)

第7条 市は、借上げに関して、次の事務の委任を受け実施するものとする。

- (1) 入居募集に関すること。
- (2) 本事業の概要説明に関すること。
- (3) 入居対象者の審査に関すること。
- (4) 申込み受付等に関すること。
- (5) 入居者との使用貸借契約の締結に関すること。

- (6) 付帯設備（ガスコンロ又は照明器具）の新設に関すること。
- (7) 退去届の受領等に関すること。
- (8) その他入居者の状況の確認に関すること。
- (9) 「被災者向け応急借上げ住宅賃貸借契約書（定期借家契約）」及び「被災者向け応急借上げ住宅使用貸借契約書」で委任された事務に関すること。

（宅地建物取引業者の事務）

第8条 宅地建物取引業者（以下「仲介業者」という。）は、借上げに係る仲介に関して、次の事務を行う。

- (1) 県の依頼により、第4条第2号の要件を満たす住宅をあっせんするとともに、同条第1号の同意の確認を行うこと。
- (2) 入居対象者に対して、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条の規定により、書面を交付し、重要事項説明を行うこと。
- (3) 借上げに係る使用貸借契約書、定期借家契約及び借家人損害賠償保険申込書を作成すること。
- (4) 鍵の受渡し等の入居対象者の入居手続に関すること。
- (5) その他借上げに係る仲介に関すること。

（入居手続）

第9条 応急借上げ住宅の利用を必要とする被災者は、様式第1号「受付票」に記入を行い、市に申し出るものとし、市は、被災者が第3条に該当するか確認を行う。

- 2 市は、入居対象者に対し、一般社団法人山口県宅地建物取引業協会、公益社団法人全国不動産協会山口県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会が指定する仲介業者をあっせんする。
- 3 仲介業者は、入居対象者に対し、第4条第2号及び第3号の要件を満たす住宅をあっせんするとともに、同条第1号の同意の確認を行うものとする。
- 4 貸主又は仲介業者は、入居対象者に借上げの申込みに必要な書類を交付するとともに、第8条第2号及び第3号の説明を行うものとする。
- 5 借上げの申込みは、入居対象者が様式第2号「応急借上げ住宅申込書」、様式第3号「同意書」及び様式第4号「誓約書」に記入のうえ、り災証明書及び住民票等を添えて、仲介業者に提出するものとする。
- 6 前項に基づき受領した書類は、市へ提出し、市は簡易審査を行った後、県に送付するものとする。
- 7 県は、要件を審査し、借上げが適当と認める場合は、市又は仲介業者を介して入居対象者に様式第5号「賃貸住宅借上げ通知書」を通知する。
- 8 契約は、前項の通知日以降にできるものとし、仲介業者は、（1）の契約書は3部、（2）契約書は2部作成し、押印された契約書を市に提出する。
 - (1) 貸主に対しては、様式第6号「被災者向け応急借上げ住宅賃貸借契約書（定期借家契約）」
 - (2) 入居対象者に対しては、様式第7号「被災者向け応急借上げ住宅使用貸借契約書」
- 9 前項の契約書は、市が押印を行い、市を介して県に送付し、県が押印を行う。
- 10 締結した契約書は、県から仲介業者に送付し、仲介業者は貸主及び入居者に送付し、各々1部

保管するものとする。

11 鍵の受渡しは、貸主又は仲介業者と入居者で行うものとする。

12 入居者が、第3条に該当しないことが判明したときは、様式第8号「応急借上げ住宅不可通知書」を送付するものとする。

(申込み受付期間)

第10条 借上げに係る申込み受付期間及び入居住宅の決定方法は、別に定める。

(退去の手続)

第11条 応急借上げ住宅の退去の事務は、次のとおりとする。

(1) 入居者は、応急借上げ住宅を退去する場合は、退去の1か月前までに、様式第9号「応急借上げ住宅退去届」を市に提出し、市は、その写しを県、仲介業者及び貸主に送付するものとする。

(2) 入居者は、契約期間が終了する日までに、住宅を明け渡さなければならない。

(3) 貸主は、入居者の故意過失による損壊がある場合を除き、入居者への退去時修繕費用の請求をしないものとする。

(4) 入居者の故意過失による損壊がある場合、貸主は、入居者に修繕費用を請求することができるものとする。

(5) 鍵の受渡しは、貸主又は仲介業者と入居者で行うものとする。

(その他)

第12条 応急借上げ住宅の入居者は、他の応急仮設住宅に入居することはできない。

2 応急借上げ住宅の入居者は、災害救助法に基づく自宅等の応急修理制度を利用できない。

3 平成30年7月6日以降、第3条の入居対象者が、既に別途契約して民間賃貸住宅に入居している場合においても、第4条及び第5条を満たし、貸主の同意が得られる場合には、第2条に基づく契約を締結することで、本事業の対象とする。

4 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年1月16日から施行する。

別表

世帯人数	月額家賃限度額 (円)	参考 (間取りの目安)
1～2人	60,000円	1K、1DK、2DK
3～4人	70,000円	3DK (2LDK)
5人以上	90,000円	4DK (3LDK)

被災者向け応急借上げ住宅(受付票)
「平成30年7月豪雨災害」

受付No.

岩国市

受付日	平成	年	月	日	
相談者等の氏名	フリガナ				フリガナ
	相談者				世帯主
連絡先	①				②
相談者以外の氏名(親族等)	フリガナ				
	相談者以外				
連絡先	①				
被災時住所	岩国市				
現在の居所	避難所等(名称)	・避難所	・ホテル旅館	その他	・自宅 ・親戚宅 ・友人宅
家族人数		人	ペット	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
被災の状況	り災証明書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> なし			
	り災証明の内容	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 流出 <input type="checkbox"/> 二次災害等のおそれ <input type="checkbox"/> 半壊(大規模半壊)で、流入した土砂等により居住できない <input type="checkbox"/> 上記以外 ⇒ 入居対象外となります。			
	被災状況				
希望物件	LDK	DK	K	ワンルーム	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> その他
希望エリア	(校区)			駐車場	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
提出書類	<input type="checkbox"/> り災証明書(写) <input type="checkbox"/> 住民票(写) ※入居予定者全員が記載されたもの <input type="checkbox"/> その他()				
その他メモ					

※ 「応急借上げ住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを山口県が借り上げ、提供する住宅です。家賃は無料ですが、家賃に含まれない駐車場代(2台目以降を含む)、新たに設置するエアコン費用、家賃に含まれない共益費、カーテン、自治会費、光熱水費などは入居者負担となります。

※ 山口県の審査後の契約・入居となります。

被災者向け応急借上げ住宅(申込書)

「平成30年7月豪雨災害」

様式第2号

以下により、応急借上げ住宅に決定するよう、添付資料を添えて、申込みます。

※添付資料: 災害証明書、住民票(入居予定者全員が記載されたもの)、同意書、誓約書等

申込者

フリガナ		
氏名	※世帯主名としてください。	
住所 (被災時)	岩国市	
現在の居所	現在の居住地について、下記のいずれかに○をしてください。 ・避難所 ・ホテル旅館 ・自宅 ・親戚、友人宅 ・その他()	
	※避難所名、ホテル旅館名を記載してください。 ※親戚宅等に居住されている場合は、名前と住所等を記載してください。	
電話番号		
(携帯電話)		
申込者以外 (親族等)	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	

※ 昼間に連絡が取れる番号をご記入ください。

応急借上げ住宅の状況

所在地			
住宅の名称・室名			
間取り	() ・ LDK ・ DK ・ K	・ ワンルーム	人数:
建設時期	年	月	建設
費用	家賃	月額	円 県負担 ※別表を上限とする
	駐車場使用料	月額	円 入居者負担 ※家賃に含まれないもの(2台目以降を含む)
	共益費	月額	円 入居者負担 ※家賃に含まれないもの
	自治会費	月額	円 入居者負担
	損害保険料	年額	円 県負担
	仲介手数料		円 県負担 ※賃料0.54ヶ月分(消費税相当分を含む)
	退去時修繕費		円 県負担 ※家賃の2ヶ月分
	敷金・礼金		-

貸主			
仲介業者	担当者:		
仲介業者住所・連絡先	(〒 -)		
		(TEL: - -)	
仲介業者 所属団体	<input type="checkbox"/> (一社)山口県宅地建物取引業協会、 <input type="checkbox"/> (公社)全日本不動産協会山口県本部 <input type="checkbox"/> (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会、 <input type="checkbox"/> (公財)日本賃貸住宅管理協会		

所属団体事務局で記入→

入居予定者（申込者本人分も記入してください。）

入居する親族等	フリガナ 氏名	性別	続柄	年齢	備考 (高齢者, 障がい者, 要介護等の特記事項など)

人数 計 人

ペット あり なし

【注意！】必ずお読みください！

※入居予定者全員が記載された住民票を添付してください。

※ 世帯人員の構成は、被災時のものと同一であることが原則です。
審査申込みに当たって、世帯を分離したり、結合したりすることはできません。

※ 借上げにより提供できる住宅は、一つのみです。
被災時に、いわゆる2世帯住宅・3世代住宅にお住まいの場合も、
提供できる住宅は、1戸（戸建ての場合は1棟）です。

該当する項目の口に✓を付けてください。

① 平成30年7月豪雨災害に伴う被災者であることを証明するもの(添付書類)

- リ災証明書 住民票(入居予定者全員が記載されたもの)
 同意書 誓約書 その他()

② リ災証明書の内容

- 全壊 全焼 流出 二次災害等のおそれ
 半壊(大規模半壊)で、流出した土砂等により居住できない
 上記以外 ⇒ 入居対象外

③ 既に市営住宅・県営住宅・公的賃貸住宅・民間賃貸住宅等に入居している。

- はい(住宅) いいえ
 入居することが決定しているが、まだ入居していない。
 その他()

④ 自らの資力をもっては住宅を確保することができない。

- はい いいえ

⑤ 記載された個人情報について、被災者支援上他の行政機関等に提供することの同意

- 同意する 同意しない

※ 「応急借上げ住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを山口県が借り上げ、提供する住宅です。

家賃は無料ですが、家賃に含まれない駐車場代(2台目以降を含む)、新たに設置するエアコン費用、家賃に含まれない共益費、カーテン、自治会費、光熱水費などは入居者負担となります。

この申込書に記載の内容について事実と相違ありません。

※ この書類は、審査の申込書であり、契約書ではありませんのでご注意ください。

※ 書類の訂正、審査結果、契約書作成、入居時期などは、不動産業者からご連絡します。

平成 30年 月 日

氏名

印

(市町確認欄)

応急借上げ住宅の基準	<input type="checkbox"/> 家賃 円以下 <input type="checkbox"/> 人数 <input type="checkbox"/> 敷金等なし <input type="checkbox"/> S56.6.1以降に建設されたもの
リ災証明, 住民票等	<input type="checkbox"/> リ災証明書 <input type="checkbox"/> 住民票(入居予定者全員) <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> その他証明書()
その他確認事項	<input type="checkbox"/> 災害救助法に基づく住宅の応急修理又は障害物の除去を実施していない

同意書

山口県知事

村岡 嗣政 様

1. 暴力団員等に関する事項

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団構成員、元暴力団準構成員及び暴力団構成員等（以下「暴力団員等」という。）と取引のある者ではないことを誓約します。

また、私が暴力団員等であるか否かを県警本部に照会されることに同意します。

2. 個人情報の取扱い

記載された個人情報について、被災者支援上他の行政機関等に提供されることに同意します。

3. その他

申請内容が事実と相違することがあった場合や、照会の結果、同居するものが暴力団員等であった場合には、入居が無効となることを了知しています。また、入居や契約が無効となっても一切異議申し立ては致しません。

平成 年 月 日

(入居者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

誓 約 書

山口県知事
村岡 嗣政 様

私が、この度入居します、被災者向け応急借上げ住宅につきましては、入居条件を遵守して使用し、定められた期限までに必ず退去いたします。

なお入居後、申請内容の不実及び入居条件違反等が判明した場合、原状回復し、直ちに退去します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

賃貸住宅借上げ通知書

平成 年 月 日

様

山口県知事 村岡 嗣政

次の賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げます。

建物名称		部屋番号	
建物所在地			
家賃	月額	円（山口県の負担）	
仲介手数料		円（山口県の負担）	
損害保険料	1年あたり	円（山口県の負担）	
退去修繕負担費	1年あたり	円（山口県の負担）	
借上げ期間			

※ 付帯設備（ガスコンロ又は照明器具）を新設する場合は、災害救助法に基づく生活必需品として、市が給与しますので、岩国市危機管理課防災班（0827-29-5119）までお問合せください。

担当 土木建築部住宅課
 （〒753-8501 山口市滝町 1-1）
 電話 083-933-3883
 （担当者 ○○○○）

被災者向け応急借上げ住宅賃貸借契約書（定期借家契約）

貸主（貸主名）_____（以下「甲」という。）と
借主 山口県（以下「乙」という。）及び乙が事務を委任した _____（以下「丙」という。）は、この契約書により頭書（1）に表示する不動産に関し定期建物賃貸借契約を締結した。

頭書（1）目的物件の表示（※別紙とすることを可とする。）

建	名称・部屋	号室		
	所在地			
物	構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他（ ） / （ ）階建 / 全（ ）戸		
	種類	マンション・アパート・戸建・（ ）	建築年月	年 月
住戸部分	間取り	（ ）LDK・DK・K・ワンルーム	床面積	m ²

所有者 (該当する□に チェック)	<input type="checkbox"/> 貸主と同じ	<input type="checkbox"/> 下記のとおり	貸主との関係
	商号又は名称 代表者の職名 代表者の氏名 所在地		TEL

頭書（2）契約期間（※2年以内の定期建物賃貸借契約とする。）

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

頭書（3）賃料（※別紙とすることを可とする。）

賃料	月額	円	支払先	甲の指定する先
管理費、共益費	賃料に含む	・ 含まない	含まない場合は、頭書（3-2）のとおり	
駐車場（1台）	賃料に含む	・ 含まない	含まない場合又は2台以上の場合は、頭書（3-3）のとおり	
付帯設備	設備の種類	設備の状況		備考 付帯設備費が賃料に含まれる場合、通常の使用で故障などを起こした時は、修繕は貸主の負担とする。 「含まない」とは、入居者が自らの資力で設置する場合をいう。
	ガスコンロ	新設		
		有 ・ 無	賃料に含む ・ 含まない	
	照明器具	新設		
		有 ・ 無	賃料に含む ・ 含まない	
エアコン	有 ・ 無	賃料に含む ・ 含まない		
給湯器	有 ・ 無	賃料に含む ・ 含まない		
支払時期	原則的に以下のように支払う。 初 回 支 払 分 ： 契約成立の翌月末まで 第 2 回 支 払 分 ： 当月分を当月末まで 第 3 回以降支払分 ： 当月分を前月末まで ただし 4 月分については当月末までに支払う。			

頭書（3-2）管理費、共益費（賃料に含まない場合）

項目	用途	負担者	支払先	支払時期	金額
管理費・共益費	階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等として	入居者	甲が指定する先	甲の指定による	月額 円

頭書（3-3）駐車場料金（賃料に含まない場合又は2台以上の場合）

項目	用途	負担者	支払先	支払時期	金額
駐車場料金	駐車場（ 台）の使用料金として	入居者	甲が指定する先	甲の指定による	月額 円

頭書（4）一時金等（※別紙とすることを可とする。）

項目	用途	負担者	支払先	支払時期	金額
退去修繕負担金	退去時の原状回復の費用として	乙	甲が指定する先	原則的に契約成立の翌月末まで	円 (定額：賃料2か月分)
仲介手数料	賃貸借契約の媒介報酬として	乙	仲介業者が指定する先	原則的に契約成立の翌月末まで	円 (うち、消費税相当額 円) (定額：賃料0.5か月分※1円未満の端数は切捨て(消費税別途))
保険料	火災保険等損害保険料の加入費として	乙	引受保険会社が指定する先	保険契約で定める期日まで	円 (消費税非課税)
その他条件	なし				

頭書（5）管理業者（甲から事務代行及び管理の委託を受けた不動産業者）
※甲の自主管理の場合は記載不要

管理業者	商号又は名称 (※1賃貸住宅管理業登録規定第5条第1項第2号の登録番号)
	所在地 TEL
受託業務	甲と管理業者との間の管理委託契約等による。
管理担当者	氏名 (※2賃貸不動産経営管理士：登録番号)

※1※2いずれも登録を受けている場合に記載

頭書（5-2）仲介業者 後記の宅地建物取引業者のとおり

頭書（6）引受保険会社（甲から損害保険加入の委託を受けた損害保険会社と代理店）

引受保険会社	商号又は名称	
代理店 (該当する□に チェック)	<input type="checkbox"/> 後記の宅地建物取引業者Aと同じ <input type="checkbox"/> Bと同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり	
	商号又は名称 代表者の職名 代表者の氏名 所在地	TEL ⑩
業務	乙を契約者、入居者を被保険者とする、本物件の火災保険等の加入手続きを行うこと	

頭書（7）指定口座（※別紙とすることを可とする。）

① 甲が指定する口座（賃料、退去修繕負担金）

金融機関	支店名	種別	口座番号
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
フリガナ			
口座名義人			

② 仲介業者が指定する口座（媒介報酬）

金融機関	支店名	種別	口座番号
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
フリガナ			
口座名義人			

③ 引受保険会社が指定する口座

①と同口座 ②と同口座

※①又は②と同じ口座の場合は上記□にチェックを入れ、下表の記載を省略

金融機関	支店名	種別	口座番号
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
フリガナ			
口座名義人			

頭書（8）入居者の緊急連絡先及び同居者（※別紙とすることを可とする。）

入居者氏名（ふりがな）	()
緊急連絡先	(自 宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携 帯) TEL

同居者名（ふりがな）	年齢	続柄	同居者名（ふりがな）	年齢	続柄
()			()		
()			()		
()			()		

頭書（9）乙が事務を委任する市町（丙：乙から事務の委任を受けた市町）

市町名	
連絡窓口	部署名： 担当者： TEL
委任する事務	1. 本契約に定める入居者の義務を入居者に遵守させること 2. 本物件の明渡しに係る一切の事務 3. 本契約に関する甲又は関係者との協議

頭書（10）特約事項（※別紙とすることを可とする。）

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲・貸主	商号又は名称 代表者の職名 氏名	Ⓜ	TEL
	住所	〒	
(貸主代理 の場合)	商号又は名称 代表者の職名 氏名	Ⓜ	TEL
	住所	〒	
乙・借主	山口県 代表者 山口県知事 村岡 嗣政	Ⓜ	TEL 083-933-3883
	住所 〒753-8501 山口県山口市滝町1-1		
丙・乙が事務 を委任した市 町	代表者	Ⓜ	TEL
	住所 〒		

宅地建物取引業者	A		B	
	商号又は名称 代表者の職名 代表者の氏名	Ⓜ	商号又は名称 代表者の職名 代表者の氏名	Ⓜ
	所在地	〒	所在地	〒
	TEL		TEL	
	免許番号	() 第 号	免許番号	() 第 号
	免許年月日	年 月 日	免許年月日	年 月 日
	所属団体	全宅連・全日・なし	所属団体	全宅連・全日・なし
宅地建物取引士	氏名	Ⓜ	氏名	Ⓜ
	登録番号	知事 第 号	登録番号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名		業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地	〒	事務所所在地	〒
	TEL		TEL	

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条第2項に定められている書面を兼ねています。

- 四 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
 - 五 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
 - 六 猛獣、毒蛇、鳴き声、臭い等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
 - 七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を同居させ、又は暴力団員に本物件を使用させること
 - 八 甲及び乙の承諾なしに、入居者及び入居者の同居人以外を同居させ若しくは本物件を使用させ又は入居者を変更すること。ただし、出産及び死亡によるものを除く。
 - 九 その他法令又は条例に違反する行為を行うこと。
- 3 入居者は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 犬、猫その他小動物等ペットの飼育
 - 二 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 三 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

（入居者の善管注意義務）

- 第10条 入居者は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 入居者は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 入居者は、甲が定める管理規約・使用細則等を遵守するものとする。また、甲が本物件管理上必要な事項を入居者に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 入居者は、甲より貸与された鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、入居者は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は入居者の負担とする。
 - 5 入居者は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

（契約期間中の修繕）

- 第11条 甲は、入居者が入居中における次の各号に掲げる修繕を除き、入居者が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、入居者が負担しなければならない。
- 一 畳の取替え、裏返し
 - 二 障子紙の張り替え、ふすま紙の張り替え
 - 三 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 四 その他費用が軽微な修繕
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を入居者に通知しなければならない。この場合において、入居者は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 入居者は、甲の承諾を得ることなく、第1項各号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、入居者は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、入居者はこれを賠償する。

（契約の解除）

- 第12条 甲は、入居者が自らの故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠った場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務を履行しないときは本契約を解除することができる。
- 2 甲は、入居者が次の各号に掲げる行為をした場合において、当該行為により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、入居者及び乙に催告することなく直ちに本契約を解除することができる。
- 一 本物件を居住の用以外に使用したとき。
 - 二 第9条のいずれかの規定に違反したとき。
 - 三 その他入居者が本契約の各条項に違反したとき。
- 3 入居者が次の各号の一に該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」とみなす。
- 一 入居者又は入居者の同居人が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。
 - 二 入居者が、本物件を暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所として使用したとき。
 - 三 入居者が、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき。
 - 四 入居者が、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 - 五 入居者が、第9条第2項第七号又は第八号の規定に違反したとき。
 - 六 入居者が暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。
 - 七 入居者が第9条のいずれかの規定に違反し甲、乙及び丙の注意・勧告等に応じなかったとき。

(乙からの解約)

第13条 乙は甲に対して1ヶ月前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1か月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

3 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条の3及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、乙の歳出予算の当該金額について減額又は削減があったとき、乙は、この契約を変更又は解約することができるものとする。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第14条 乙及び入居者は、明渡し日を1か月前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙及び入居者は、前2条の規定に基づき本契約が解除又は解約された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙及び入居者は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 本契約終了時に本物件等内に残置された入居者の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、入居者がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した経費を入居者に請求することができる。

5 本物件の明渡し時における本物件の原状回復工事は甲が行うものとする。

6 乙は、甲に対し、前項の現状回復（通常損耗、経年劣化を含む。）に要する費用として、頭書（4）に記載する退去修繕負担金を初回賃料支払時に合わせて支払うものとする。

7 甲は、乙及び入居者に対し、退去修繕負担金以外の退去時修繕費用、機器・設備類の点検交換費用その他これらに類する費用を請求しないものとし、乙は、甲に対し、退去修繕負担金の返還請求は行わない。

8 甲は、入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用を入居者に請求することができる。

(立入り)

第15条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 入居者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ入居者の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、入居者の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を入居者に通知しなければならない。

(事務委任市町)

第16条 乙は、頭書（9）の事務を丙に行わせることとする。

2 第1項で定める事務に要する費用は、丙が負担する。

(宅地建物取引業者)

第17条 乙は、頭書（4）に記載する仲介料を原則的に契約成立の翌月末までに、頭書（5）記載の仲介業者からの請求に基づき、同者が指定する口座に支払うものとする。

2 仲介業者は、この取引の代理又は媒介を行う。

(個人情報)

第18条 乙は、入居者及び入居者の同居者の氏名等の個人情報を、本物件の管理を目的として甲に、被災者支援を目的として国及び地方公共団体に提供するものとする。

(協議)

第19条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第21条 特約事項については、頭書(10)に記載するとおりとする。

被災者向け応急借上げ住宅使用貸借契約書

貸主（山口県から事務委任を受けた市町）（以下「甲」という。）と
借主（入居者）（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書（1）
に表示する不動産に関し使用貸借契約を締結した。

頭書（1）目的物件の表示（※別紙とすることを可とする。）

建	名称・部屋	号室		
	所在地			
物	構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・ その他（ ） / （ ）階建 / 全（ ）戸		
	種類	マンション・アパート・戸建・（ ）	建築年月	年 月
住戸 部分	間取り	（ ）LDK・DK・K・ワンルーム	床面積	m ²

頭書（1-2）物件主（目的物件について山口県が別途締結した定期賃貸借契約の貸主をいう。）

山口県への貸主	氏名	
	住所	TEL

目的物件の 所有者 (該当する□に チェック)	<input type="checkbox"/> 物件主と同じ	<input type="checkbox"/> 下記のとおり	物件主との関係
	商号又は名称 代表者の職名 代表者の氏名 所在地		TEL

頭書（2）契約期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

頭書（3）賃料（※別紙とすることを可とする。）

山口県と物件主の契約賃料	月額	円	支払先	
管理費、共益費	山口県と物件主の契約賃料に 含む ・ 含まない		含まない場合は、頭書（3-2）のとおり	
駐車場（1台）	山口県と物件主の契約賃料に 含む ・ 含まない		含まない場合又は2台以上の場合は、 頭書（3-3）のとおり	
付帯 設備	設備の種類	設備の状況（乙設置を除く。）		備考 通常の使用で故障などを起こした時は、修繕は物件主の負担とする。
	ガスコンロ	新設 ・ 既存 ・ 無		
	照明器具	新設 ・ 既存 ・ 無		
	エアコン	新設 ・ 既存 ・ 無		
	給湯器	新設 ・ 既存 ・ 無		
支払時期				

頭書（3-2）管理費、共益費（賃料に含まない場合）

項目	用途	負担者	支払先	支払時期	金額
管理費・共益費	階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等として	乙	物件主が指定する先	物件主の指定による	月額 円

頭書（3-3）駐車場料金（賃料に含まない場合又は2台以上の場合）

項目	用途	負担者	支払先	支払時期	金額
駐車場料金	駐車場（ 台）の使用料金として	乙	物件主が指定する先	物件主の指定による	月額 円

頭書（4）一時金等（※別紙とすることを可とする。）

項目	用途	負担者	支払先	支払時期	金額
退去修繕負担金	退去時の原状回復の費用として	山口県	物件主が指定する先	原則的に契約成立の翌月末まで	山口県と物件主の定期賃貸借契約（別途締結）により負担
仲介手数料	賃貸借契約の媒介報酬として	山口県	仲介業者が指定する先	原則的に契約成立の翌月末まで	同上
保険料	火災保険等損害保険料の加入費として	山口県	引受保険会社が指定する先	原則的に契約成立の翌月末まで	同上
その他条件	なし				

頭書（5）管理業者（甲から事務代行及び管理の委託を受けた不動産業者）
※甲の自主管理の場合は記載不要

管理業者	商号又は名称	(※1賃貸住宅管理業登録規定第5条第1項第2号の登録番号)			
	所在地	TEL			
受託業務	甲と管理業者との間の管理委託契約等による。				
管理担当者	氏名	(※2賃貸不動産経営管理士：登録番号)			

※1※2いずれも登録を受けている場合に記載

頭書（5-2）仲介業者 後記の宅地建物取引業者のとおり

頭書（6）引受保険会社（物件主から損害保険加入の委託を受けた損害保険会社と代理店）

引受保険会社	商号又は名称	
代理店 (該当する□に チェック)	<input type="checkbox"/> 後記の宅地建物取引業者Aと同じ <input type="checkbox"/> Bと同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり	
	商号又は名称 代表者の職名 代表者の氏名 所在地	TEL ®
業務	山口県を契約者、乙を被保険者とする、本物件の火災保険等の加入手続きを行うこと	

頭書（7）指定口座（※別紙とすることを可とする。）

物件主が指定する口座

（管理費・共益費、駐車場料金を賃料に含まない場合又は駐車場が2台以上の場合）

金融機関	支店名	種別	口座番号
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
フリガナ			
口座名義人			

頭書（8）入居者の緊急連絡先及び同居者（※別紙とすることを可とする。）

入居者氏名（ふりがな）	()
緊急連絡先	(自 宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携 帯) TEL

同居者名（ふりがな）	年齢	続柄	同居者名（ふりがな）	年齢	続柄
()			()		
()			()		
()			()		

頭書（9）山口県から事務の委任を受けた市町

市町名	
連絡窓口	部署名： 担当者： TEL
委任する事務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本契約に定める入居者の義務を入居者に遵守させること 2. 本物件の明渡しに係る一切の事務 3. 本契約に関する甲又は関係者との協議

頭書（10）特約事項（※別紙とすることを可とする。）

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲・貸主（山口県から事務を委任された市町）	代表者 ㊟	TEL
	住所 〒	
乙・借主（入居者）	氏名 ㊟	TEL
	住所 〒	

宅地建物取引業者	A		B	
	商号又は名称		商号又は名称	
	代表者の職名 代表者の氏名	㊟	代表者の職名 代表者の氏名	㊟
	所在地	〒	所在地	〒
	TEL		TEL	
	免許番号	() 第 号	免許番号	() 第 号
	免許年月日	年 月 日	免許年月日	年 月 日
所属団体	全宅連・全日・なし	所属団体	全宅連・全日・なし	
宅地建物取引士	氏名 ㊟		氏名 ㊟	
	登録番号	知事 第 号	登録番号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名		業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地	〒	事務所所在地	〒
	TEL		TEL	

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条第2項に定められている書面を兼ねています。

管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 乙は、物件主より貸与された鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに物件主に連絡のうえ、物件主が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を物件主の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 物件主は、乙が入居中における次の各号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 一 畳の取替え、裏返し
- 二 障子紙の張り替え、ふすま紙の張り替え
- 三 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
- 四 その他費用が軽微な修繕

2 前項の規定に基づき物件主が修繕を行う場合は、物件主は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、物件主の承諾を得ることなく、第1項各号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、物件主に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて物件主に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

第11条 物件主は、乙が自らの故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠った場合において、物件主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務を履行しないときは本契約を解除することができる。

2 物件主は、乙が次の各号に掲げる行為をした場合において、当該行為により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、乙に催告することなく甲に直ちに本契約の解除を求めることができる。

- 一 本物件を居住の用以外に使用したとき。
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき。
- 三 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
- 3 乙が次の各号の一に該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」ものとみなす。
 - 一 乙又は乙の同居人が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。
 - 二 乙が、本物件を暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所として使用したとき。
 - 三 乙が、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき。
 - 四 乙が、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 - 五 乙が、第8条第2項第七号又は第八号の規定に違反したとき。
 - 六 乙が暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。
 - 七 乙が第8条のいずれかの規定に違反し甲、乙及び丙の注意・勧告等に応じなかったとき。

(甲からの解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 甲が、乙に住宅を貸し付ける必要がなくなったと認めたとき。
- 二 本物件の借上げ申込書及び申込みに当たって乙が提出した文書に虚偽の事項を記載し、その他不正の行為により入居したとき。
- 三 乙が本契約又は甲の指示若しくは命令に違反したとき。
- 四 その他甲が本物件の管理上必要があると認めたとき。
- 2 前項第一号の規定により、甲が本契約を解除しようとするときは、契約解除日の1か月前までに、書面により乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、山口県が物件主と別途締結した本物件に係る賃貸借契約が解除されたときは、本契約を解除することができる。
- 4 甲は、乙が前条第2項に掲げる行為をした場合において、当該行為により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったとき又は同条第3項の各号に該当するときは、乙に催告することなく直ちに本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲から本物件を借り受ける必要がなくなったときは、本契約を解約することができる。

2 前項の規定により乙が本契約を解約しようとするときは、契約解除日の1か月前までに、甲に契約解約申出書を提出しなければならない。

3 乙が契約解約申込書を甲に提出しないで本物件から退去したときは、甲が乙の退去の事実を知った日の翌日から起算して10日を経過した日をもって、本契約は解除されたものとする。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第14条 乙は、本契約の終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前2条の規定に基づき本契約が解除又は解約された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を物件主に返還し、複製した鍵は物件主に引き渡さなければならない。

4 本契約終了時又は解除日に本物件等内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、物件主はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時における本物件の原状回復は物件主が行うものとする。

6 物件主は、乙の故意又は過失による損壊に対する修繕費用を乙に請求することができる。

(立入り)

第15条 物件主は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく物件主の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、物件主及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 物件主は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、物件主は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(個人情報)

第16条 乙は、甲が、乙及び乙の同居者の氏名等の個人情報を、本物件の管理を目的として物件主に、被災者支援を目的として国及び地方公共団体に提供することに同意する。

(協議)

第17条 本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、すべて甲及び物件主の決定するところによるものとする。

(合意管轄裁判所)

第18条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第19条 特約事項については、頭書(10)に記載するとおりとする。

借上げ住宅不可通知書

平成 年 月 日

様

山口県知事 村岡 嗣政

平成 年 月 日付で申込みのあった次の賃貸住宅は、応急仮設住宅として借上げできませんので通知します。

建物名称	部屋番号
建物所在地	〒
不許可の理由 (該当番号に○印)	1 入居対象者に該当しないため 2 対象住宅に該当しないため [内容:] 3 その他 [内容:]

担当 土木建築部住宅課

(〒753-8501 山口市滝町 1-1)

電話 083-933-3883

(担当者 ○○○)

借上げ住宅退去届

平成 年 月 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

(入居者)

住 所

氏 名

印

私は、次の理由により、借上げ住宅を退去します。

建物名称		部屋番号	
建物所在地			

退去日	平成 年 月 日		
転居先住所	〒		
転居後の連絡先 (電話番号)		(携帯電話番号)	
【退去理由】			

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、山口県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、山口県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものを用いる。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならぬ。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては山口県土木建築部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対して随時報告を求められることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、平成7年2月20日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年2月20日

山口市滝町1番1号

甲

山口県

山口県知事 平井



東京都港区芝公園8丁目1番38号

乙

社団法人プレハブ建築協会

会長 右橋 毅



災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

山口県（以下「甲」という。）と一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）とは、災害時に甲と乙が相互に協力して行う応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県地域防災計画に基づき、山口県内の災害における、甲が行う住宅の建設に関して、甲が乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において住宅とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害が発生し、住宅を建設する必要がある場合には、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書により乙に通知し、協力を要請する。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力等)

第4条 乙は、前条の要請があったときは乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委託した場合は、当該市町長。次条において同じ）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に係る業務（以下「業務」という。）に関する連絡窓口は、甲

においては、山口県土木建築部住宅課、乙においては、一般社団法人全国木造建設事業協会建設部会とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅の建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る業務担当者及び乙の会員等の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、当該名簿に記載された者に異動があった場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上、別に定めるものとする。

(雑則)

第11条 この協定は、平成29年1月17日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年1月17日

山口県
山口県知事

村岡嗣政

東京都中央区八丁目3-4-10

京橋北見ビル東館6階

一般社団法人全国木造建設事業協会

理事長

青木宏之

災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定書

山口県（以下「甲」という。）及び社団法人全日本不動産協会山口県本部（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山口県において災害が発生した場合において、甲が、被災者の住宅となる民間賃貸住宅（甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者のために借り上げる応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）を含む。以下同じ。）の情報提供及び媒介（以下「媒介等」という。）の協力を乙に求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、被災者の住宅となる民間賃貸住宅の媒介等の協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲からの要請があった場合、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関する媒介等について、甲に可能な限り協力するものとする。

2 乙の会員業者は、被災者のうち自らの資力で民間賃貸住宅への入居を希望する者への媒介を無報酬で行うものとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- (3) 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- (4) 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- (5) その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

（乙の役割）

第5条 乙は、第3条第1項に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応急借上げ住宅の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転賃を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること

- (4) 甲からの委託を受けた業務に関すること
- (5) その他関係者との調整に関すること

2 乙は、平常時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するものとする。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

（資料の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づき業務が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる資料を交換するものとする。

- (1) 山口県地域防災計画
- (2) 連絡担当者の氏名及び連絡方法等
- (3) 乙の会員業者の名簿
- (4) 民間賃貸住宅の空き家情報（雑則）

第8条 この協定は、平成24年7月13日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月13日

甲 山口県

山口県知事

三井関成

乙 社団法人全日本不動産協会山口県本部

本部長

倉田隼也

災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定書

山口県（以下「甲」という。）及び社団法人山口県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山口県において災害が発生した場合において、甲が、被災者の住宅となる民間賃貸住宅（甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者のために借り上げる応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）を含む。以下同じ。）の情報提供及び媒介（以下「媒介等」という。）の協力を乙に求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、被災者の住宅となる民間賃貸住宅の媒介等の協力を要請できるものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関する媒介等について、甲に可能な限り協力するものとする。

2 この会員業者は、被災者のうち自らの資力で民間賃貸住宅への入居を希望する者への媒介を無報酬で行うものとする。

(甲の役割)

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- (3) 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- (4) 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- (5) その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

(乙の役割)

第5条 乙は、第3条第1項に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること

(4) 甲からの委託を受けた業務に関すること

(5) その他関係者との調整に関すること

2 乙は、平常時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上で定めるものとする。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる資料を交換するものとする。

- (1) 山口県地域防災計画
 - (2) 連絡担当者の氏名及び連絡方法等
 - (3) 乙の会員業者の名簿
 - (4) 民間賃貸住宅の空き家情報
- (雑則)

第8条 この協定は、平成24年7月13日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月13日

甲 山口県

山口県知事

二井関成

乙 社団法人山口県宅地建物取引業協会

会長

五石孔孝士

災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定書

山口県（以下「甲」という。）及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に關して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山口県において災害が発生した場合において、甲が、被災者の住宅となる民間賃貸住宅（甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者のために借り上げる応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）を含む。以下同じ。）の情報提供等の協力を乙に求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、被災者の住宅となる民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲からの要請があった場合、民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
 - (2) 応急借上げ住宅の借上げに関すること
 - (3) 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
 - (4) 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
 - (5) その他関係者との調整に関すること
- 2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

（乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- (4) 甲からの委託を受けた業務に関すること

(5) その他関係者との調整に関すること

2 乙は、平常時においても、この協定について会員の理解と協力が得られるよう努力するものとする。

（協議）

第6条 この協定の実施に關し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

（資料の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づき業務が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる資料を交換するものとする。

- (1) 山口県地域防災計画
- (2) 連絡担当者の氏名及び連絡方法等

（雜則）

第8条 この協定は、平成26年7月31日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成26年7月31日

甲 山口県

山口県知事

村岡嗣政

乙 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長

川口雄一郎

災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定書

山口県（以下「甲」という。）及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山口県において災害が発生した場合において、甲が、被災者の住宅となる民間賃貸住宅（甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者のために借り上げる応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）を含む。以下同じ。）の情報提供等の協力を乙に求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、被災者の住宅となる民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲からの要請があった場合、民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

(甲の役割)

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
 - (2) 応急借上げ住宅の借上げに関すること
 - (3) 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
 - (4) 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
 - (5) その他関係者との調整に関すること
- 2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

(乙の役割)

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- (4) 甲からの委託を受けた業務に関すること

(5) その他関係者との調整に関すること

2 乙は、平常時においても、この協定について会員の理解と協力が得られるよう努力するものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づき業務が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる資料を交換するものとする。

- (1) 山口県地域防災計画
- (2) 連絡担当者の氏名及び連絡方法等

(雑則)

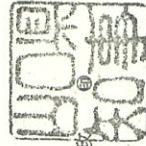
第8条 この協定は、平成26年7月31日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年7月31日

甲 山口県

山口県知事 村岡 嗣 郎



乙 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

会長 永末 照雄



災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定 運用細則

平成24年7月13日付けで締結した、災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定（以下「協定」という。）第6条に基づき、山口県（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会山口県本部（以下「乙」という。）とは、次のとおり運用細則を締結した。

（目的）

第1条 この運用細則は、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（応急借上げ住宅の基準）

第2条 協定第1条の応急借上げ住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）は、次に掲げる全ての基準を満たす住宅とする。

一 原則として昭和56年6月1日以降に建設され、且つ、乙により被災後に使用が可能であると確認された住宅であること。

二 世帯人数に適した間取り・面積を有するものであり、賃料についても適正な住宅であること。

なお、間取りごとの標準的な世帯人数は別表のとおりとする。

三 その他災害の規模や被災地域における住宅事情に応じて甲が定める基準を満たす住宅であること。

（入居者の要件）

第3条 応急借上げ住宅に入居することができる者は、災害の被災者で、災害の当時居住していた住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力をもっては住宅を確保することができないと市町が認める者（以下「住宅確保困難者」という。）とする。

（応急借上げ住宅の提供方法）

第4条 住宅確保困難者への応急借上げ住宅の提供に当たっては、甲が応急借上げ住宅として被災者に提供しようとする民間賃貸住宅の所有者（転貸を目的とする賃借人を含む。第5条において「所有者等」という。）と賃貸借契約を締結した上で、提供するものとする。

2 前項の賃貸借契約は借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による定期建物賃貸借契約によることを原則とし、その期間は原則2年以内の甲の定める期間とする。

（応急借上げ住宅としての契約の締結）

第5条 甲は、協定第3条に基づき乙から情報提供を受けた民間賃貸住宅であって、第2条に定める基準を満たすもののうち、住宅確保困難者が入居を希望し、甲による借上げの申請があったものについて、応急借上げ住宅として用いることを前提として、当該民間賃貸住宅の所有者等と賃貸借契約を締結するものとする。

（入居者の決定）

第6条 甲は、甲が定める入居者決定に係る手続き及び基準に基づき、住宅確保困難者の中から、前条に基づき甲が賃貸借契約を締結した住宅の入居者を決定するものとする。

（経費の負担）

第7条 応急借上げ住宅の提供に必要な経費の負担は、別紙に定めるとおりとする。

(協議)
第8条 この運用細則に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(権則)
第9条 この運用細則は、平成31年3月4日から適用する。

別表 (第2条関係) 間取りごとの標準的な世帯人員数

住宅の間取りの目安	世帯人員数
1K, 1DK, 2DK	1人~2人
3DK (2LDK)	3人~4人
4DK (3LDK)	5人以上

以上のおとり運用細則を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月4日

山口県 土木建築部
部長 森 若 峰 存



公益社団法人 全日本不動産協会山口県本部
本部長 倉 田 康 也



応急借上げ住宅の提供に必要な経費の負担について

運用細則第7条において別紙に定めることとしている応急借上げ住宅の提供に必要な経費の負担は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めたとおりとする。

- 一 応急借上げ住宅の賃料 山口県 (以下「甲」という。)が全額負担する。
- 二 損害保険料 入居条件となつていいる範囲内で甲が全額負担する
- 三 仲介手数料 甲が負担することとし、1物件当たり賃料の0.5ヶ月相当分とする。
- 四 敷金 甲および入居者は負担しない。
- 五 礼金 甲が賃料の1ヶ月分を上限として負担する。
- 六 付帯設備 生活必需品として、ガスコンロ又は照明器具を新設する場合は、甲が全額負担する。
- 七 電気料金、水道料金、ガス料金、自治会費並びに賃料に含まれない駐車場料金は入居者が全額負担する。
- 八 賃料に含まれない共益費及び管理費は甲の負担とする。
- 九 入居時鍵等交換費が必要な場合は甲の負担とする。
- 十 退去修繕負担金 明渡し時における原状回復に要する費用として、甲が1物件当たり賃料の2ヶ月相当分を負担する。
- 十一 上記各号以外については、甲と内閣府との協議により定めることとする。



災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定 運用細則

平成24年7月13日付けで締結した、災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定（以下「協定」という。）第6条に基づき、山口県（以下「甲」という。）と一般社団法人山口県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり運用細則を締結した。

（目的）

第1条 この運用細則は、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（応急借上げ住宅の基準）

第2条 協定第1条の応急借上げ住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）は、次に掲げる全ての基準を満たす住宅とする。

一 原則として昭和56年6月1日以降に建設され、且つ、乙により被災後に使用が可能であると確認された住宅であること。

二 世帯人数に適した間取り・面積を有するものであり、賃料についても適正な住宅であること。

なお、間取りごとの標準的な世帯人数は別表のとおりとする。

三 その他災害の規模や被災地域における住宅事情に応じて甲が定める基準を満たす住宅であること。

（入居者の要件）

第3条 応急借上げ住宅に入居することができる者は、災害の被災者で、災害の当時居住していた住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力をもっては住宅を確保することができないと市町が認める者（以下「住宅確保困難者」という。）とする。

（応急借上げ住宅の提供方法）

第4条 住宅確保困難者への応急借上げ住宅の提供に当たっては、甲が応急借上げ住宅として被災者に提供しようとする民間賃貸住宅の所有者（転貸を目的とする賃借人を含む。第5条において「所有者等」という。）と賃貸借契約を締結した上で、提供するものとする。

2 前項の賃貸借契約は借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による定期建物賃貸借契約によることを原則とし、その期間は原則2年以内の甲の定める期間とする。

（応急借上げ住宅としての契約の締結）

第5条 甲は、協定第3条に基づき乙から情報提供を受けた民間賃貸住宅であって、第2条に定める基準を満たすもののうち、住宅確保困難者が入居を希望し、甲による借上げの申請があったものについて、応急借上げ住宅として用いることを前提として、当該民間賃貸住宅の所有者等と賃貸借契約を締結するものとする。

（入居者の決定）

第6条 甲は、甲が定める入居者決定に係る手続き及び基準に基づき、住宅確保困難者の中から、前条に基づき甲が賃貸借契約を締結した住宅の入居者を決定するものとする。

（経費の負担）

第7条 応急借上げ住宅の提供に必要な経費の負担は、別紙に定めるとおりとする。

(協議) 第8条 この運用細則に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(雑則) 第9条 この運用細則は、平成31年3月4日から適用する。

別表 (第2条関係) 間取りごとの標準的な世帯人員数

住宅の間取りの目安	世帯人員数
1K, 1DK, 2DK	1人~2人
3DK(2LDK)	3人~4人
4DK(3LDK)	5人以上

以上のとおり運用細則を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月4日



山口県 土木建築部 部長 森 若 峰



一般社団法人 山口県宅地建物取引業協会 会長 上 原 祥

応急借上げ住宅の提供に必要な経費の負担について

運用細則第7条において別紙に定めることとしている応急借上げ住宅の提供に必要な経費の負担は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 応急借上げ住宅の賃料 山口県 (以下「甲」という。) が全額負担する。
- 二 損害保険料 入居条件となつてゐる範囲内で甲が全額負担する
- 三 仲介手数料 甲が負担することとし、1物件当たり賃料の0.5ヶ月相当分とする。
- 四 敷金 甲および入居者は負担しない。
- 五 礼金 甲が賃料の1ヶ月分を上限として負担する。
- 六 付帯設備 生活必需品として、ガスコンロ又は照明器具を新設する場合は、甲が全額負担する。
- 七 電気料金、水道料金、ガス料金、自治会費並びに賃料に含まれない駐車料金は入居者が全額負担する。
- 八 賃料に含まれない共益費及び管理費は甲の負担とする。
- 九 入居時鍵等交換費が必要な場合は甲の負担とする。
- 十 退去修繕負担金 明渡し時における原状回復に要する費用として、甲が1物件当たり賃料の2ヶ月相当分を負担する。
- 十一 上記各号以外については、甲と内閣府との協議により定めることとする。



九州・山口9県災害時応援協定に基づく避難・収容施設及び住宅の提供に係る応援に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「九州・山口9県災害時応援協定」(以下「協定」という。)第6条第一号ハの「避難施設及び住宅の提供」の事項について応援が円滑に実施されるよう、実施細目に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象避難・収容施設及び住宅の提供)

第2条 応援の対象となる避難・収容施設及び住宅は、それぞれ、県及び市町村指定避難・収容施設(以下「指定避難・収容施設」という。)、県営及び市町村営住宅(以下「県営住宅等」という。)及び応急仮設住宅とする。

(担当部局)

第3条 本細目に係る応援のうち、住宅を除く避難・収容施設の提供については協定の総合担当部局において施設所管部局との連絡調整に当たるものとし、住宅の提供については別表第1に掲げる各部局が担当するものとする。

(県営住宅等の空室数の把握)

第4条 各県は被災時に提供できる県営住宅等の市町村別、種別別空家の状況について把握しておくものとする。

(応援要請)

第5条 被災県は、応援担当県に対し、次の事項を電話等により明らかにし、後日速やかに応援要請書(様式1号)を送付するものとする。

- (1) 提供希望戸数
- (2) 入居世帯別人員数
- (3) その他必要事項

2 前項各号の応援要請を受けたときは、直ちに必要な受入体制を整備するとともに、応援内容を被災県に電話等により連絡し、後日応援通知書(様式2号)を送付するものとする。

3 応援担当県は、被災者を受け入れた場合は、当該被災者の入居先県営住宅等の名称、住所等について、被災県に対し通知するものとする。

(入居条件等)

第6条 入居の条件については、原則として次のとおりとする。

(1) 入居期間は、原則として1年以内とし、具体的には、応援担当県と被災県で入居者の事情等を考慮し決定するものとする。

(2) 入居期間中の家賃、敷金については免除するものとする。

(応急仮設住宅の提供)

第7条 各県は、被災者に対し応急仮設住宅として提供できる建物があれば提供可能戸数等について把握しておくものとする。

(応急仮設住宅の建設場所)

第8条 応急仮設住宅は、原則として被災県内において建設するものとする。

(応急仮設住宅の建設要員の派遣)

第9条 応急仮設住宅の建設要員の派遣等については、被災県及び応援担当県が協議して決めるものとする。

(指定避難・収容施設)

第10条 指定避難・収容施設については、避難が緊急性を伴うことから、隣接県が必要に応じ、お互いに応援可能と思われる指定避難・収容施設について資料交換するものとする。

(その他)

第11条 この実施細目に定めのない事項については、9県が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

附 則

この実施細目は、令和2年4月24日から施行する。
平成23年10月31日の細目は廃止する。

各県担当部局（住宅提供に係る事項）

県名	部(局)	課	電話番号	
			電話番号	F A X
福岡県	建築都市部	県営住宅課	電話番号	092-643-3739
			F A X	092-643-3753
佐賀県	県土整備部	建築住宅課	電話番号	0952-25-7368
			F A X	0952-25-7316
長崎県	土木部	住宅課	電話番号	095-894-3102
			F A X	095-894-3464
熊本県	土木部	住宅課	電話番号	096-333-2550
			F A X	096-384-5472
大分県	土木建築部	公営住宅室	電話番号	097-506-4684
			F A X	097-506-1779
宮崎県	県土整備部	建築住宅課	電話番号	0985-24-2744
			F A X	0985-20-5922
鹿児島県	土木部	建築課住宅政策室	電話番号	099-286-3735
			F A X	099-286-5637
沖縄県	土木建築部	住宅課	電話番号	098-866-2418
			F A X	098-866-2800
山口県	土木建築部	住宅課	電話番号	083-933-3880
			F A X	083-933-3899

*上記担当部局は、避難・収容施設に係る所管を示すものではない。

県営住宅の空き室状況

県名	管理戸数	空き室	備 考		
福岡県	28,705	2,732	5年	4/1	現在 政策空家を含む
佐賀県	6,583	1,254	5年	1/1	現在 政策空家を含む
長崎県	12,507	901	3年	4/1	現在 政策空家を含む
熊本県	8,524	1,610	5年	4/1	現在 政策空家を含む
大分県	8,634	1,815	4年	4/1	現在 政策空家を含む
宮崎県	8,834	1,747	4年	4/1	現在 政策空家を含む
鹿児島県	12,058	1,501	5年	3/31	現在 政策空家を含む
沖縄県	17,414	1,460	4年	4/1	現在 政策空家を含む
山口県	12,869	3,116	5年	3/15	現在 政策空家を含む

木造仮設住宅の建設に係る九州・山口9県の連携に関する取扱い

(目的)

第1 この取扱いは、「九州・山口9県災害時応援協定に基づく避難・収容施設及び住宅の提供に係る応援に関する実施細目」第11条に基づき、今後の大規模な災害に備え、被災状況に応じた応急仮設住宅の多様な供給手法を確保するために、地域の大工・工務店等による木造の建設型応急仮設住宅（以下「木造仮設住宅」という。）の建設に係る九州・山口9県の連携に関する取扱いを定めるものである。

(各県での体制整備)

第2 各県は、地域の実情や災害の多様性を勘案し、地域の大工・工務店団体（以下「地域団体」という。）の協力を得て、木造仮設住宅を建設できる体制を整備するものとする。

2 各県は、前項の体制整備に際し、他県との連携や他県からの支援を得やすい環境づくりを図るとともに、全国からの技術者の支援など供給能力を補完するため、各県に支部等を有し、地域の大工・工務店等と連携を図れる全国規模の団体（以下「全国団体」という。）との協定締結に努めるものとする。

(木造仮設住宅の供給と連携)

第3 災害の発生によって被害が生じた県（以下「被災県」という。）は、木造仮設住宅を建設する必要が生じた場合は、被害の状況、必要となる住宅の戸数、建設しようとする住宅の構造等によって、木造仮設住宅の建設を依頼する地域団体又は全国団体を選定するものとする。

2 前項の規定に基づき、被災県が依頼する団体が全国団体である場合は、被災県への支援が円滑に行われるよう、各県は、当該全国団体の支部等と情報共有を行い、被災地支援の協力を求めることができるものとする。

(木造仮設住宅の建設に係る各県の協力)

第4 各県は、被災県からの要請が行われた場合において、木造仮設住宅の建設に係る次の協力を行うよう配慮するものとする。

- ① 建設、検査、内閣府協議等に参考となる資料の提供、助言
- ② 建設のための職員の派遣
- ③ 配置計画の助言等
- ④ その他、必要となる協力

(木造仮設住宅の仕様等の共通化)

第5 各県は、災害時の相互支援を容易にするために、全国団体に求める木造仮設住宅の間取り、仕様の共通化に配慮するものとする。

(情報の共有)

第6 木造仮設住宅を建設した県は、建設完了後の九州地方会議等において、木造仮設住宅の建設状況及びこれにより得られた知見等を報告し、情報共有に努めるものとする。

(連絡窓口の設置等)

第7 各県は、木造仮設住宅の建設に係る連携の推進のため、それぞれに担当窓口、担当者を設置するものとする。

2 各県は、災害発生時における木造仮設住宅の建設への協力を円滑に行えるよう、予め連絡体制を構築するものとする。

(訓練等の実施)

第8 各県は、木造仮設住宅の建設に係る相互支援を円滑に行うため、連絡訓練、机上訓練等を行うものとする。

2 前項の訓練に際しては、必要に応じて、九州地方整備局及び協定団体等の協力を得るものとする。

(委任)

第9 木造仮設住宅の建設に関し、九州地区の連携体制を構築するうえで必要な事項は、別に定める。

(附則)

1 各県は、当該連携体制の整備を促進し、円滑な運用を図るため、必要に応じて、国土交通省九州地方整備局に対し、助言を求めることができるものとする。

2 当該連携体制の構築のために、熊本県を当面の取りまとめ県とする。

3 被災県における木造仮設住宅の建設に係る連携に加え、県境を越える広域避難等を想定し、隣接県など被災県以外の地域における木造仮設住宅の建設、既設公営住宅の提供、みなし仮設の提供（空き家の利用及び応急修理等の支援を含む。）等も、必要に応じて検討するものとする。

4 この取扱いは、平成31年4月1日から施行する。

関係機関連絡先一覧 (R6. 4 現在)

山口県

担当部局	電話番号	FAX	E-Mail
厚政課 総務管理班	083-933-2710	083-933-2739	a13200@pref.yamaguchi.lg.jp
住宅課 住宅企画班	083-933-3874	083-933-3899	a18900@pref.yamaguchi.lg.jp
住宅課 県営住宅管理班	083-933-3880		
住宅課 民間住宅支援班	083-933-3883		
住宅課 県営住宅計画班	083-933-3888		
住宅課 県営住宅整備班	083-933-3886		

市町 (災害救助部局)

担当部局	電話番号	FAX	E-Mail
下関市 防災危機管理課	083-231-9333	083-231-9966	skbousai@city.shimonoseki.lg.jp
宇部市 地域福祉課	0836-34-8325	0836-22-6028	chi-fuku@city.ube.yamaguchi.jp
山口市 防災危機管理課	083-934-2723	083-934-2958	bousai@city.yamaguchi.lg.jp
萩市 福祉政策課	0838-25-3550	0838-25-3232	fukuseisaku@city.hagi.lg.jp
防府市 福祉総務課	0835-25-2349	0835-25-2549	shakai@city.hofu.lg.jp
下松市 地域福祉課	0833-45-1833	0833-41-1515	chiikifukushi@city.kudamatsu.lg.jp
岩国市 福祉政策課	0827-29-5070	0827-21-3337	fukuseisaku@city.iwakuni.lg.jp
光市 福祉総務課	0833-74-3000	0833-74-3070	fukushi@city.hikari.lg.jp
長門市 地域福祉課	0837-23-1245	0837-22-3680	chiiki-fukushi@city.nagato.lg.jp
柳井市 社会福祉課	0820-22-2111	0820-23-7566	shakaifukushi@city.yanai.jp
美祢市 福祉課	0837-52-5227	0837-52-1490	fukushi@city.mine.lg.jp
周南市 地域福祉課	0834-22-8465	0834-22-8396	fukushi@city.shunan.lg.jp
山陽小野田市 社会福祉課	0836-82-1174	0836-81-5695	shakai@city.sanyo-onoda.lg.jp
周防大島町 福祉課	0820-77-5505	0820-77-5111	fukushi@town.suo-oshima.lg.jp
和木町 保健福祉課	0827-52-2195	0827-52-7277	fukusi@town.waki.lg.jp
上関町 総務課	0820-62-0311	0820-62-1600	bousai@town.kaminoseki.lg.jp
田布施町 町民福祉課	0820-52-5810	0820-52-5967	fukushi@town.tabuse.yamaguchi.jp
平生町 町民福祉課	0820-56-7113	0820-56-5603	fukushi@town.hirao.lg.jp
阿武町 健康福祉課	08388-2-3115	08388-2-2090	minsei02@town.abu.lg.jp

市町（住宅部局）

担当部局	電話番号	FAX	E-Mail
下関市 住宅政策課	083-231-4101	083-233-7414	ksjutaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
宇部市 住宅政策課	0836-34-8427	0836-22-6049	jyuutakuka@city.ube.yamaguchi.jp
山口市 建築課	083-934-2843	083-934-2656	kenchiku@city.yamaguchi.lg.jp
萩市 建築課	0838-25-2314	0838-25-4011	kentiku@city.hagi.lg.jp
防府市 建築課	0835-25-2178	0835-25-8863	kenchiku@city.hofu.yamaguchi.jp
下松市 住宅建築課	0833-45-1851	0833-44-3613	jyuuken@city.kudamatsu.lg.jp
岩国市 建築住宅課	0827-29-5138	0827-24-4208	kenchiku@city.iwakuni.lg.jp
光市 建築住宅課	0833-72-1566	0833-72-3478	kenchikujuutaku@city.hikari.lg.jp
長門市 建築住宅課	0837-23-1186	0837-22-5155	jutaku@city.nagato.lg.jp
柳井市 都市計画・建築課	0820-22-2111	0820-23-5699	toshikeikaku@city-yanai.jp
美祢市 建設課	0837-52-1116	0837-52-5698	kensetsu.kanri@city.mine.lg.jp
周南市 住宅課	0834-22-8282	0834-22-8325	jutaku@city.shunan.lg.jp
山陽小野田市 建築住宅課	0836-82-1166	0836-83-2604	kenchiku@city.sanyo-onoda.lg.jp
周防大島町 生活衛生課	0820-79-1010	0820-79-1022	seikatsu@town.suo-oshima.lg.jp
和木町 都市建設課	0827-52-2197	0827-52-7279	kensetu@town.waki.lg.jp
上関町 土木建築課	0820-62-0315	0820-62-1528	kenchiku@town.kaminoseki.lg.jp
田布施町 建設課	0820-52-5807	0820-52-0140	kenstsu@town.tabuse.lg.jp
平生町 建設課	0820-56-7118	0820-56-7119	kenchiku@town.hirao.lg.jp
阿武町 土木建築課	08388-2-3112	08388-2-0100	sisetu@town.abu.lg.jp

関係団体

担当部局	電話番号	FAX	E-Mail
山口県施設管理財団			
山口支所	083-934-2004	083-920-4222	
岩国支所	0827-30-1030		
周南支所	0834-27-6780		
宇部支所	0836-37-0878		
下関支所	083-228-0310		
UR都市機構 九州支社	092-722-1021	092-722-4406	
山口県 宅地建物取引業協会	083-973-7111	083-973-7522	
全日本不動産協会 山口県本部	083-974-2103	083-974-2104	
公益社団法人全国賃貸 住宅経営者協会連合会	03-6665-7866	03-6665-7867	
日本賃貸住宅管理協会	03-6265-1555	03-6265-1556	
プレハブ建築協会	03-5280-3123	03-5280-3127	
全国木造建設事業協会	03-5540-6678	03-5540-6679	

九州・山口災害協定担当窓口（住宅提供に係る事項）

県名	部（局）	課	電話番号	FAX
福岡県	建築都市部	県営住宅課	092-643-3739	092-643-3753
佐賀県	県土整備部	建築住宅課	0952-25-7368	0952-25-7316
長崎県	土木部	住宅課	095-894-3102	095-894-3464
熊本県	土木部	住宅課	096-333-2550	096-384-5472
大分県	土木建築部	公営住宅室	097-506-4684	097-506-1779
宮崎県	県土整備部	建築住宅課	0985-26-7196	0985-20-5922
鹿児島県	土木部	建築課住宅政策室	099-286-3735	099-286-5637
沖縄県	土木建築部	住宅課	098-866-2418	098-866-2800
山口県	土木建築部	住宅課	083-933-3880	083-933-3899